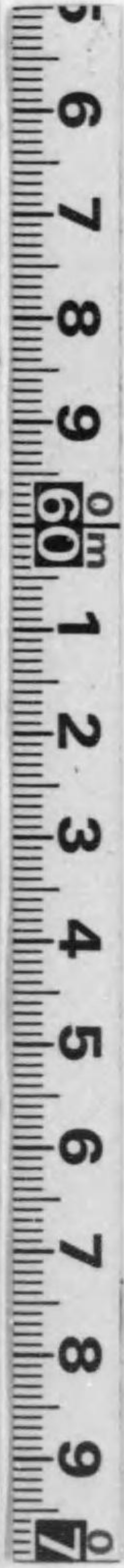


348
270



始



凡例

一本書の記事は明治四十三年を以て終る。即之是年十月、皇太子殿下大道村瑞光寺へ行啓ならせ給ひしかば、此光榮を紀念し、而も此年に止むることにしたり。但會計年度に屬するものも亦同年度を以て終りとす。

一管轄沿革の如き複雑なるものは、單に其部門に敘説したるだけにては、町村編に移りて之を知るに不便の憾あれば、各部に於て其町村に入るに先立ち、管轄沿革譜を前示し以て閲讀に便す。其他町村の沿革に關係あること、雖も、制度等の變化にして一般に拘はるものは、大槩別に説述して其混雜を避けたり。

一町村名は槩ね其時代の名稱文字に循ふ。例へば明治十九年一月三十日までは葦島村に作り、爾後は之を稗島村と書くが如し。然れども第三編教育部門の如き、舊村名と現町村名とを用ゐたる處などあり。但町村編に限り現在名稱町村制施行後の稱を以て本位とす。故に舊村稱は多くは大字として現はる。

一史書類和歌詩文又は古文書など参考上必要と認めしは、其關係の箇處に原文の一部或は全部を載せ、而して括弧中に其出處を掲ぐ。

一數量綿壹本とせるは三百目壹斤の四拾斤、平野目は貳百貳拾目、壹斤五拾五斤、羽壹本即拾貳貫目を云ふ。又

通貨銀目は端數を欠とし、丁數を目としたるにあれど、其區別を立てず。

一第六編年表は西成郡年表に編纂したるものにして、元之資料の幾部なれども、部門の分類上全く引かざりし事柄も寡少なからざるより、其主要なるものを撰み之を差加へたるにあり。尤も觸書など已むなきもの、外、冗長なるは成るべく其意味の失はれざる程度に之を約述し、以て年代表とし便覽に供するものとす。

一年表中標題に ㊦ 字を冠せるは、便ち参考上必要と認めしものにして、率ね郡固有の事柄として顯はれざるものを擧げたるにあり。之を譬ふに攝津大風、大水地大震とあるが如き、又は觸書府布達の類是なりとす。但一事件中に ㊦ 字を附したるは其記事の参考に載せたるものとす。

一年表中参考記事として大坂市中の異變等を載せるは、元本郡なりし關係に因る。一年表は年號千支の次第を逐ひ月日の順に従うて掲ぐれども、月の不詳なるは年の終りに、日の不詳なるは月の終りに、又物價收穫現住者戸數人口等の如き、或る時代を通じて年々現はるゝものは、其年の最終に記載せり。

一年表の記事にして前後の關係する處、或は沿革等のあるありて、其盡さざるものは、但因に云ふなどの語を加へ、裨補布衍して解説に便せり。

西成郡史目次

第壹編 郡

第壹章	郡名	一
第貳章	位置・疆域	四
第參章	地勢	七
第四章	氣候	一〇
	平均氣温(一三)	各郡に於ける平均氣温(一三)
	降水量(一五)	各郡に於ける降水總量(一五)
	霜雪季節(一六)	各郡に於ける霜雪期間(一六)
		最高氣温(一三)
		降水日數(一六)
		最低氣温(一四)
		風向回數(一七)
第五章	土地・人口	二〇
	土地(二〇)	人口(二三)
	土地の參(二三)	西成郡土地(二六)
		土地の壹(二七)
		土地の貳(二九)
第六章	管轄沿革	三三
	徳川氏前(三三)	徳川氏後(三五)
		代官名(四〇)
第七章	舊幕時代	四三
	大坂町奉行(四三)	町奉行所(四四)
		代官(四六)
		代官の職務(四七)
		大坂船奉行(五一)

目次

庄屋一五三 年寄百姓代一五四 新田支配人一五七 郡中總代一五八
 村役人の事務一五九 伍人組一六二 伍人組掟一六三 高札一七三 檢地一七五
 文祿慶長の檢地一七六 延寶の新檢地一七九 元祿の新田檢地一七九
 貢租一六三 田畑の等位一六三 定免取一六五 高掛諸役一六六
 十分一大豆代三分一銀納一六八 免の割付方一六九 租の上納一六九 村小入用一六九
 村小入用の費目一六九 小入用不均一の賦課一七〇 小入用帳一七〇
 小入用の監督一七〇 小入用帳の寫一七〇

第八章

明治時代

大坂裁判所一三三 大坂府一三三 攝津縣一三四 區組村の制一三六
 大區小區一三三 町村分畫一三三 毎町村一戸長制度一三三 戸長役場管理區域一三五
 町村制施行一三七 郡中制法一三九

第九章

警察沿革

第十卷

風俗

第貳編 町村上卷

第一章

總說

大隅宮址一三三 江口一三三 豊崎宮址一三五 十二郷一三六 郷庄一三七
 新田開發一三七 舊藩時代の村異動一三七 慶應幕末の現在村一三六
 維新以後の町村異動一三八

第二章

畑場八箇村

(一) 粉濱村一八九
 (二) 勝間村一四九
 (三) 津守村一四七
 (四) 今宮村一四〇
 (五) 木津村一四〇
 (六) 難波村一四〇 難波一三二 西側一三三 材木置場一三四
 (七) 西高津村一四二
 (八) 清堀村一四二
 (九) 西濱町一四三

第三章

木津川組

(一) 九條村一三七 九條一三六 岩崎一三二
 (二) 三軒家村一三三 三軒家一三三 三軒家町一三四
 (三) 川南村一三五 難波島一三五 中口一三七 今木一三八 千島一三九
 南恩加島一四〇 平尾一四〇 炭屋一四二 泉尾一四三 小林一四四 岡田一四四
 北恩加島一四四 千歳一四四 石田一四四 田中一四四 木屋一四四 湊屋一四四
 八橋屋一四六 市岡一四七 池山一四八 前田屋一四九 池田一四九
 北福崎一四九 南福崎一五〇 天保町一五〇

第四章

南中島

(一) 野田村一五七
 (二) 下福島村一五八 下福島一五九 安井一六〇
 (三) 上福島村一六〇

第貳編 町村下卷

- (四) 曾根崎村 一三六
- (五) 北野村 一三六
- (六) 川崎村 一三六
- (七) 豊崎村 一三七
- (八) 中津村 一三七
- (九) 鷺洲村 一三七
- 國分寺 一三七
- 南長柄北長柄 一三七
- 本庄 一三七
- 南濱 一三七
- 光立寺 一三六
- 下三番 一三六
- 小島新田 一三六
- 小島古堤 一三六
- 海老江 一三三
- 浦江 一三四
- 大仁 一三五
- 塚本 一三六

第五章 上中島

- (一) 豊里村 一三四
- (二) 大道村 一三四
- (三) 中島村 一三八
- (四) 新庄村 一三五
- 菅原 一三〇
- 西大道南大道北大道 一三四
- 江口 一三〇
- 上新庄 一三七
- 三番 一三九
- 天王寺庄 一三二
- 橋寺 一三三

第六章 下中島

- (一) 西中島村 一三四
- (二) 北中島村 一三七
- (三) 神津村 一三六
- 柴島 一三六
- 川口 一三三
- 浦田 一三六
- 十八條 一三五
- 三津屋 一三六
- 小島 一三六
- 藥師堂 一三六
- 南方 一三三
- 北宮原 一三四
- 東宮原 一三五
- 野中 一三九
- 木川 一三六
- 濱 一三九
- 山口 一三四
- 南宮原 一三五
- 新在家 一三九
- 堀上 一三六
- 淡路 一四〇
- 西 一三四

第七章 安治川北

- (一) 千船村 一三四
- (二) 傳法町 一三五
- (三) 福村 一四〇
- (四) 川北村 一四〇
- 秀野 一四二
- 西野 一四二
- 布屋 一四〇
- 加島 一三八
- 野里 一三七
- 御幣島 一三七
- 大和田 一三六
- 大野 一三六
- 百島 一三九
- 佃 一三九
- 南一、二、三丁目北一、二、三、四丁目 一三七
- 北五丁目 一四〇
- 福 一四〇
- 南四島 一四〇
- 南 一四〇
- 四貫島 一四〇
- 六軒屋 一四三
- 春日出 一四〇
- 島屋 一四二
- 本西島 一四二
- 常吉 一四二
- 恩貴島 一四二
- 西島 一四二
- 矢倉 一四二
- 中島 一四二
- 西洲 一四二

第參編 各種の事業上卷

第一章 農業

- 農事の状態 一四三
- 新田小作の慣例 一四五
- 農産物米麥 一四六
- 農産物收穫金高 一四七
- 農作物 一四三
- 家畜 一四五
- 豆類 一四六
- 牛馬豚頭數 一四七
- 蔬菜の收利 一四九
- 産業組合 一五〇
- 特別農産物 一五〇
- 牛乳搾取屠殺 一五〇
- 農家の副業 一五二
- 農事機關 一五二
- 町村別作付反別 一五三
- 家畜 一五三

第二章 漁業

- 古への漁村及其由緒 一四三
- 漁業組合規約 一四四
- 維新前後の概況 一四五
- 明治廿二年末現在の漁戸其他 一五〇
- 最近に於ける概況 一五〇
- 漁船 一五二

第參章

工業・商業
漁獲高(五〇二) 水産養殖(五〇四) 水産製造物(五〇四)

古き以前の工産物(五〇三) 維新後工業初期の工産物(五〇六) 工業の勃興(五二二)

明治三十年四月十五箇町村大阪府編入前の盛況(五二二) 最近の状況(五二五)

工場職工石炭消費(五二六) 製造工場(五三〇) 工産紡績の部(五三三)

工産物各種の部(五三九) 染物表(五五三) 商業(五五四) 青物市場(五五五) 市場表(五五五)

金融概況(五五九)

第四章

土木・交通

著大の水害(五七七) 土木の工事(五七九) 徳川時代の河川保護(五六〇)

淀川の改修(五八三) 徳川時代の治水費の負擔(五六五) 河川脈絡(五七七) 道路橋梁(五九四)

道路の新開及修繕(五九六) 橋梁の新架々換及修繕費(五九七) 補助道路里道新築

改築修繕の費用額(五九八) 用水悪水路坪敷延長及修繕費(六〇三) 著名の橋梁(六〇四)

交通(六〇五) 徳川時代の通路(六〇五) 國道縣道里道(六〇九) 鐵道(六三三)

南海鐵道(六三三) 高野登山鐵道(六三六) 阪神電氣鐵道(六三七) 其而有馬電氣鐵道(六三六)

南海線瀛軍の乗客荷物(六三八) 高野線瀛軍の乗客荷物(六三九) 船車(六四〇)

諸車(六三三) 船舶(六三三) 通信機關(六三三)

第參編 各種の事業下卷

第五章

水利

中島水道普通水利組合(六三六) 大道村外拾三箇村普通水利組合(六三六)

神島村外六箇村普通水利組合(六三七) 傳法村外四箇村普通水利組合(六三三)

第六章

衛生

南中島普通水利組合(六三五) 淀川改修の水利上に及ぼせる關係(六九三)

出生死亡(六九六) 死亡者の病症別(六九六) 傳染病(七〇〇) 徳川時代一般に

公示せられし御薬法(七〇四) 明治以後に於ける傳染病の流行(七〇七) 種痘(七〇八)

飲料水(七二二) 病院(七二五) 醫師其他(七二六)

第七章

教育

徳川時代の教育(七三〇) 攝津縣の設けたる啓蒙館(七三三) 學制時代の小學校(七三三)

教育令時代の小學校(七三三) 第一次小學校令時代(七三三) 第二次小學校令に依る小

學校の設置(七三三) 拾五箇町村大阪府編入後の小學校(七三三) 最近の概況(七三三)

明治四十三年四月小學校一覽(七三三) 學齡兒童(七三七) 就學の期に達したる學齡

兒童就學歩合(七三六) 學齡兒童の不就學者(七三六) 小學校尋常科兒童(七三六)

小學校高等科兒童(七三六) 小學校尋常科兒童日々出席及缺席(七三六) 小學校高等科兒

童日々出席及缺席(七三六) 小學校入學兒童及卒業者(七三六) 小學校教員及俸給額(七三六)

私立學校(七三六) 教育會(七三三) 長柄通俗圖書館(七三三)

第八章

財政

郡の財政及郡農會郡教育會(七三六) 郡議入出決算書(七三六) 町村財政(七三三)

中島水道普通水利組合議入出決算書(七三六) 大道村外十三箇村普通水利組合議入

出決算書(七三六) 神島村外六箇村普通水利組合議入出決算書(六〇二) 南中島普通

水利組合議入出決算書(六〇三) 傳法村外四箇村普通水利組合議入出決算書(六〇九)

中島水害豫防組合議入出決算書(六〇六) 府税の收入(六〇六) 國稅額(六〇九)

第四編 社 寺

目次

第壹章

神社

概説(一八五) 二十六神社(一八三)

八一五

第貳章

寺院

概説(一八五) 大日寺(一八四) 鶴満寺(一八四) 源光寺(一八四) 光福寺(一八七)
法華寺(一八六) 崇禎寺(一八六) 定専坊(一八五) 瑞光寺(一八五) 大道寺(一八五)
大願寺(一八五) 長樂寺(一八六) 富光寺(一八五) 其他寺院(一八二)

八三八

第五編 故蹟

第壹章

舊址・名勝

大隅宮址(一八八) 長柄豊碓宮址(一八八) 長柄橋址(一八九) 柏の渡(一九三)
飛田の墓(一九三) 瀨の墓(一九三) 彩家址(一九三) 歌塚(一九四) 判官松(一九四)
涙池の故跡(一九四) 來國次國長の舊柩(一九四) 乾十郎の隠棲地(一九五) 柴島城址(一九六)
江口城址(一九六) 堀城址(一九六) 新庄城址(一九七) 三津屋城址(一九八)
大和田城址(一九九) 白山氏の名庭園(一九〇) 毛馬關門(一九二)

八八九

第貳章

塚墳墓碑

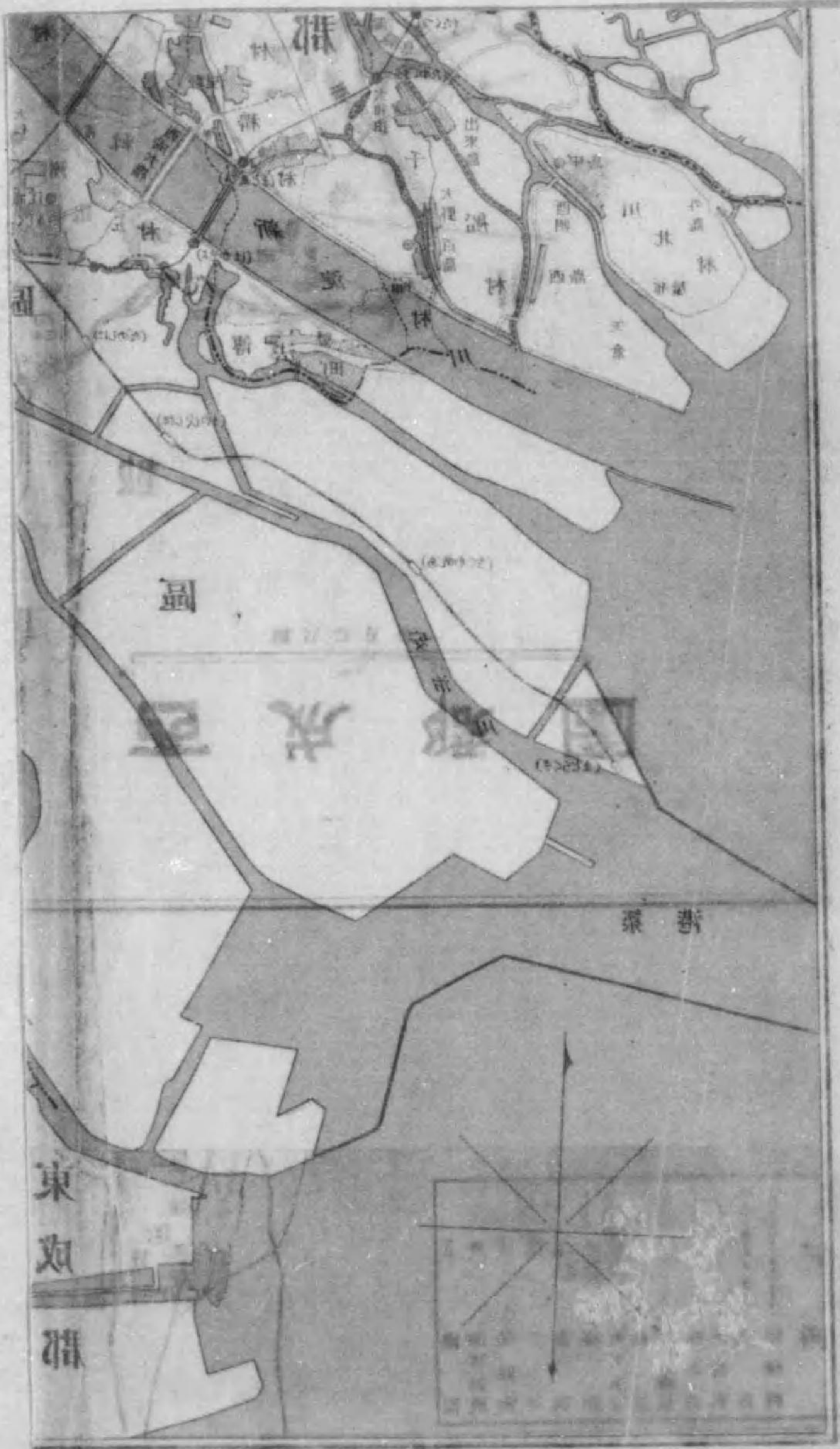
王仁の墓(一九三) 如來塚(一九三) 鷲塚(一九四) 鼠塚(一九四) 武内宿禰の墳(一九五)
三浦氏の墓(一九五) 鳥道悦の墓(一九六) 勝四郎右衛門の墓(一九七) 多羅尾氏の碑(一九八)
富島瑞峰の墓(一九九) 遠城安藤二勇士の墓(一九九) 彦坂四郎兵衛の墓(一九九)
龍田善達の墓(一九〇) 山本文龍の墓(一九〇) 佐々木専林の墓(一九〇) 如雲會
紫筒の墓(一九〇) 月岡雪那の墓(一九二) 金谷典般の墓(一九二) 薮關月の墓(一九三)
大江元定の墓(一九三) 松野登十郎の墓(一九三) 金谷典詩の墓(一九四) 齋藤鑿江

九〇二

第六編 年表

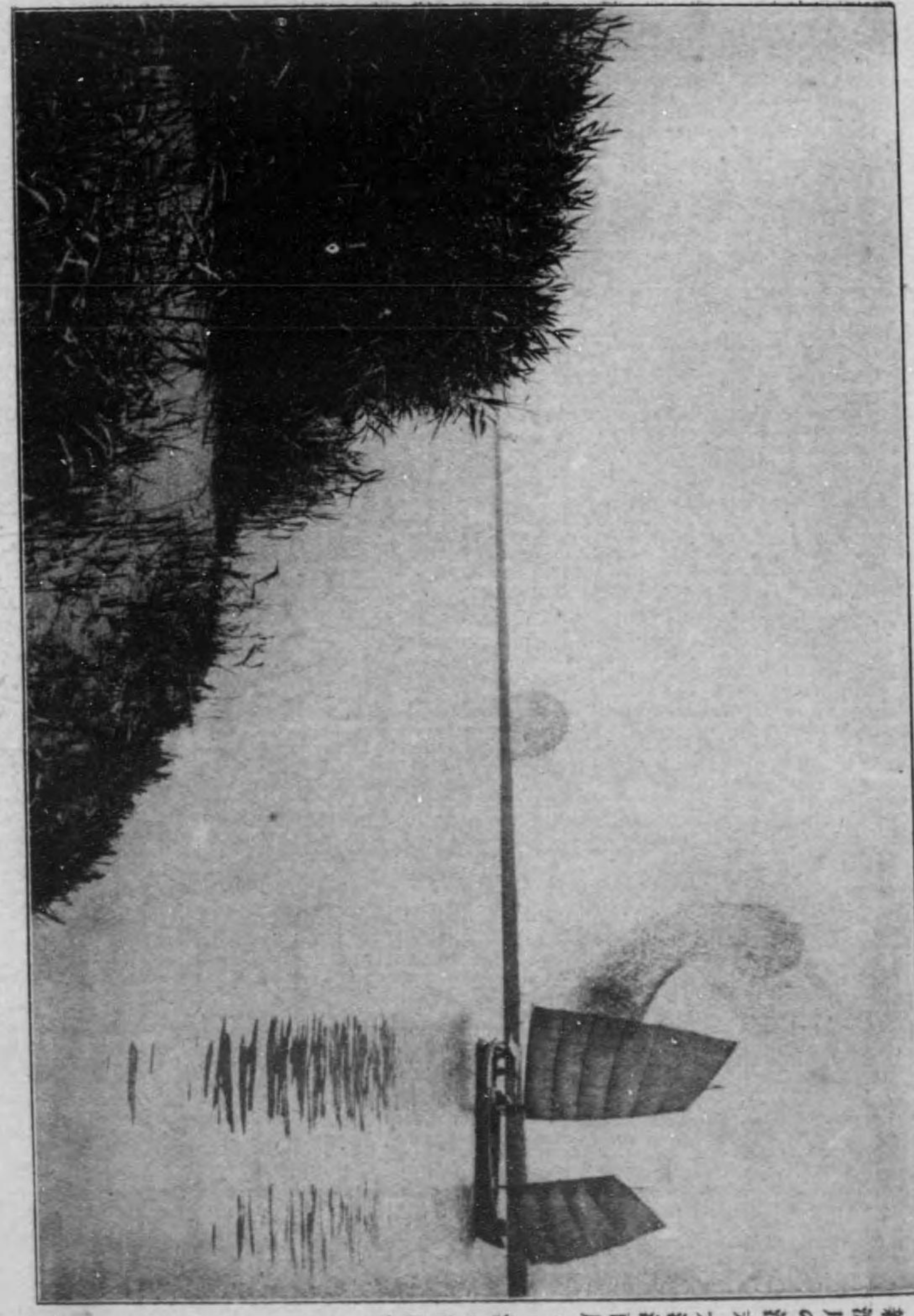
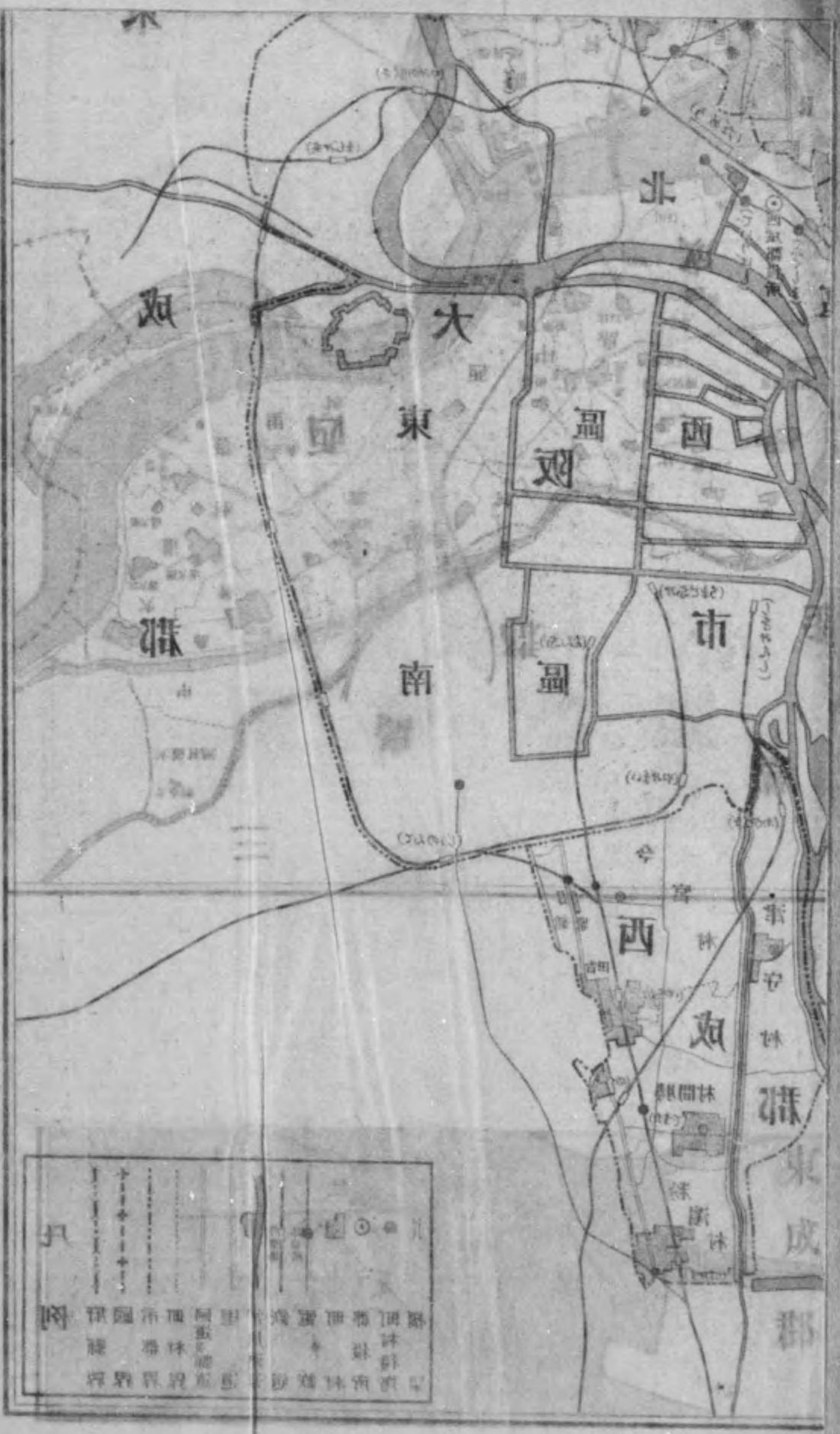
九一九

の墓(一九四) 木村晴翁の墓(一九五) 萩原廣道の墓(一九六) 河野春風(一九六)
新莊善亮の碑(一九七) 江藤金治の墓(一九七)

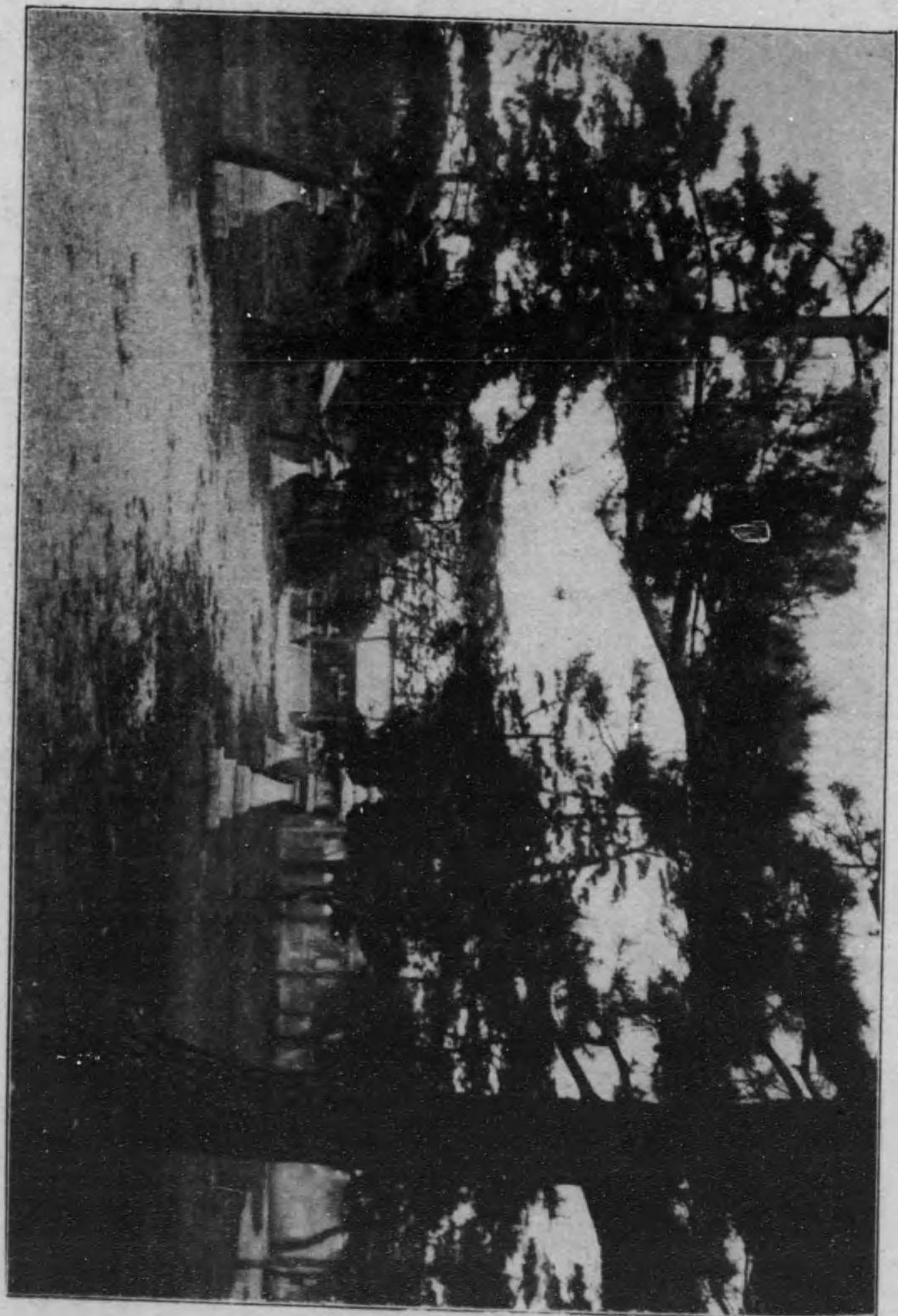


西

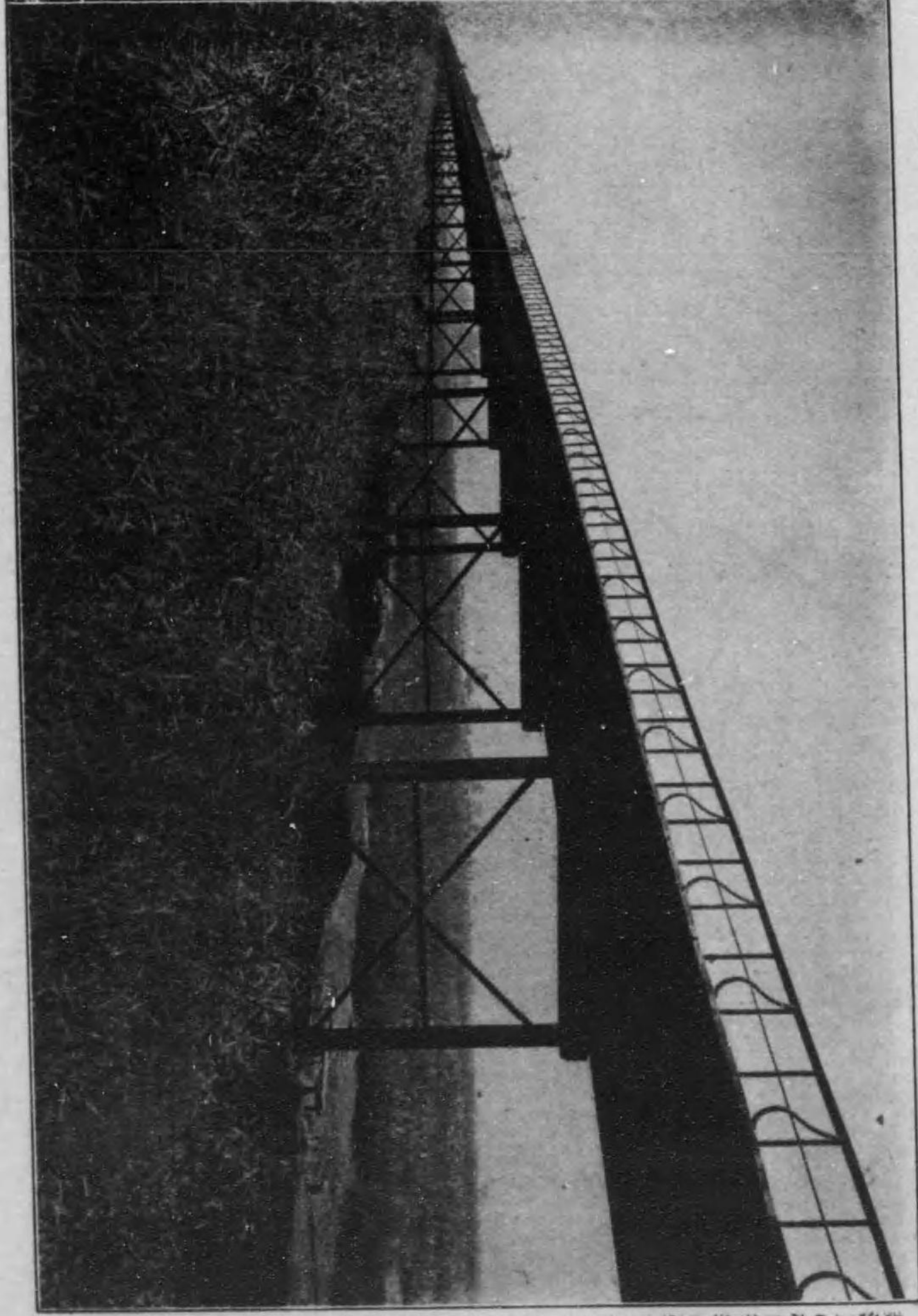
10



新湟川の流末大浦渡南岸より海口を眺む



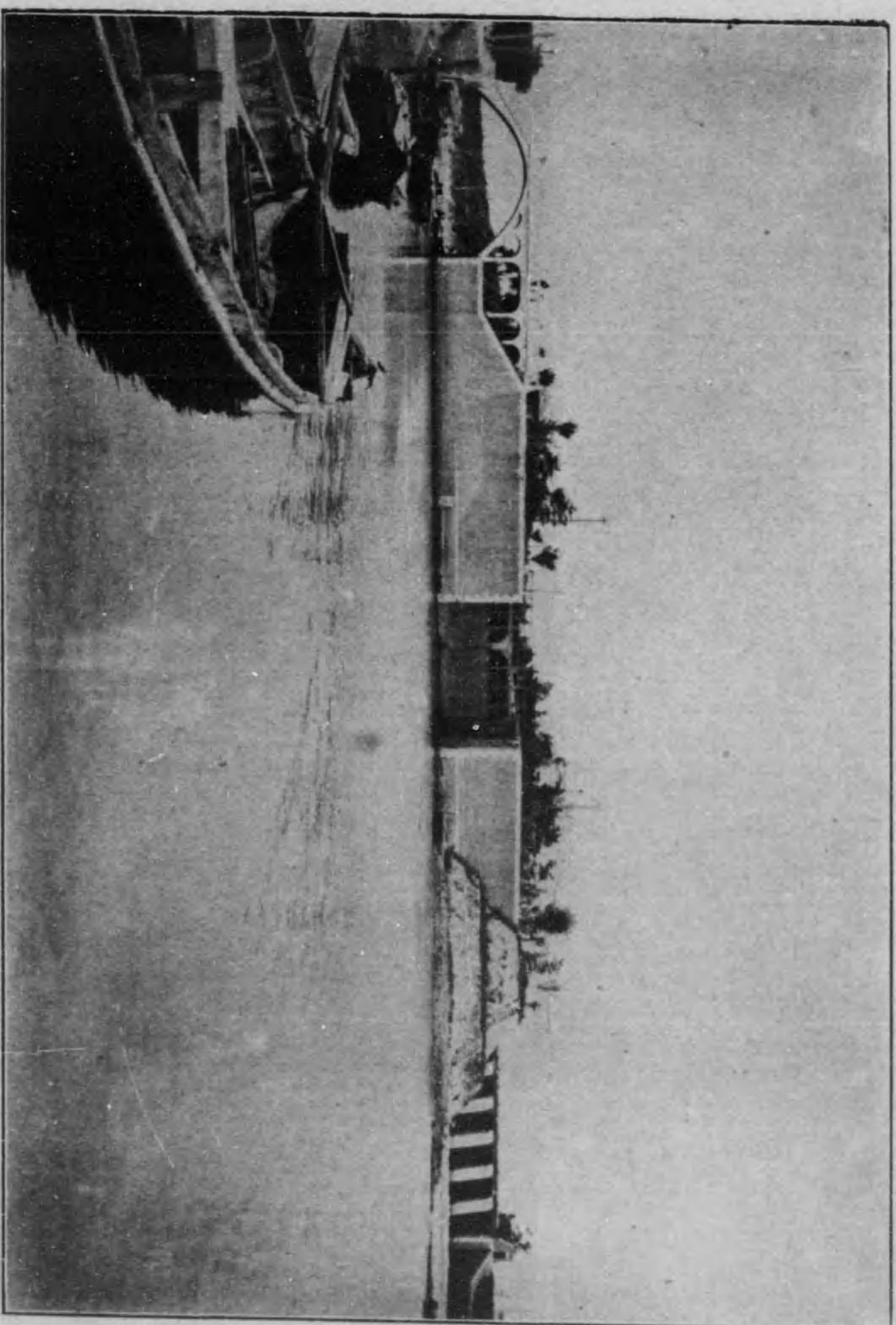
四 中島村大字山日交る郷社中島惣社



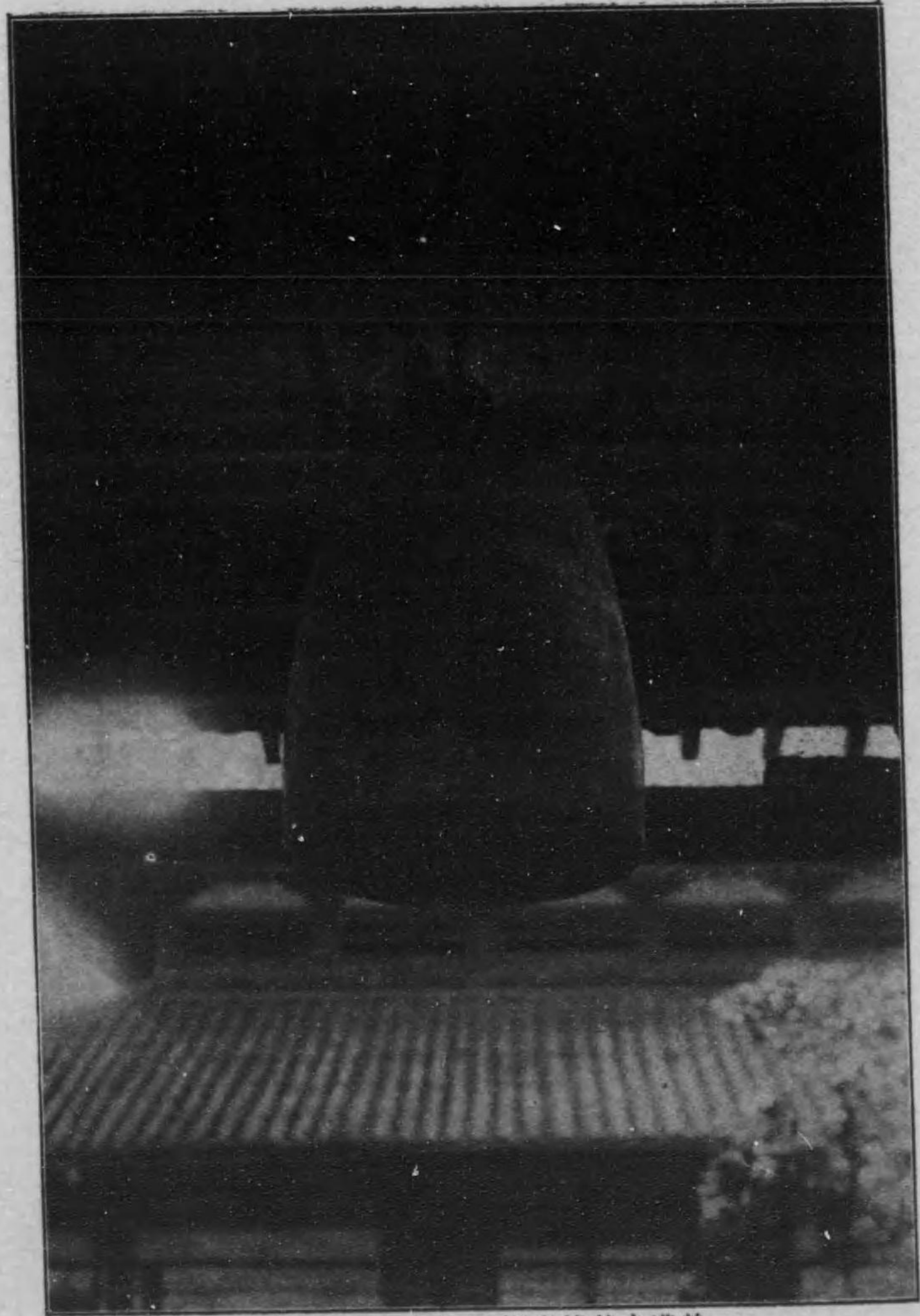
新湍川の梅田街道に架せる阿成大橋なり、其長さ七町に達す。



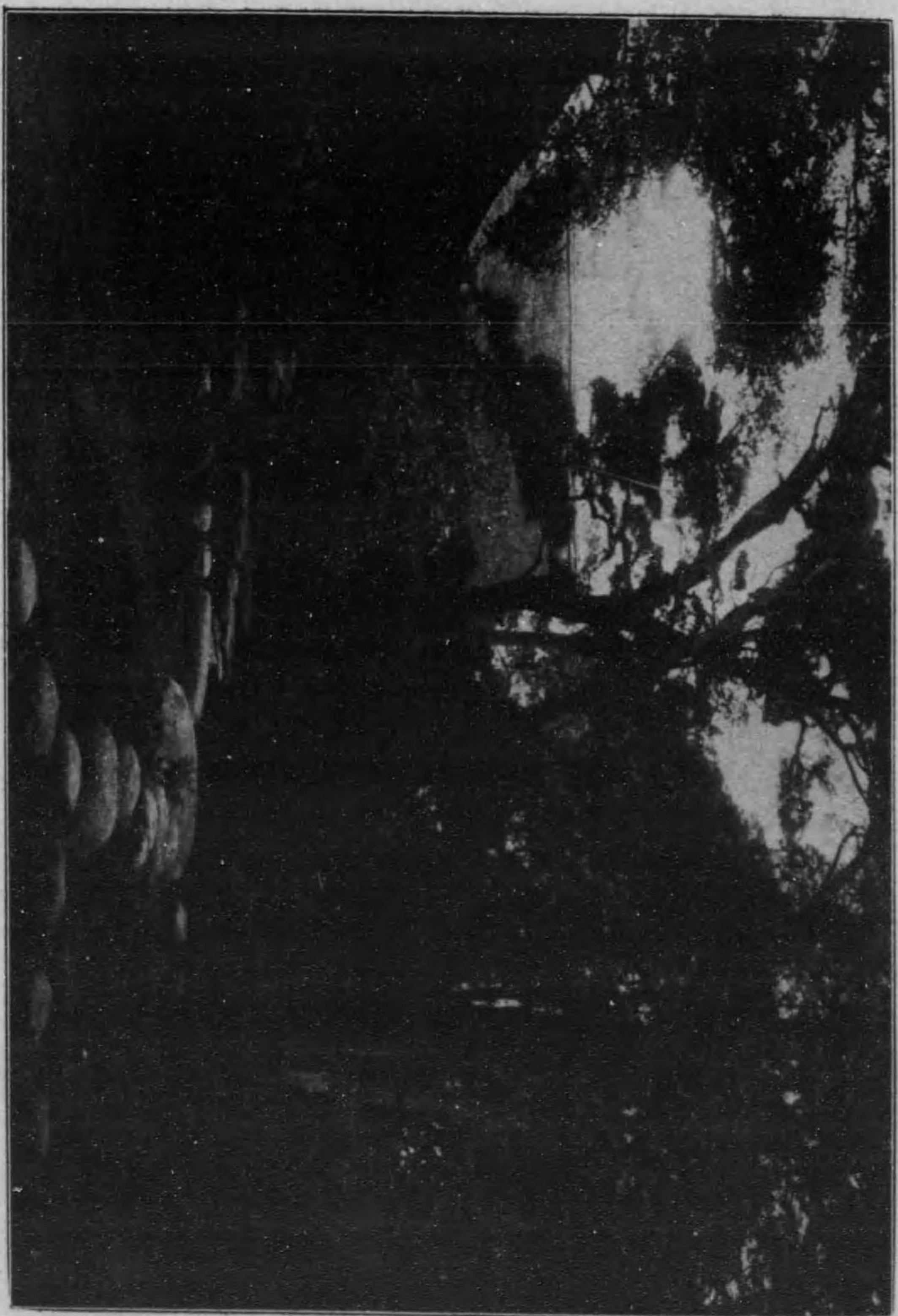
歌島村大字御幣島光明寺境内の古墳なり。尙此外に七重の墓石二あり、武内宿禰
及其裔紀定盛の墳なりと云へど、孰れか夫れに當るか詳かならず。



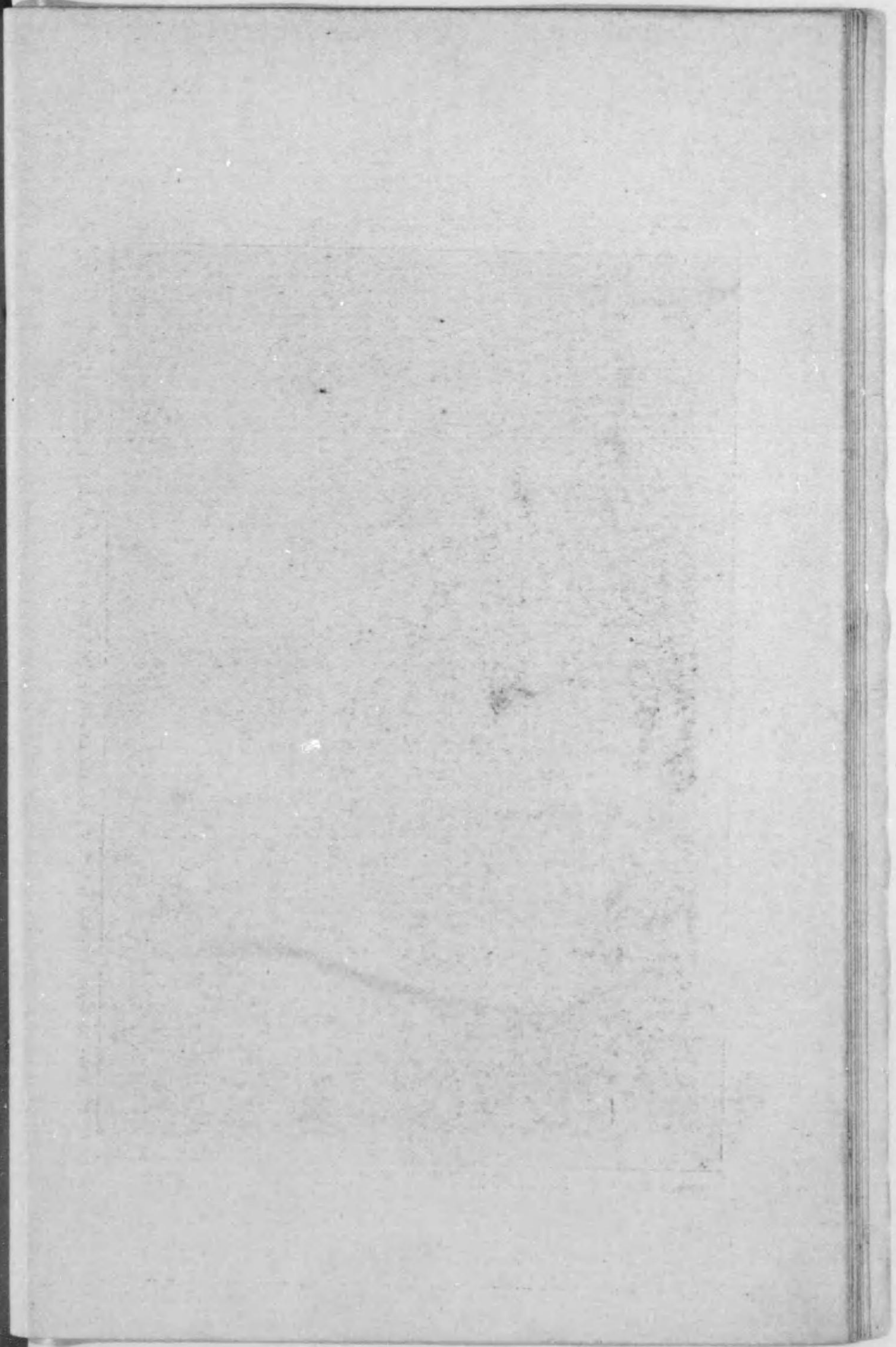
豊崎村大字北長柄なる毛馬關門是なり、向て右に見ゆるは洗堰にして
左橋下に船の出入せるは長柄運河の起點なり第五編記事あり参照



照參部の院寺事記寶國鐘梵寺滿越

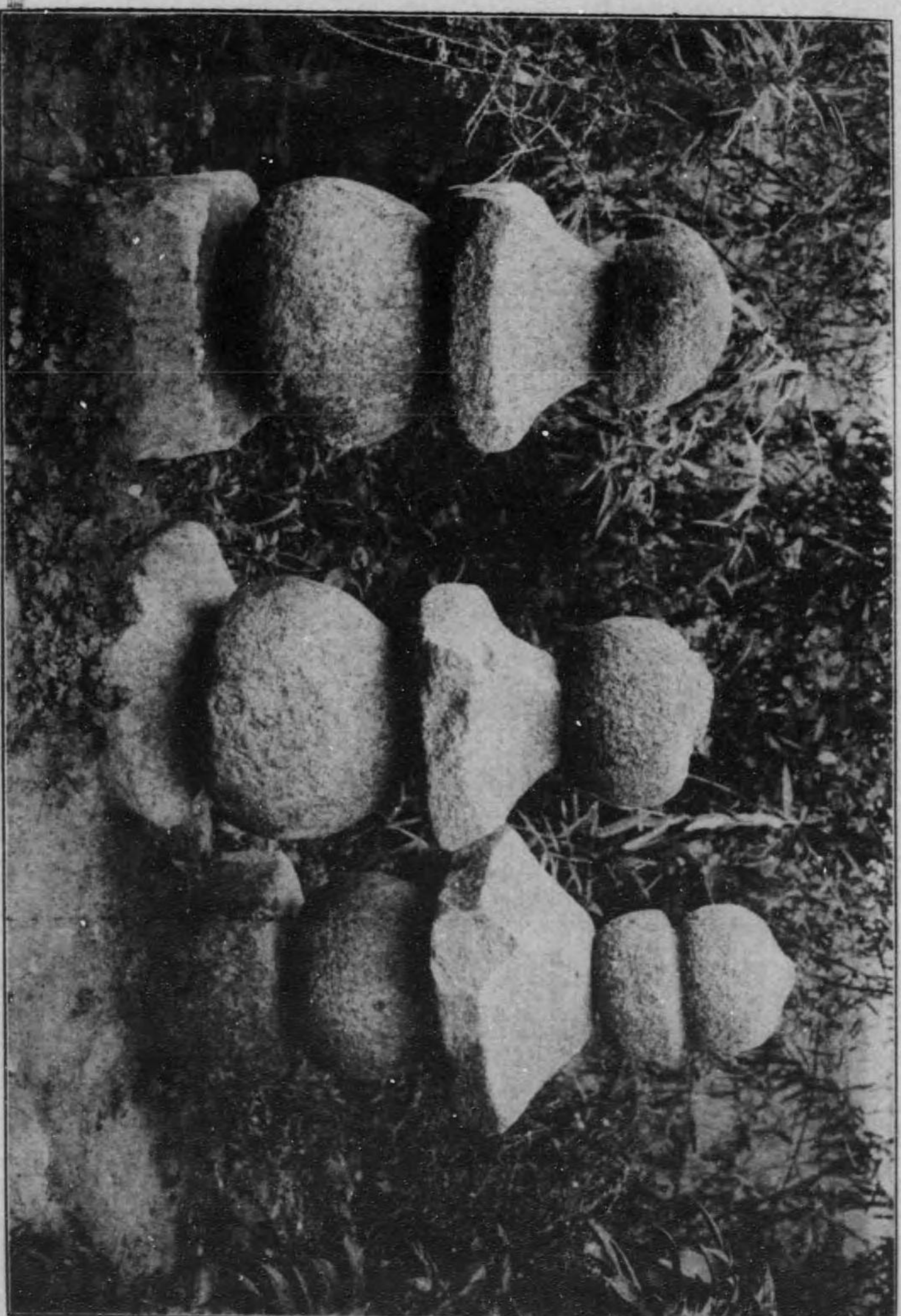


津守村に於ける白山善五郎氏別邸庭園の一部

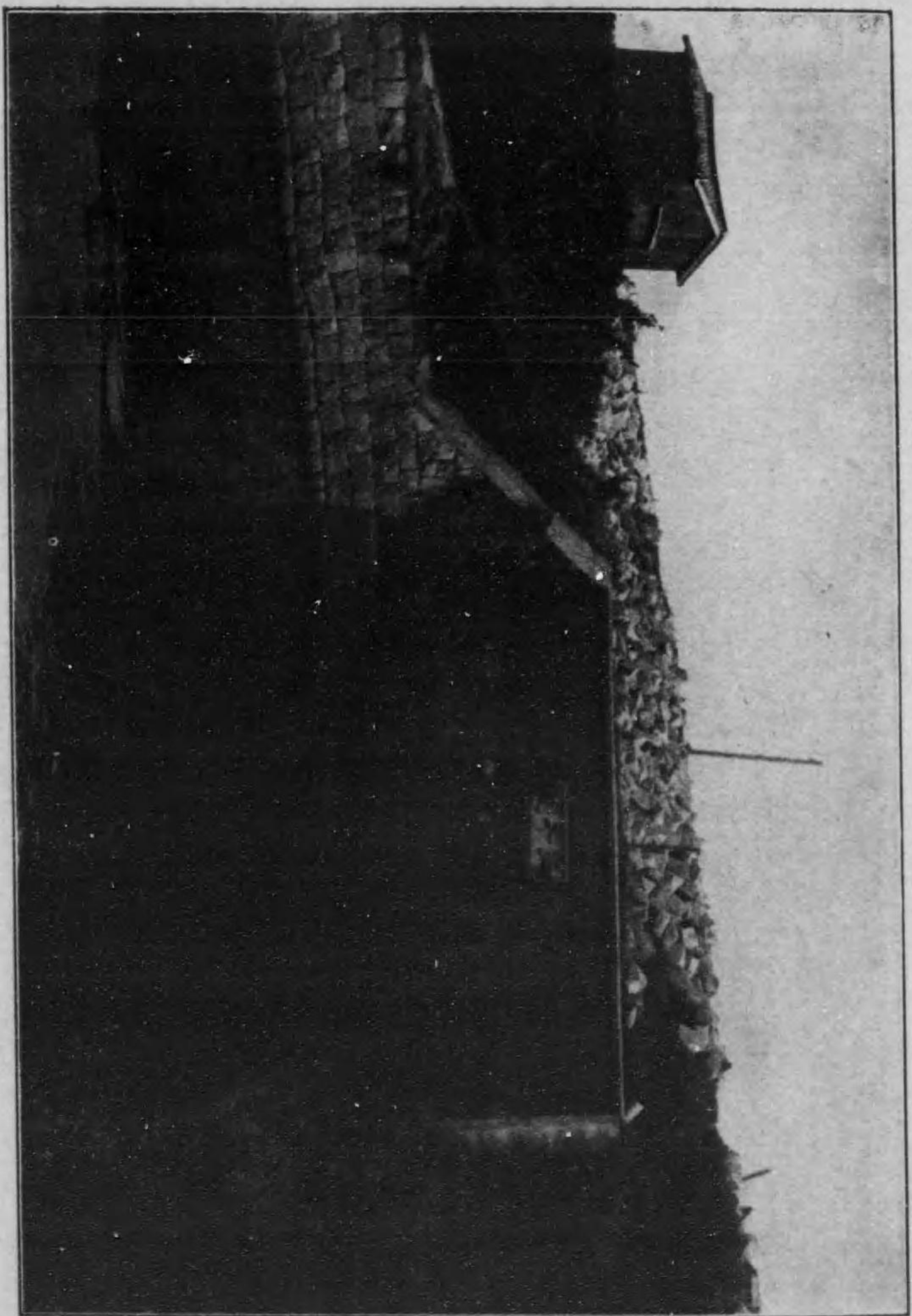


上
 一 永茂 又町七反 石六
 下
 一 永茂 九町貳反 石六
 一 永茂 合三百七石五斗八升
 所市正
 長五十五九年九月廿日 是日
 長五十五九年九月廿日 是日

村條入十るたひ行の正市桐片月九年五十長慶
 藏所氏慶泰井藻村條入十帳壁紙濃美帳地檢



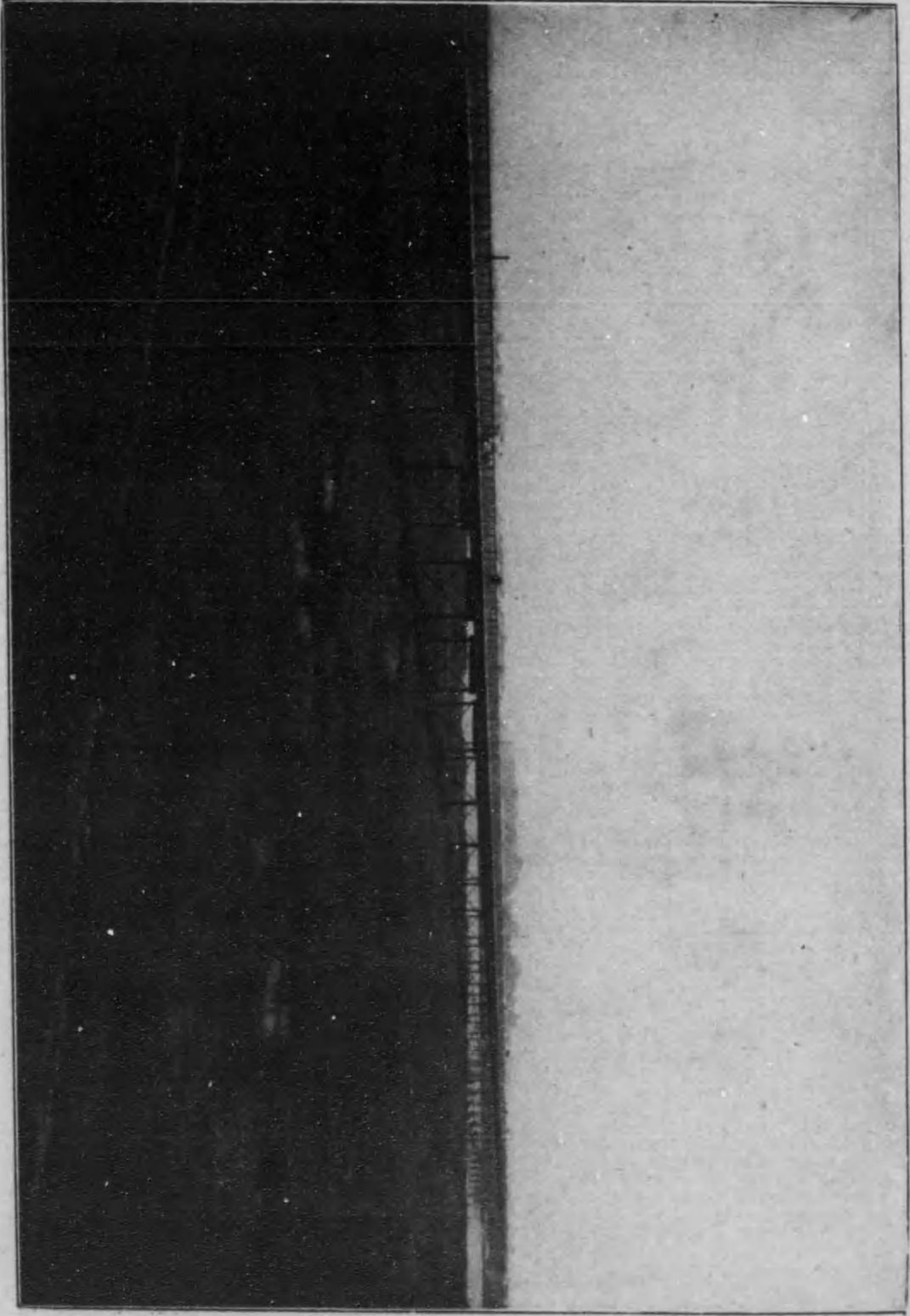
豊里村大字三番定塚坊境内坤の隅にあり、之を柳正勝正盛盛信三氏の墓と云ふ。委しくは第五編記事参照



大道村外拾三箇村普通水利組合大道村大字北大道三千種



江口の寶林山寂光寺内にあそぶ



新淀川の中國街道船に架せる十三橋

元和五六年今里村免狀 神津村大字今里北浦貞治郎氏所藏

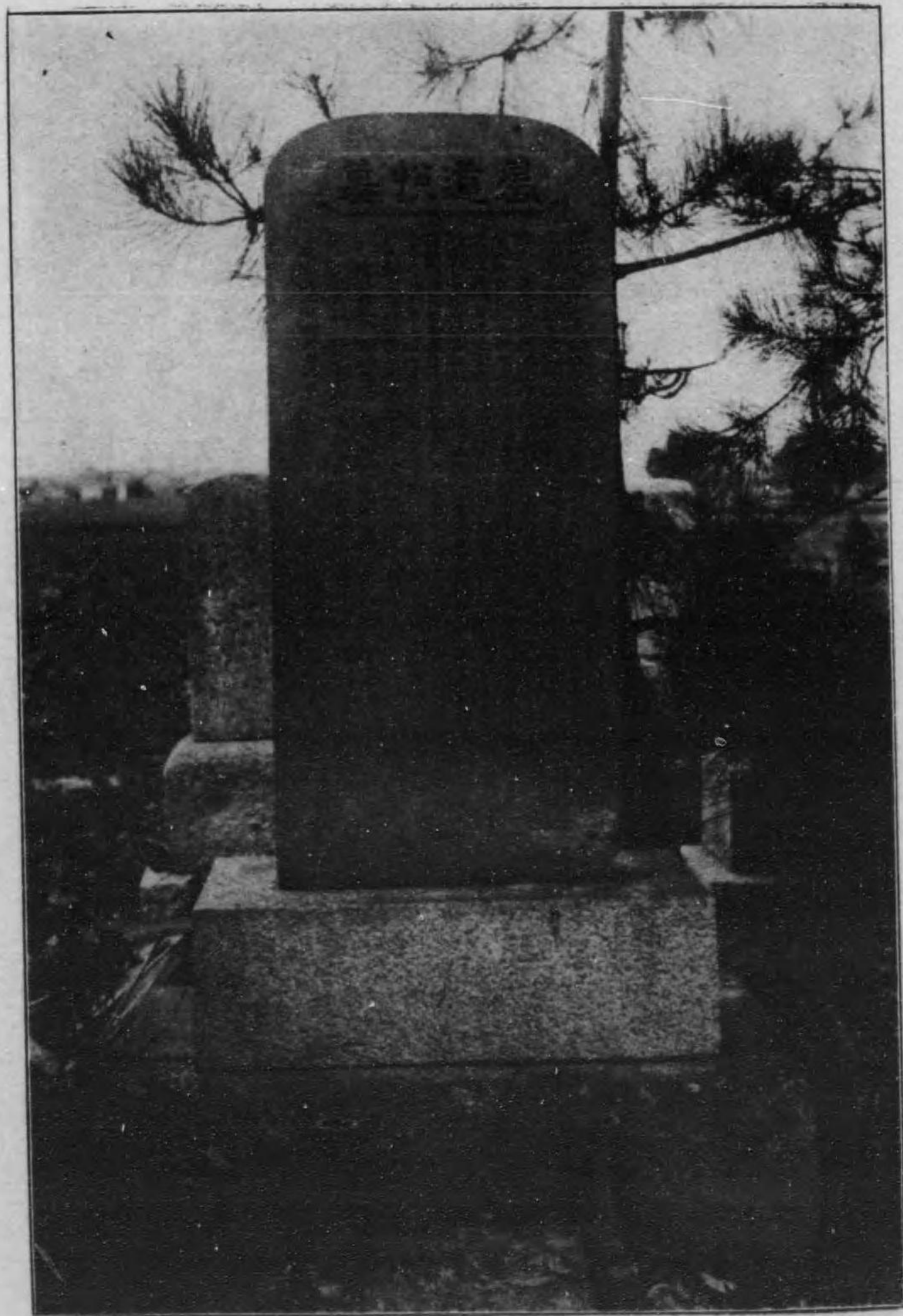
未年物女下札
一言付口外見取
忍取不中言取
之取不
十月古
遠江
唐屋貞治

縦八寸七分

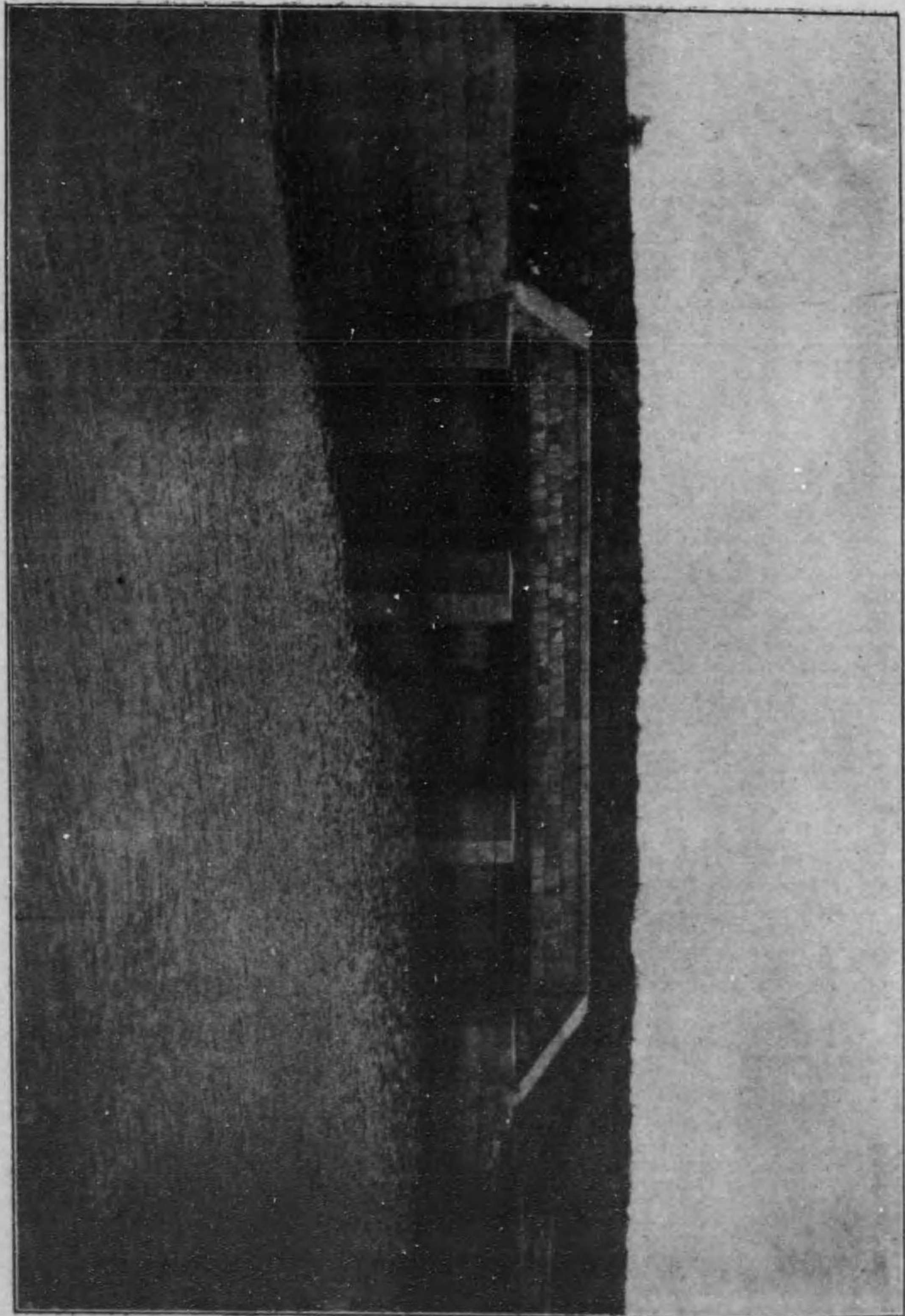
横三寸四分

縦一尺五寸
横三寸九分

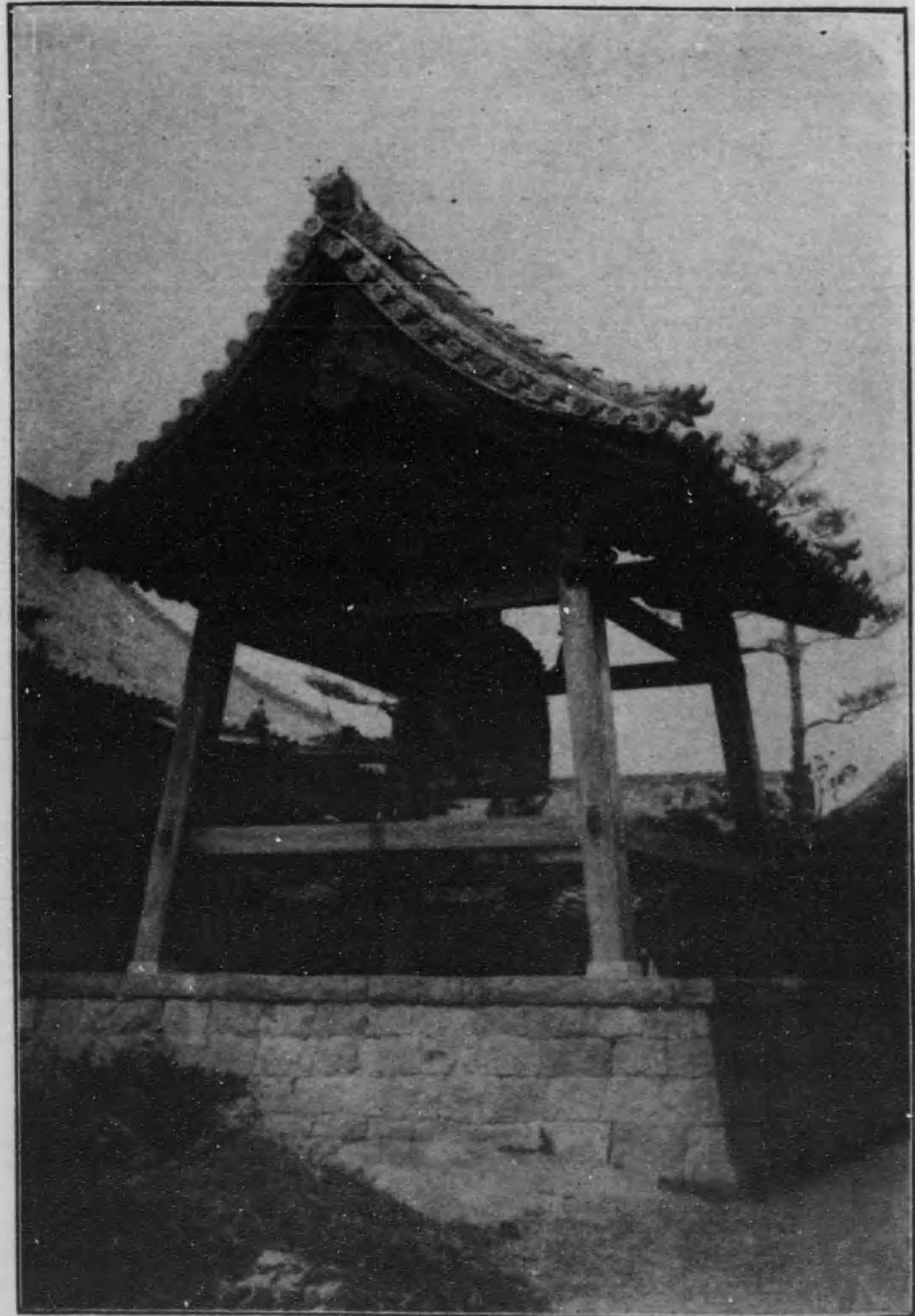
此年為今里村中幸下札
言三言八言五言六言
物如拾遺言三言五言
九和六年中
十月古
唐屋貞治



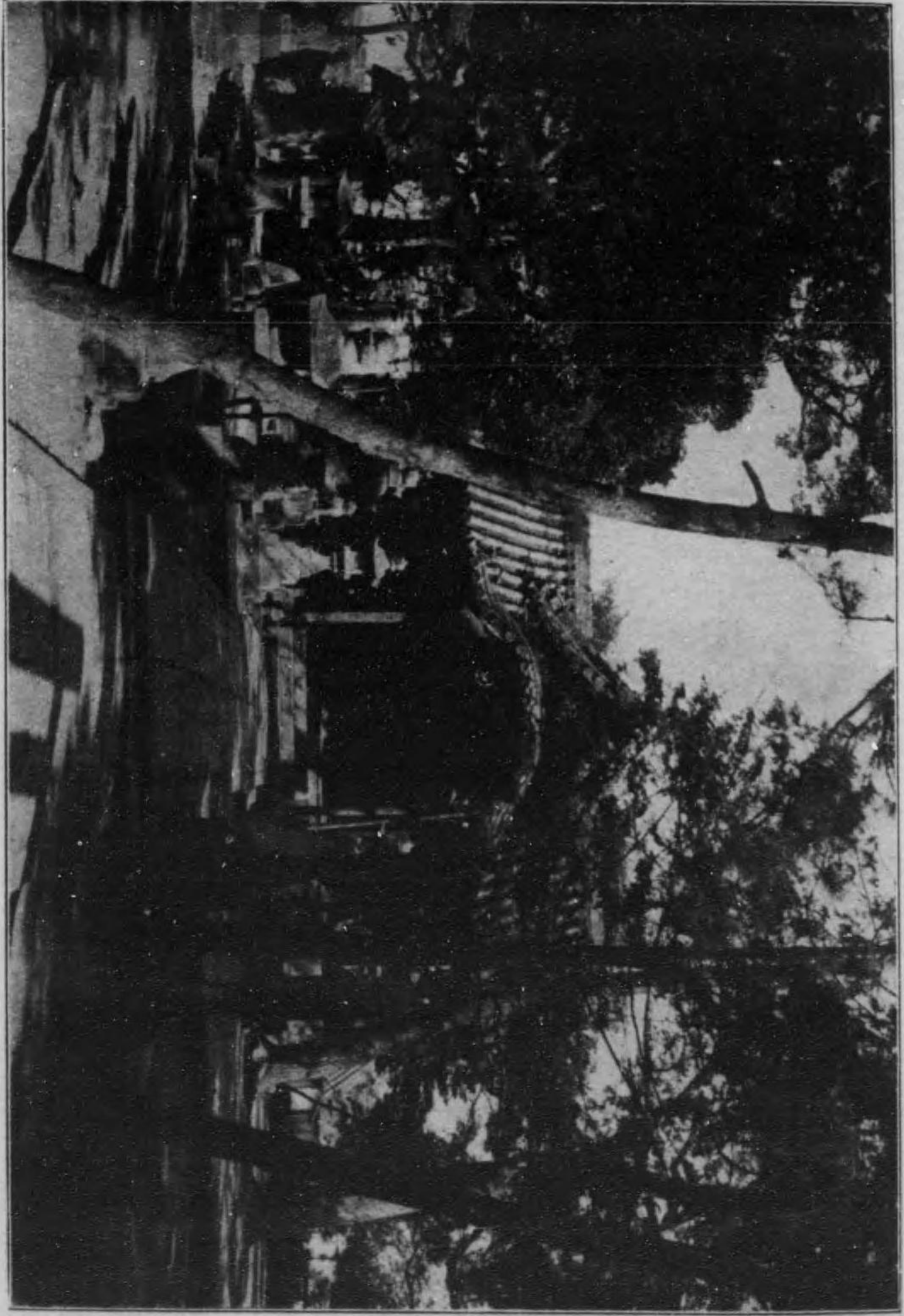
神津大村字木川の田圃中にあり悦道の墓なる悦道の流横を横め
たも土工家 第五編記事参照



川北村大字北西島にある中島大水道の懸水吐口樋門



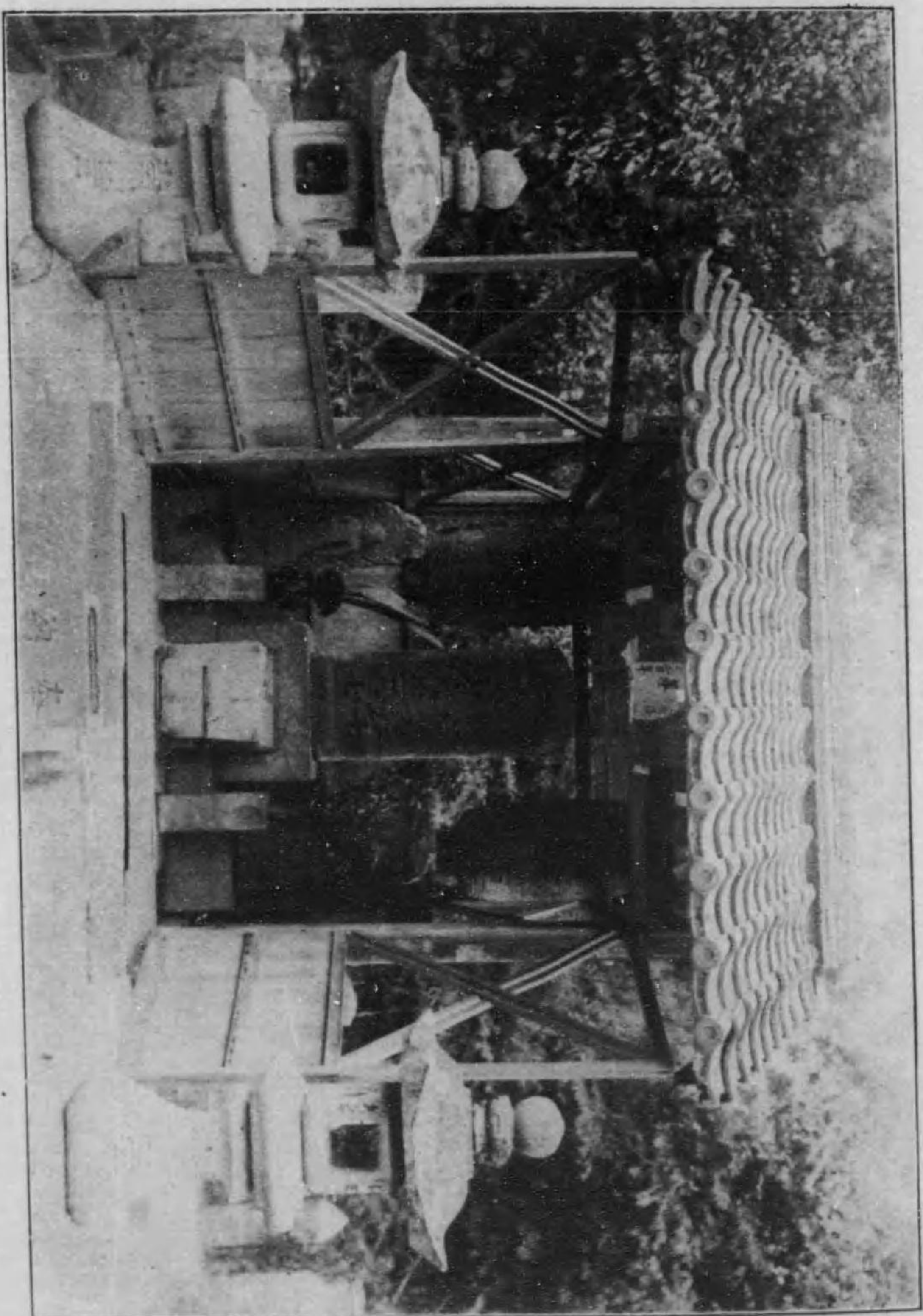
ふ云と鐘陣しりあに寺願木山石元、りな鐘梵の坊専定宗眞番三字大村里豊



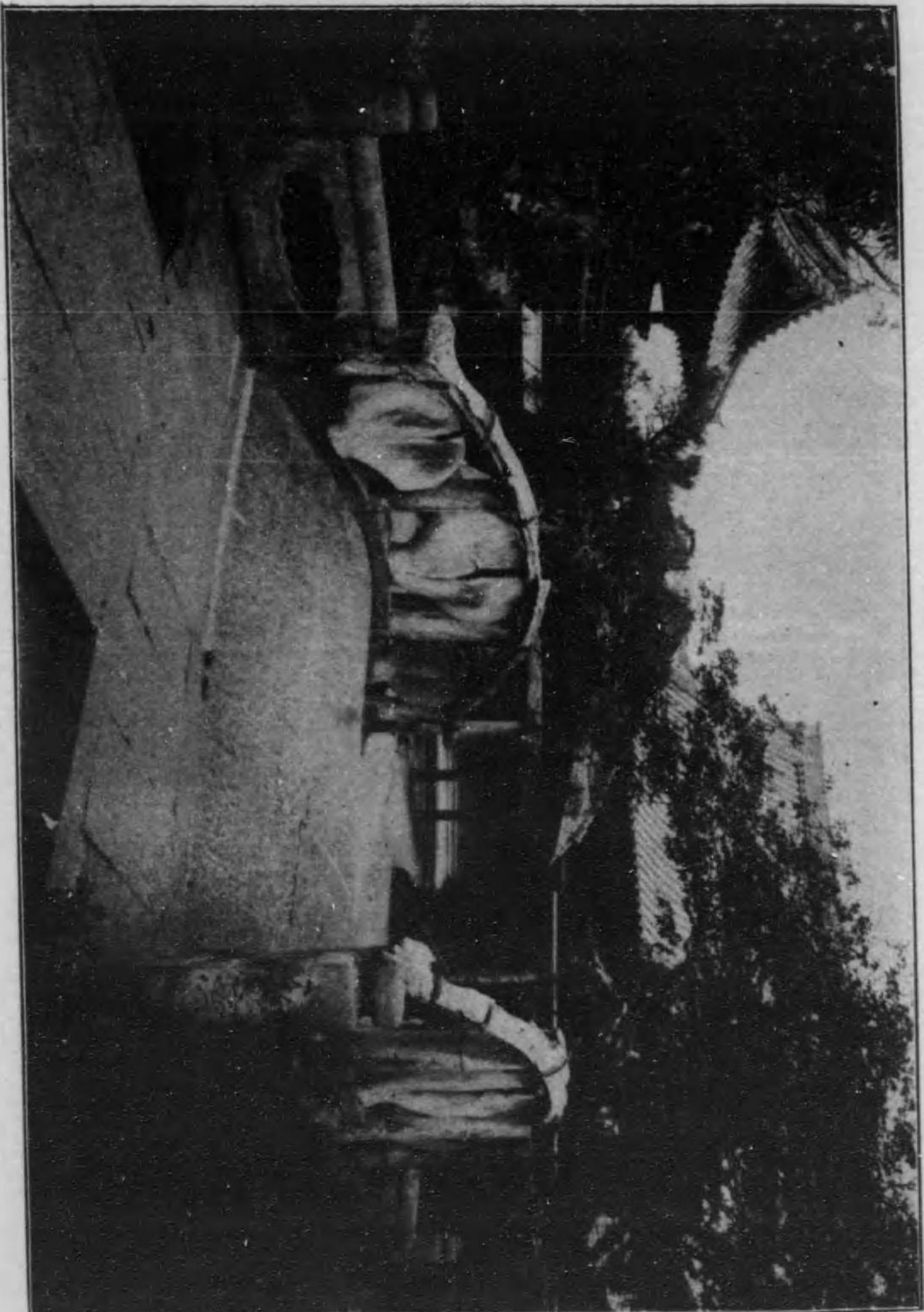
神島村姫島神社

一 寛永四年丁卯三月五日 高橋宅
 柳倉千富 権左衛門 三
 美春 直 男 中倉村
 美音 権左衛門 男 衛門村
 中倉 友工 権左衛門 新美
 中倉 友工 権左衛門 新美
 中倉 友工 権左衛門 新美
 中倉 友工 権左衛門 新美
 中倉 友工 権左衛門 新美
 中倉 友工 権左衛門 新美
 中倉 友工 権左衛門 新美
 中倉 友工 権左衛門 新美

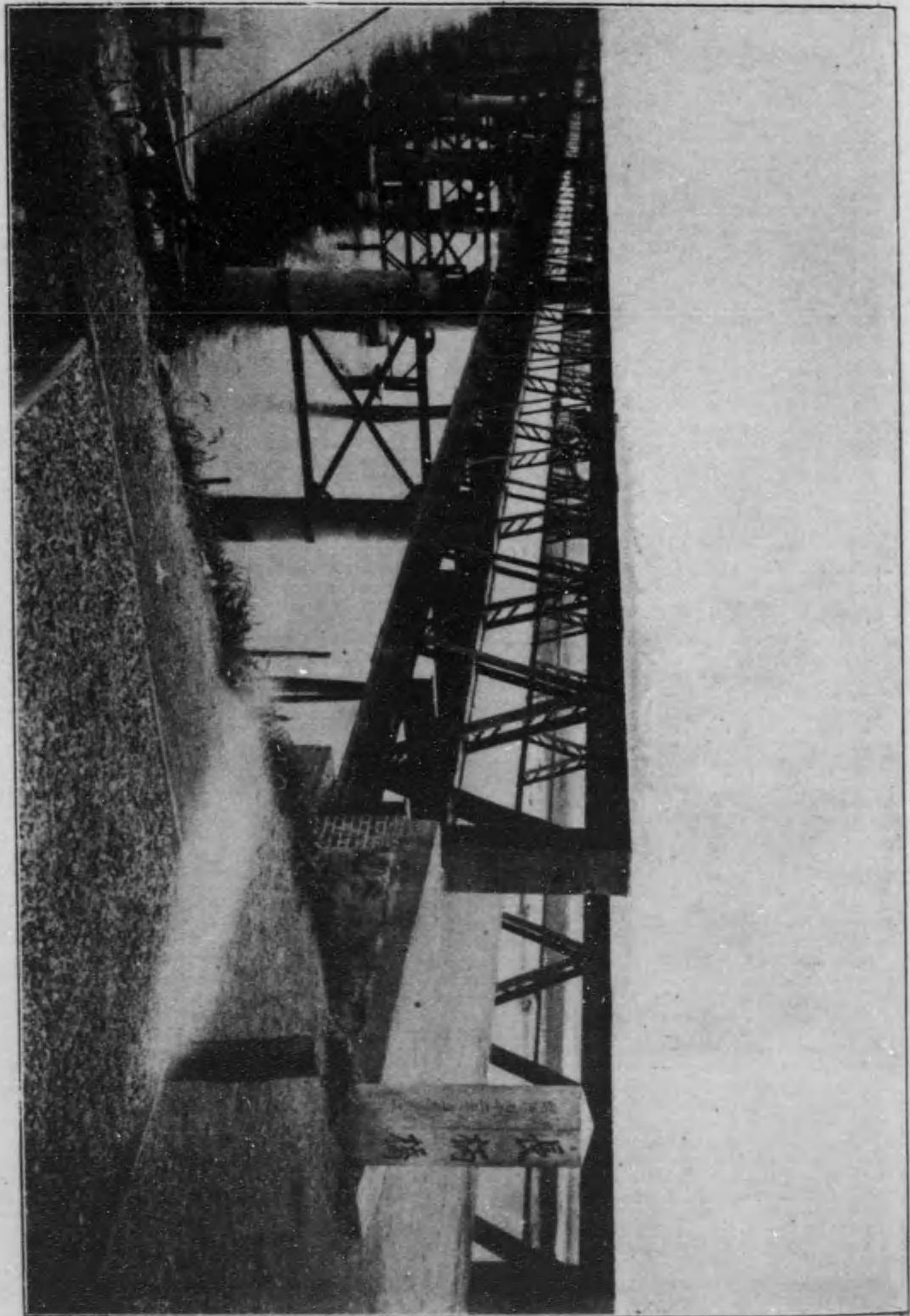
寛永四年 高四哲雲の行ひし九條村 四貫島村の横地 美濃紙 堅紙
 大阪市四區九條中島一治氏所藏



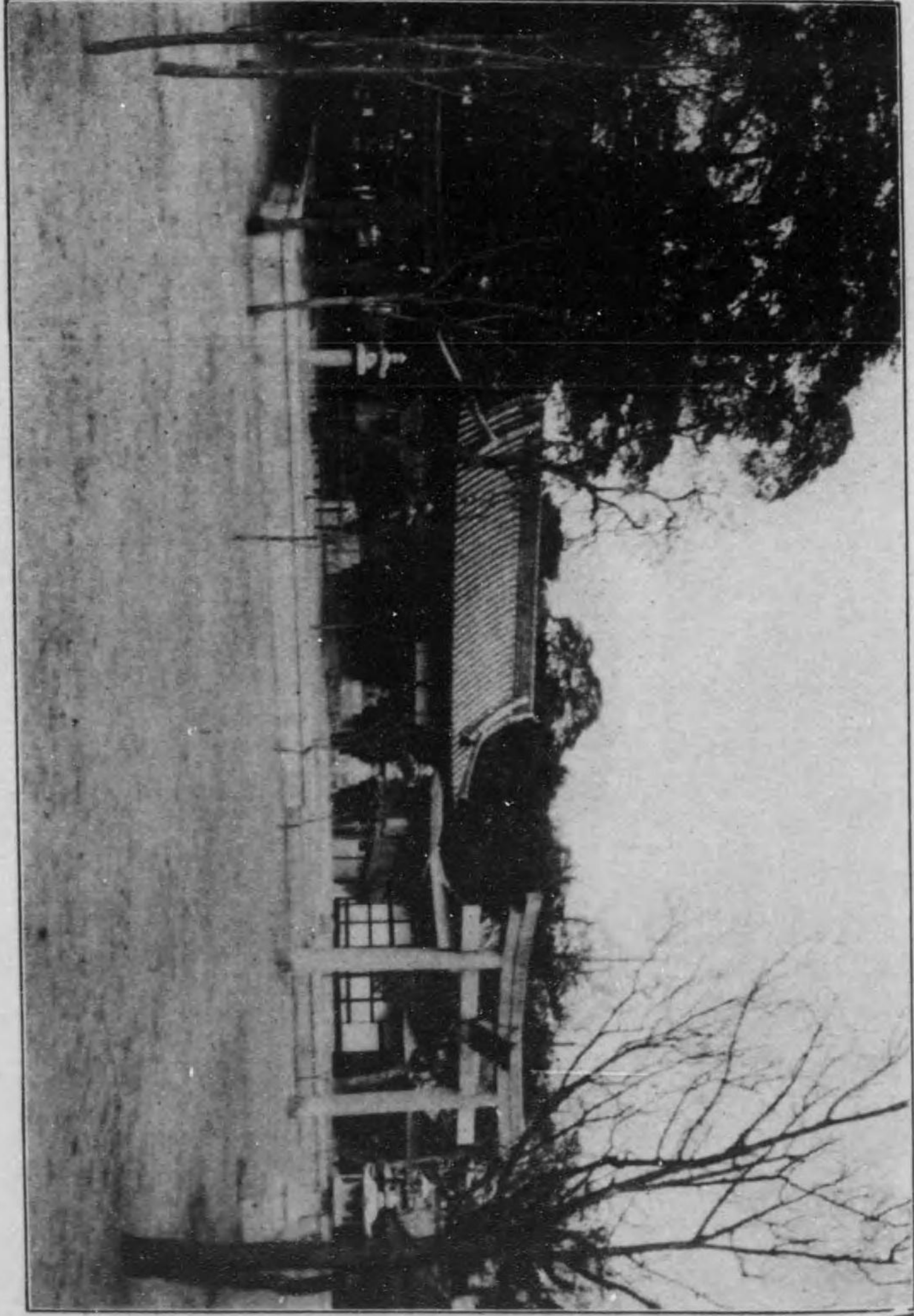
四
中
島
村
大
字
山
口
榮
隆
寺
境
内
に
あ
る
。
生
田
傳
入
郡
の
た
め
に
返
り
討
と
な
れ
る
邊
城
治
左
衛
門
安
藤
喜
八
郎
阿
名
の
墓
な
り
。



大道村大字北大道環光寺の雪敷橋谷に之を鯨の橋と云ふ



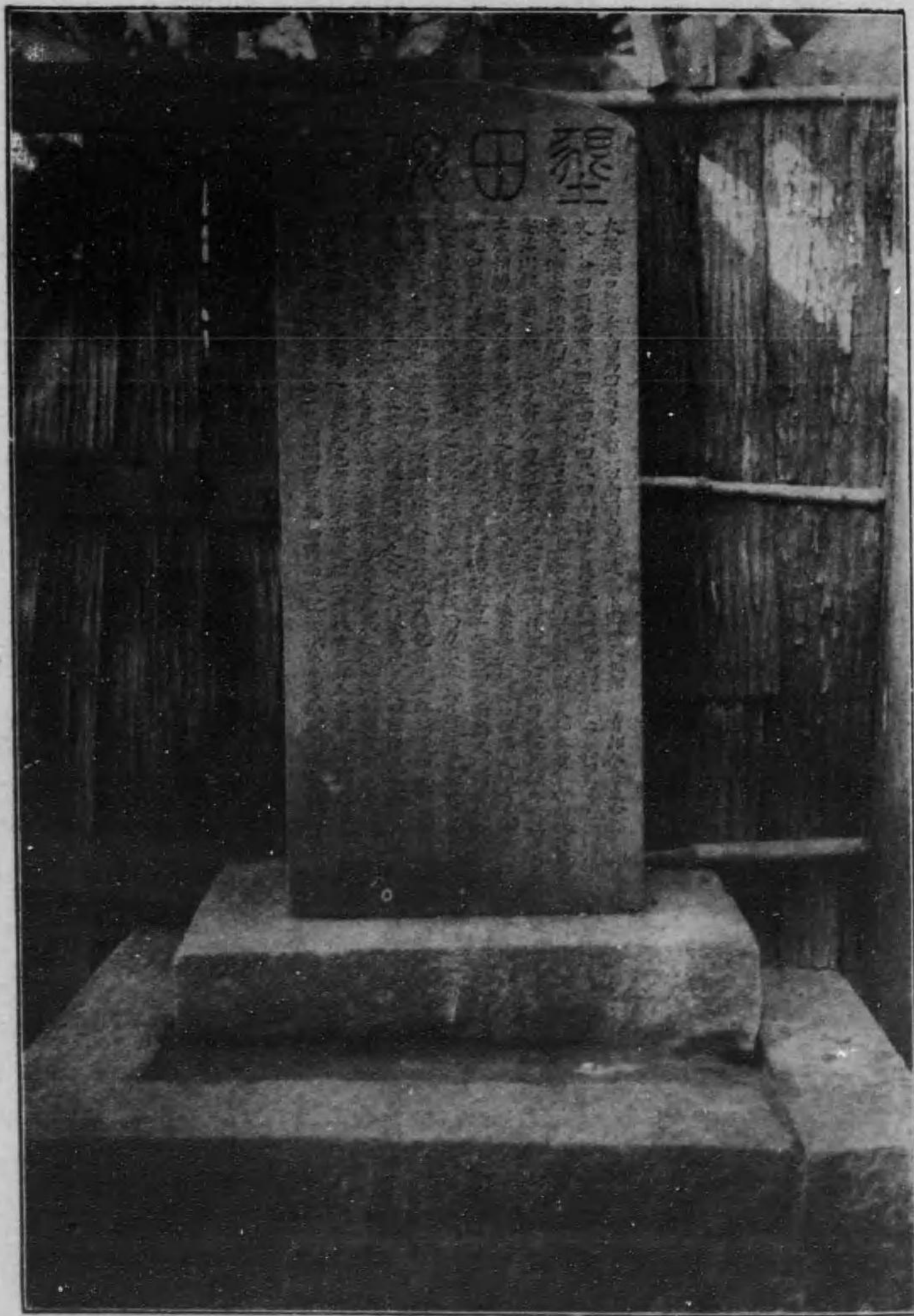
新淀川の龜岡街道に架ける長柄橋の南詰



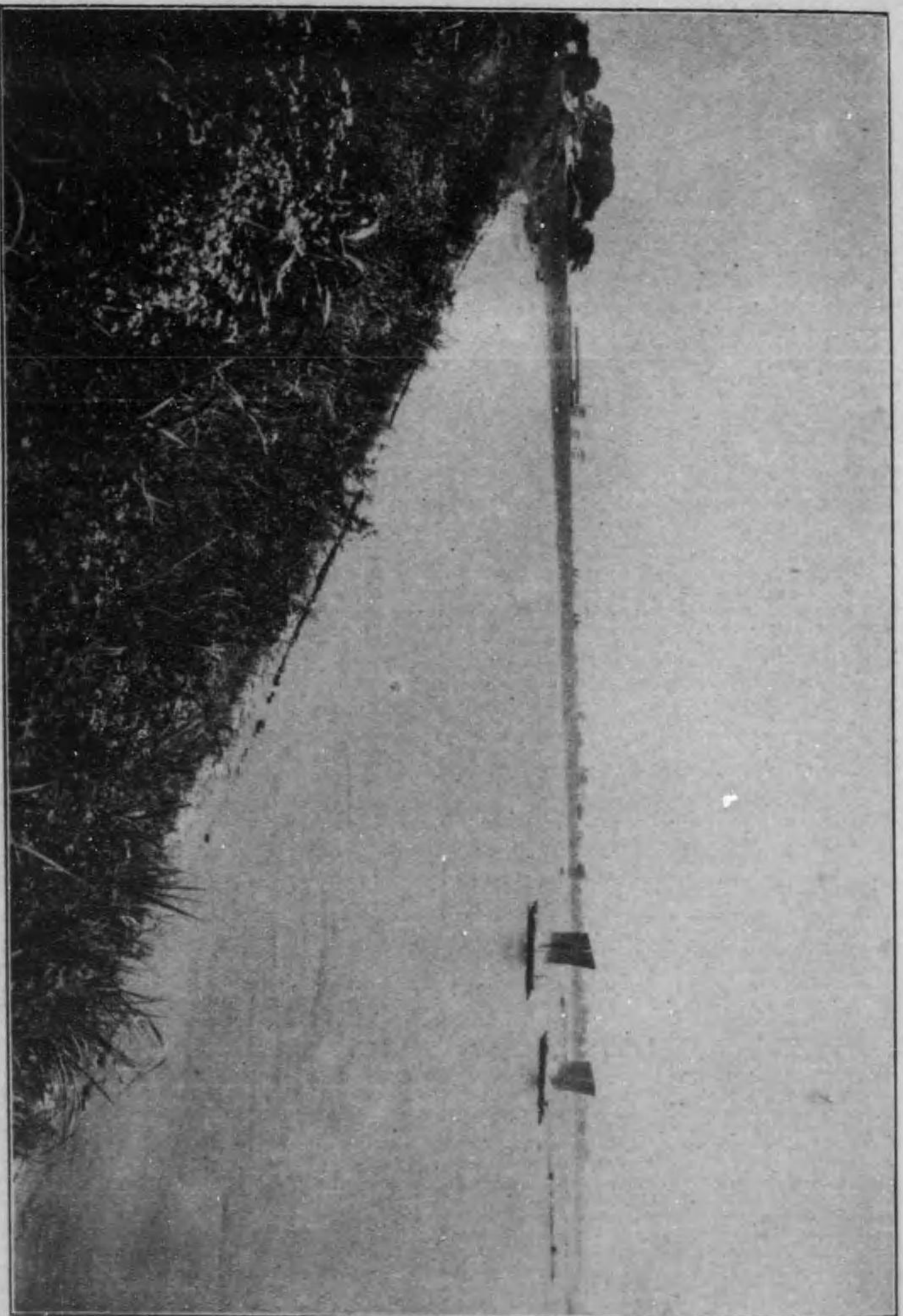
豊崎村の村止豊崎神社

寛永五年、代官豊島十左衛門より、新家村の開墾者塚原中義及三島江兵衛太郎
 兵衛に宛たる書文、縦一尺一寸一分、横一尺四寸五分、豊里村大字菅原一柳
 市五郎氏所藏

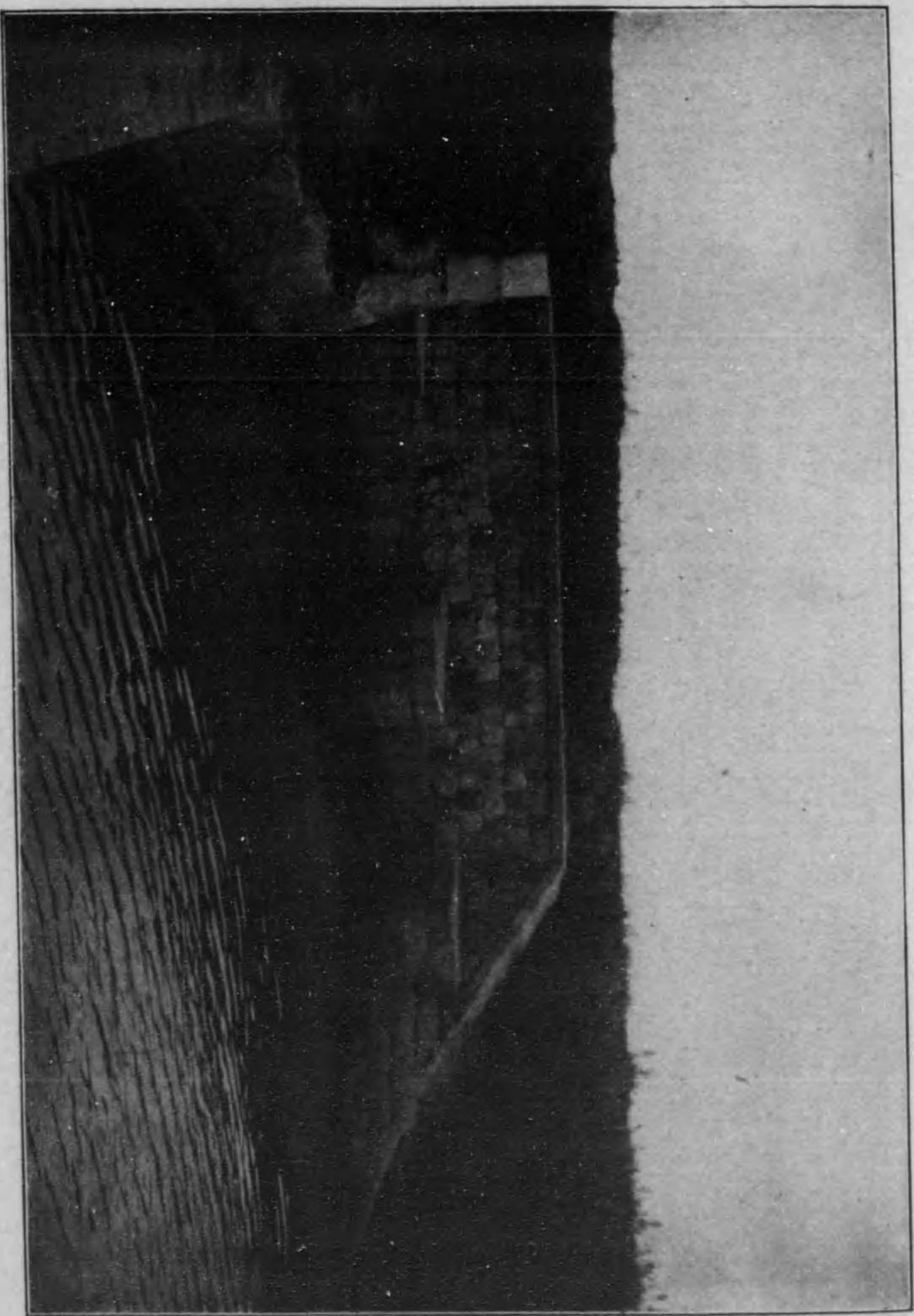
一、中務内上為成、同日二重堀の内、同為
 院、同日、卯時、村、同、己、午、未、三、十、年、法
 年、夏、浦、役、二、分、八、十、年、申
 一、和、藤、瑞、院、志、生、石、村、故、古、孫、軍、勢、二
 三、以、免、右、同、亦、彼、藤、清、年、庚、如
 為、三、十、年、四、二、故、御、子
 一、氣、志、同、高、松、如、後、之、甲、二、三、以、免、如、意
 甲、三、十、年、如、春、矣、升、士、右、用、格、月
 在、新、田、堀、斗、堀、之、堀、入、用、人、是、日、月、甚
 古、天、子、孤、子、入、故、任、中、在、清、志、切、以、付
 仍、同、承、代、至、方、矣、一、為、梅、川、者、文、何
 外、件
 寛永六年
 辰十月七日
 東家申
 菅原中義



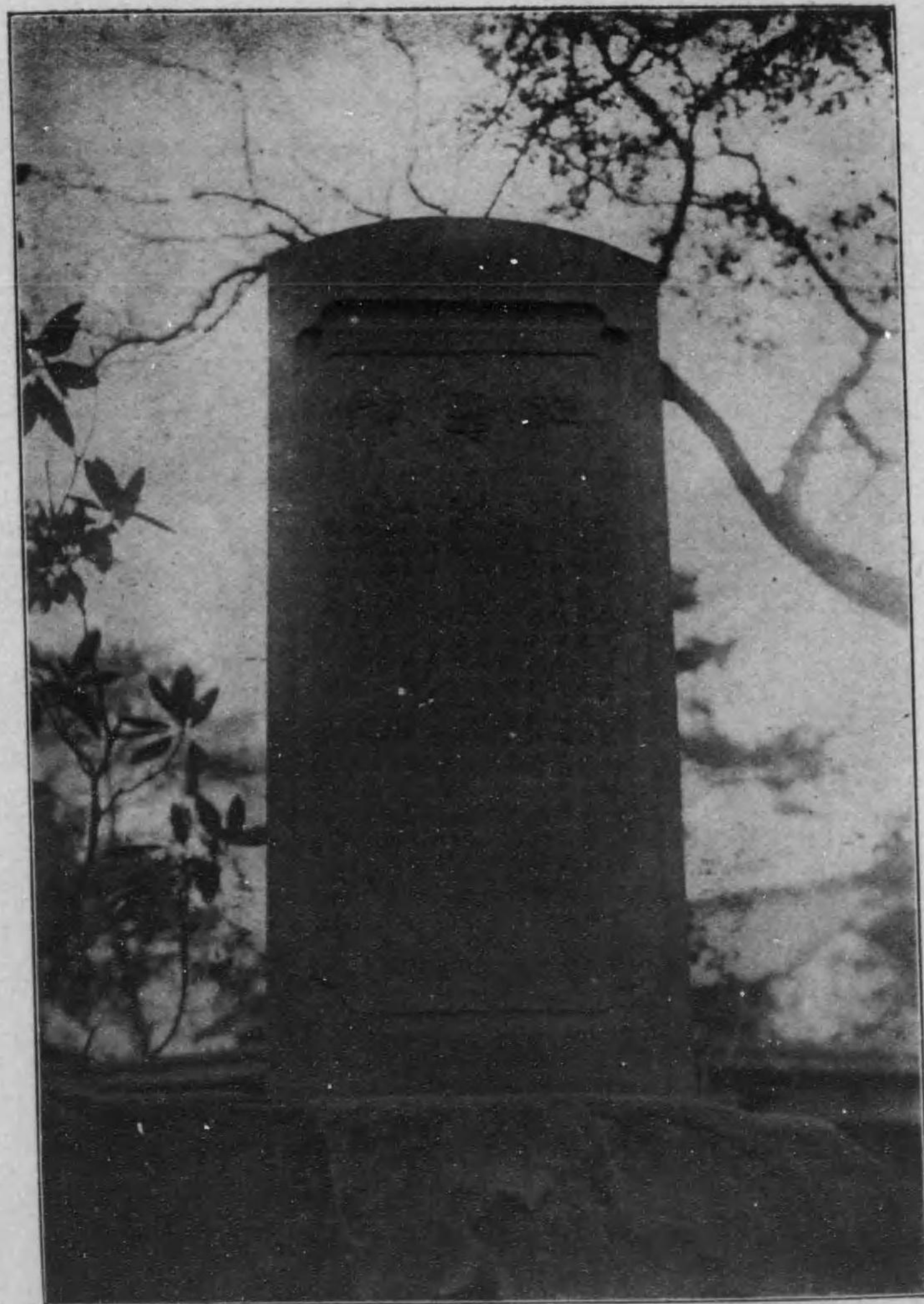
保天.りな碑の氏尾羅多るあに傍の門樋口吐道水大島中.島西北字大村北川
に邊の門樋口吐舊道水大同の村申は元.處るつ建の村箇九拾三島中北年三
壁に底水く深に俱ご石壺碑の斯時此.りあ水大月七年六十三治明がしりあ
ふ云ごしれらげ揚引てしう辛みの石碑此.もごれたしごんら去し浸に將ち



大連村大字北大通の辻家渡場より深川の上流を眺む。向て左に森の見ゆるは
中島村大字江口にして、古への所謂江口の古地なり。



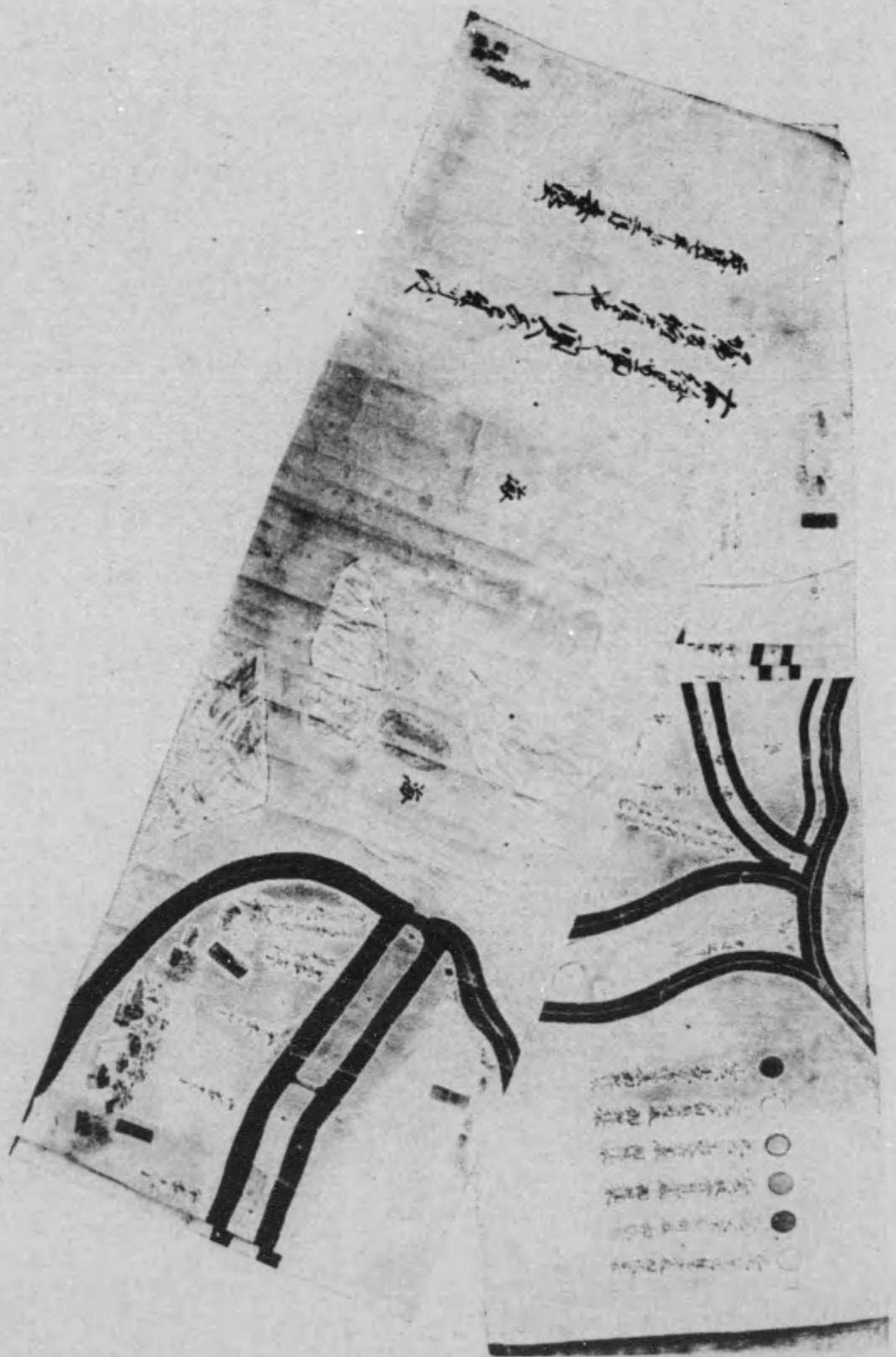
釋島村外六箇村普通水利組合の川北村大字北西島に於ける
悪水吐口樋門



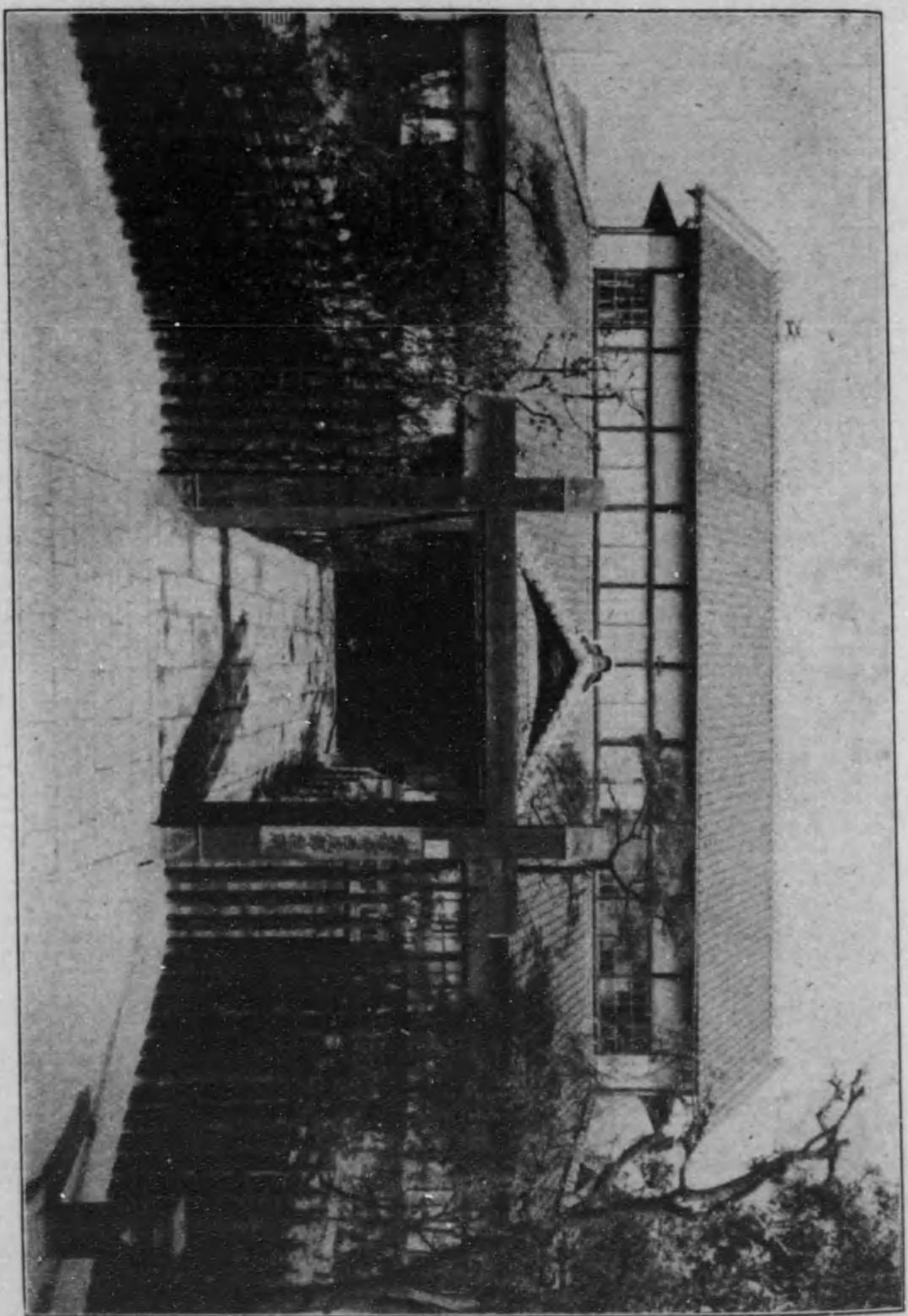
鷺洲大村字老江入社神境内に羽間秀の碑裏に文あり

紀 恩 碑

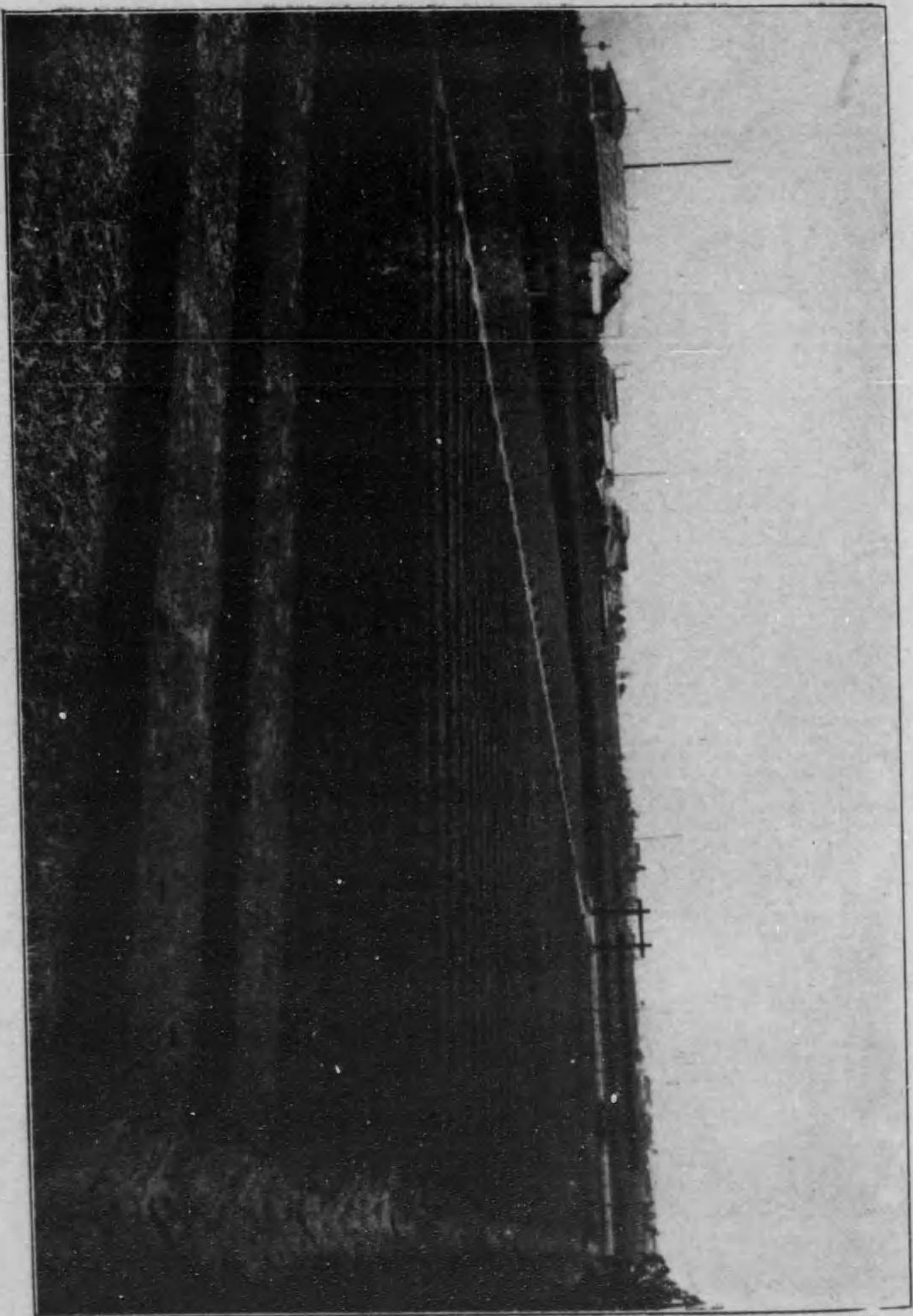
羽間氏攝之西成海老江里大姓藤原氏裔曾我末派戰國未歸
 農來住于此云家世爲里正稱市右衛門翁諱秀榮稱伊右衛門
 又用舊稱事父母至孝明治初改里正爲戶長翁在職前後三十
 許年終始盡心賞狀不可勝數明治十二年七月癩疾大行翁奔
 走閱巷親視患者遂染毒以歿月之七日也年六十九官憫惜賜
 金若干村民如喪父母其平素撫治之効皆原于自治躬手勸導
 與細民伍人親而愛之自先子時至今屢相往來親知其事嗚呼
 翁至情所發爲忠爲孝爲慈爲愛民信而不忘歿後三十年遺愛
 在人以有此舉建碑謝恩兼爲後鑑矣
 揚城大村屯篆額南岳藤澤恒撰文黃鶴元書



中島大水運の古圖 縦一尺二分 横一丈七尺三分 中島大水運
 普通水利組合所蔵



大阪市北區上福島中一丁目四成都役所



神津村大字野中に於ける西成郡農事試験場

前列向之右より前郡會議員北村爲次郎 岡田村卯兵衛 前郡會議員石原龜太郎 前郡
委員會員堀山武治郎 前郡會副議長井上勘次郎 ○後列同前郡會議員七野力松 岡野田善
次郎 岡北村表松 岡田中善次郎



(大正三年三月撮影)



吉善村芝員議會部



松勢伊田柴員議會部前



次實田澤員議會部前



耶太周下木員議會部前



門齋右伊原員議會部



耶太幸田潮故員議會部



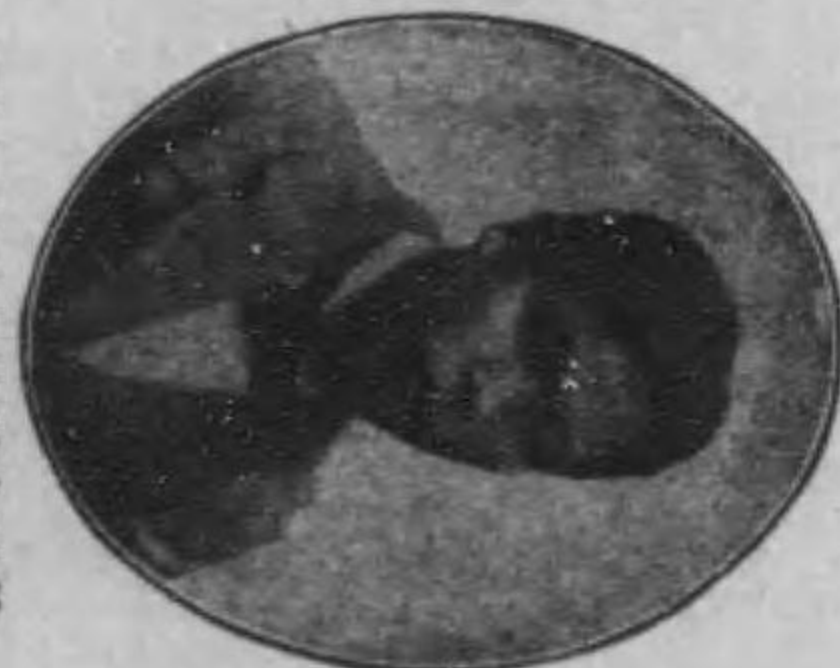
衛兵喜田東故員議會部前



衛兵市田前故員議會部前



耶太信野北員議會部前



耶太長野水員議會部前



前列向又右より郡會副議長生澤政大前西成郡長本山茂樹西成郡長吉住元策郡會議
長羽間市藏○後列同郡參事會長橋本繁次郎同中野増藏同山田藤吉同山中官兵衛
同四谷福松

(大正三年三月攝影)

前列之右より郡會議員光在秀太郎 同土肥喜右衛門 同楠本常次郎 同見市樂保 同
 田宮誠 ○ 中段同郡會議員北山治助 同馬淵源造 同小岸安昌 同吉本庄之助 同久保
 幾三郎 同上山春吉 ○ 後列同郡會議員中道村郡英貞 平木安藏 郡書記吉村治良 同林
 伊三良 同片岡正一



(大正三年三月撮影)

前列向之右より郡會議員田中與松岡本喜七郎岡井上仙七郎井上仙之助同馬場源左衛門○中段郡會議員地谷吉太郎岡安田治三郎岡足立克次郎岡江上彦助同高橋登助同茶野原吉○後列同尾石橋中和組舎喜野原吉郡書記橋原房太郎同笠谷三郎



(大正三年三月撮影)



西成郡史

第壹編 郡

第壹章 郡名



郡は延喜式に見えたる攝津國十三郡住吉百濟東生西成島上島下豐島河邊武庫菟原入部有馬能勢の一にして、而も是れ古への所謂難波小郡に相當するや疑ひなし。然れども何れの時を以て小郡を西成郡に改めしか、史上更に其事見えざると雖も、大日本史は、初め難波小郡と曰ひ、後今名に更むと云へり。書紀通證にも上古西成郡を謂て難波小郡と爲すと見えたり蓋し西成郡の名は、元明天皇の和銅六年に於て、郡郷の名は好字を著はし、竝に二字を用うべしと定められければ、此時已に號けられしものを見るも敢て誤謬なかるべき歟。然り而して其名の始めて史上に現はれしは、和銅六年より算し三十五年後の天平十九年にして、爾後又四十八年後の天平寶字四年、及五十七年後の神護景雲三年等に現はれしを以て最も古しとなす。

西成又一に西生に作れるあり、之に就ては諸説紛々として起り、或は東生西成は必竟對比の詞にして、而も春生秋成の義を寓せるものなれば、東西其字の異なるこそ却て適當なれと云ひ、或は東生西成と其字を異にするも、元是地理方角を指したるより起りし名稱に過ぎざれば、生成其何れに作るも敢て不可なかるべしと云ひ、或は又生國魂神社御傳記者に據れば、此神の鎮り座に依て所の名を生島と云ひしを、二郡に分ちて東生西生とのみ云ひ、又其生をも後には奈里と唱へ誤りつ云々とありて、是は東西とも生の字に作るを以て正となすに似たり、其他にも尙各説あれど、歸する處互に生成を主張せるに過ぎざれば、略す。唯夫れ此の如く區々の説あるを以て今其何れを正とし將た非とすべきや判知す可らずと雖も、更に其例證の示す處を擧ぐれば、先づ本郡の名の最も遠く見えたるは、法隆寺資財帳東大寺古文書高野紀續日本後紀清和實錄三代實錄延喜式等にして、而して何れも皆西成に作らざるは莫し。加旃、近くは又徳川三百年間の公文書を始めとして、攝陽群談攝津志攝津名所圖會大日本史等の著書までも悉く亦西成と作れるにぞ、結局之に従ひて西成を乘るを以て妥當とすべし。されば西生の説は云ふ迄も無く、我に於ては暫く之を采らざるに決す。

尋て鎌倉幕府の頃よりか、世俗本郡を指して欠郡と稱し、而も以て史籍に登せるものすらあり、嘗に爾のみならずして、中世全く郡の制度破れしかば、遂に關郡の稱を産するに至れり、杯と臆測せるものすらあり。是蓋し細川兩家記中欠郡中島と見えたるに、究めしやも知るべからず、果して然らば、并は全く事實に相違するものぞかし。抑も關郡とは古へ百濟郡の欠けたる地の、後に至りて住吉東生西成の三郡に分隸せし所にのみ唱へられし一部の稱たるに過ぎず。攝津志には、百濟郡を廢し住吉東生二郡に入るとありて、南田邊北田邊砂子桑津平野西の如き皆舊百濟郡に屬せしものとなせり。又和漢三才圖會は、按ずるに昔百濟郡は住吉郡の北にあり、何れの時にか其名を失ひ、俗に欠郡と稱す。木津難波勝間今宮西高津等は、是にして今西生郡に屬す。湯屋島喜連田邊砂子山内寺岡奥村大豆塚淺香天王寺阿部野新家舍利寺林寺平野町東高津等も百濟郡にして欠郡となり、今東生郡に屬すと云へり。其住吉郡の屬邑を以て之を東生郡に入れり、とせるは誤謬なれど、其位置方角に於ては確かに相一致せり。且已に本郡内に於ける、百濟郡の舊蹤たる今宮村御厨子所供御人に賜はりし弘治三年四月十日の綸旨にも、攝州欠郡とあり。又木津村唯泉寺の寛永十四年鑄造の鐘銘中にも關郡の名あり。其他天和三年より元祿三年に至る代官萬歲

傳兵衛設樂喜兵衛の署名ある免狀納税賦課命令書にして、而も木津村へ下げられたるものにも亦欠郡と書けり。尙又此附近村にも欠郡と書ける古記録の遺留せるものあり。而して其他の方面に於ける古文書記録にして、關郡と書けるもの絶えて之あるを見ず。只獨り今の千船村田養神社に藏する貞觀十一年九月の古札に關郡と書けるものあるを見れど、貞觀十一年と云へば、恰も延喜八年に延喜式の頒布ありし而も四十年前の昔に屬すれば、素より眞面目に之を徵證すべき價値を有せず。されば西成關郡又は單に欠郡と云ふもの、全く是一部の稱にして、決して本郡全部の稱呼にあらざりしや知るべきなり。郡や由て來ること夫れ久し、而して其郡名の替て變更せることなく今日に至り、實に茲に千百六十餘年を歴たり。地は古來滄桑の變に富み、隆替轉遷幾回なるを知らず、うたゝ今昔の感に堪へざるもの多し。委しくは以下項を分つて順次叙する所あるを看られよ。

第貳章 位置・疆域

位置 郡は極東豐里村大字橋寺東經百參拾五度參拾參分四拾秒より、極西川北村大字布屋東經百參拾五度貳拾四分貳拾八秒に至る。極南粉濱村北緯參拾四度參拾六分參拾九秒よ

り極北大道村大字北大道北緯參拾四度四拾五分五拾七秒に至れり。

次に郡役所位置大阪市北區上福島中壹丁目拾六拾七番地は、東經百參拾五度參拾五分貳拾壹秒、北緯參拾四度四拾壹分四拾壹秒にあり。

疆域 本郡は畿内攝津國に屬し、其東端に位せる東成郡に次て其西北にあり、されど東成郡との舊境界定かならず。攝陽群談は、谷町大阪市東區内を限り西を西成郡、東を

東成郡生玉以南は東成郡とせざるに倣ひ、東横堀大阪市東區内より東を東成、西を西成となすとの説

あれど、其證取る處なしと云へり。されど攝津志も亦谷町以西を以て西成郡となせ

り。若し之に従はゞ今の大阪市四區は、多くは皆我西成郡の地域なりき。然るに大阪

は元和以來三郷を分立し、以て施政上村方とは其取扱を異にせられしかば、本郡の

地にこそ變動なけれ、彼我自然に劃然區別あるに至りしなり。然り而して明治十一

年七月廿二日に至り、我政府始めて郡區の制を設く、是蓋し郡を以て一の行政區畫

となす已上は別に區をも立て、之を分つの要あるを認められしに由るべし。愼く

て本郡の大阪四區と其地名の上に於て全く郡區の別を明にせられしは、實に明治

十三年五月五日太政官布告第二十二號にてありき。

是より後本郡は始めて大阪四區の西南北三面の地を抱擁するものとなれり。然る

に明治三十年四月大阪市接近拾五箇町村の市編入により、爾來郡の地は南北二箇所に懸絶せらるゝに至り、其北部に位せる大部分の地は壹箇町拾五箇村にして、東は淀川を隔て、北河内郡及東成郡城北村又は大阪市北區善言寺町等に對し、南は大阪市北區の一圓と犬牙錯綜し、其西邊は同市西區と河川或は陸地を以て接し、西は大阪灣及兵庫縣川邊郡と神崎川筋を限りとして界し、北は豊能郡三島郡と安威川の一部及神崎川流域其他田圃の間を以て境とす。而して其南部に位せる小部分の地は四箇村にして、其東南は東成郡天王寺村住吉村安立町敷津村に連接し、西は大阪市西區と木津川を隔て、界し、北は南區の一帶と舊關西鐵道線路敷地南端又は水路其他を以て境界となす。此面積即二箇所を通じて參方里七貳を有し、其廣表東は中島村大字江口より西は川北村大字布屋まで參里參拾壹町、南は粉濱村より北は新庄村大字下新庄まで四里參町に互れり。

民部省圖帳に元亨二年十月西成郡行程東西二十九里二百步、南北二十四里百三十步と見えたるは、今を去る五百八十餘年前の幅員にして、當時の壹里は幾何町なりしや判然せざれども、或は六町壹里ならん歟。

第參章 地 勢

郡は畿内に於ける海邊に蒞み、淀川の流末を帶びて陸地の西に盡くる、所謂廣岸平地の一局部を占むる、多くは卑濕の水郷なり、されば丘陵小阜更になく、唯河川に從ふ堤塘の蜿蜒として馳せるあるを見るのみ、斯くて其形狀は東北より西南に互りて斜に長く、其一部は地を大阪市の南に分てり。

さても其水源を近江の琵琶湖に發し、而して山城の諸川を合せる淀川は、北方より流れ來り、三島郡味生村に於て神崎川を分ち、本流は南流して北河内郡と本郡との間を過ぎ西へ繞り、更に東成郡との境界に入り、多く之に從ひて再び南に曲流し、毛馬の洗堰に至るや西流に轉じ、爰に始めて新淀川となりて夫より直流大阪灣に注げり。又長柄運河は毛馬洗堰の西に並びたる閘門下に起り、新淀川南堤の南側下に沿ひ、西流して舊中津川の新淀川に遮斷せられたる下流の上部に會せしめ、以て専ら舟運の便に供す。又毛馬の洗堰を経て南流せるは、即舊淀川の本流にして、大阪市中の各川に分水せるものは是なりとす。

又神崎支流は味生村より郡の東北隅なる中島村大字江口に入り、途中安威川を併

せて西に奔ること凡四拾餘町にして、西中島村大字淡路の北に至り、曲折縈紆して尙西流し歌島村大字加島に入りて之を繞り、更に南流に轉じて千船村大字佃の北端に於て二派に分れ、其一派は兵庫縣川邊郡との境界を流るゝもの、之を左門殿川と云ふ。又其一派は千船村と歌島村との間を流れ、以下更に派流を生じ、又之を會合し、漸次西南の方向に低下して、後等しく大阪灣に注げり。なべて此邊斯る環水の地なれば、恰も小島嶼葉布せるの觀あり。

鐵道東海道本線の吹田驛を經由して西下せるものは、本郡新庄村大字下新庄に入り、豊里村の一少部及西中島村豊崎村を経て、大阪梅田驛に達し、又同驛を發して更に西するの線は、鷺洲村大字浦江を遮り、西より少しく北に偏して馳せ、歌島村を貫通して神崎驛に去れり。國道廿六號線なる中國街道は、大阪より姫路に達する要路にして、郡の中央を南より西北に向て縦貫し、又縣道の龜岡街道能勢街道は共に大阪より京都府桑田郡龜岡町に達する要道にして、龜岡街道は郡の東部に偏し、能勢街道は國道廿六號線より分岐して其東に隔たり北へ通ず。此他尙縣道の梅田街道尼崎街道あり、梅田街道は國道廿六號線と尼崎街道との中間に位し、尼崎街道は郡の最西端にありて、俱に兵庫縣川邊郡尼崎町に通ずる大阪よりの要路なり。已上各

街道筋の新淀川に架せる長柄橋は龜岡街道、十三橋は中國街道、西成大橋は梅田街道に屬し、三大鐵橋共に長さ四百間内外あり。此他鐵道橋軌道橋の空架せるもの數條あり、實に是大阪北郊の一大壯觀なりとす。

更に郡の面積を分ちし南部の地に至れば、東方一帯に高岸を負ひ、南北には大和川より通ずる十三間川の縦貫して、舟楫の便を帶ぶるありと雖も、素より水利に乏しき所なれば、概ね火田にして只獨り水田の津守村にあるのみ。爰を以て此地津守村を除く古來畑場の名あり。次に大阪難波和歌山間の南海鐵道線路は、今宮勝間粉濱の三箇村を貫通し、其停車場を住吉は粉濱村天下茶屋は今宮村に置けり。又高野登山鐵道線路の大阪汐見橋驛を發したるものも、亦木津川停車場を津守村に、阿部野停車場を勝間村に置き、津守村の木津川驛より東南に向て斜に通過せり。國道廿九號線なる和歌山に達せる紀州街道は、南海鐵道線路の東に隔て南に向て相共に駢行せり。其他里道ながらも勝間街道西住吉街道等ありて、交通最も便なり。郡は夫れ斯くの如く、澱江の流に潤ひ、而も土地沃饒にして、阡陌の間水路縱横に通じ、灌溉を資け、惡水を瀉下し、兼て又舟楫の便あり。此の如く外は、河海を以て繞り、内は溝渠の通ずるものありて、水陸運輸の便到る處、良好ならざるはなし。且之に加ふ

に、我國商工業の中心たる大阪市と地を聯ねたれば、工業商業産業教育衛生風俗人情の外、都て社會の出來事に至るまで一として其反響を承けざるはなし。而して輓近箕面有馬電氣軌道、阪神電氣鐵道、南海鐵道の電車併用するあり、尙將に成らんとする阪堺電氣軌道ありて、市の内外に於ける交通の發達著しく、人口亦隨て逐次激増せり。若し夫れ新淀川以南の地及市南接の地に至りては、市の膨脹に連れて人家滋稠密し、人煙大いに加はらんとするものあり。抑も本郡が府下に於ける九郡と其狀態を異にする所以のものは、畢竟其位置の大阪市に接すると地勢の然らしむる處とに由らずんばあらずとす。

第四章 氣候

本郡に於ける氣温は、年平均十四度八にして、最近十箇年間に於て最も高かりし明治三十六年及三十八年は、十五度一。又最も低かりし同三十九年は、十四度五なり。之を府下各郡に比するに、決して大差なけれども、和泉及河内中部よりは稍冷氣にして、其他とは相伯仲せり。最高氣温の極度は同四十二年八月に於て三十七度六に

達し、最低氣温の極度は同三十七年一月に於て零下五度二に降れり。又晝夜寒暖の差は、平均九度零にして、最暖の月と最寒の月との差は、平均三十九度五なり。降水量一箇年平均は、千四百三十四耗にして、最近十箇年間に於て最も多かりし同三十六年は、千八百七十九耗に達したれども、最も少かりし同四十一年は、千六百六十六耗に過ぎず。之を府下各郡に比するに、本郡は殆ど中庸にあり。而して一年中に於て降水量の最も多きは六月にして、二百三十一耗九。又最も少きは二月にして、三十九耗五なり。降水日數一箇年平均は、百四十六日にして、最も多かりし同三十八年は、百七十六日。又最も少かりし同三十四年は、百二十四日なり。一年中に於て降水の最も多き六月は、十六日に及べり。風は北東風最も多く、西風之に亞げども、風力は西風最も強かりし。霜の初日の平均は、十一月九日にして、最も早かりしは、同三十七年十一月一日。最も遅かりしは、同四十年の十一月廿五日なり。又終日の平均は、四月九日にして、最も遅かりしは、同三十九年の四月廿九日。又最も早かりしは、同四十一年の三月廿八日なり。雪の初日の平均は、十二月廿一日にして、最も早かりしは、同三十四年の十二月四日。最も遅かりしは、同三十六年の一月三十日。又終日の平均は、三月十四日にして、最も遅かりしは、同四十二年の三月廿六日。最も早かりしは、同三十五年の二

月十九日なり。而して霜の期間は平均百五十三日、雪の期間は平均八十四日に互れり之を府下各郡に比するに、豊能郡の如き北部にありては、其期長くして、泉南郡の如き南部は、其期間短く、本郡は殆ど其中庸にあり。

因に云ふ、氣温は攝氏寒暖計の度を以て示し、降水量は耗を以て示す而して、其一耗は曲尺參厘參毛にして、一步面に壹升八合參勺の水を散布したるに同じ。

平均氣温

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
三十四年	五、六	三、一	六、九	一四、四	一七、四	二一、八	二四、五	二七、三	三三、一	一八、四	一〇、九	五、五	一四、九
三十五年	三、三	三、九	九、一	一〇、〇	一七、五	二一、三	二四、二	二七、七	三三、三	一六、九	一三、七	八、六	一四、九
三十六年	五、四	四、九	九、七	一四、四	一六、六	二一、三	二四、〇	二七、九	三三、七	一七、一	一〇、三	五、一	一五、一
三十七年	三、二	五、三	七、三	一四、六	一七、二	二一、五	二六、六	二七、三	三三、三	一六、六	一〇、二	六、六	一四、九
三十八年	五、八	三、七	七、四	一三、三	一七、八	二二、〇	二六、五	二七、一	三三、三	一七、〇	一〇、九	八、四	一五、一
三十九年	三、一	四、二	七、七	一三、〇	一七、六	二〇、八	二五、一	二七、一	三三、三	一六、六	一〇、〇	六、三	一五、一
四十年	五、三	二、八	六、九	一三、二	一七、三	二〇、七	二五、八	二七、〇	三三、三	一六、七	一〇、九	五、五	一四、五
四十一年	四、七	四、一	七、四	一三、三	一七、三	二〇、七	二五、三	二七、〇	三三、三	一六、六	一〇、九	五、五	一四、五
平均	四、六	三、九	七、五	一三、三	一七、四	二一、六	二六、二	二七、五	三三、三	一六、八	一〇、九	五、五	一四、七

各郡に於ける平均氣温

郡名	年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	平均
西成郡	年	一四、九	一四、九	一五、一	一四、九	一五、一	一四、五	一四、六	一四、六	一四、七	一四、七	一四、八
泉北郡	年	一五、四	一五、三	一五、三	一五、三	一五、四	一四、八	一四、八	一五、〇	一四、九	一五、二	一五、一
泉南郡	年	一五、三	一五、二	一五、二	一五、二	一五、三	一四、九	一四、九	一五、一	一四、七	一五、一	一五、二
中河内郡	年	一五、一	一五、〇	一五、〇	一五、一	一五、一	一四、八	一四、八	一四、九	一四、七	一四、七	一四、九
北河内郡	年	一五、八	一六、一	一五、六	一五、三	一五、五	一四、七	一四、七	一五、〇	一四、九	一五、二	一五、三
三島郡	年	一五、七	一五、三	一五、五	一五、三	一五、五	一四、九	一四、九	一五、〇	一四、七	一五、一	一五、三
豊能郡	年	一五、五	一五、二	一四、九	一五、三	一五、一	一四、一	一四、一	一四、六	一四、五	一四、八	一四、八

最高氣温 (極度)

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	極
三十四年	一四、六	一四、一	二〇、八	二四、五	二七、三	三〇、〇	三三、六	三六、九	三三、四	二六、二	二二、六	一六、四	三六、九

年	月												極	
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
三十五年	一五、一	一六、九	二、七	三、六	七、一	二九、四	三三、八	三三、九	三三、二	三三、八	三三、九	三三、九	一八、五	三、二
三十六年	一六、〇	一七、六	三、一	三、九	六、三	三〇、一	三三、五	三三、六	三三、三	三三、五	三三、六	三三、六	二〇、〇	三、六
三十七年	一三、一	一七、六	三、一	三、九	七、〇	三三、八	三三、五	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	二〇、〇	三、六
三十八年	一三、一	一七、六	三、一	三、九	七、〇	三三、八	三三、五	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	二〇、〇	三、六
三十九年	一三、一	一七、六	三、一	三、九	七、〇	三三、八	三三、五	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	二〇、〇	三、六
四十年	一四、八	一三、一	二、〇	三、七	六、三	三〇、一	三三、八	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	二〇、〇	三、六
四十一年	一七、九	一三、二	二、二	三、三	六、一	三〇、一	三三、八	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	二〇、〇	三、六
四十二年	一六、三	一三、二	二、二	三、三	六、一	三〇、一	三三、八	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	二〇、〇	三、六
四十二年	一七、九	一三、二	二、二	三、三	六、一	三〇、一	三三、八	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	二〇、〇	三、六

最低氣温 (極度)

年	月												極
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
三十四年	(一)一、六	(一)一、七	(一)一、五	(一)〇、四	六、五	一三、二	一七、七	二〇、八	二一、七	八、五	〇、六	(一)一、七	(一)一、七
三十五年	(一)一、〇	(一)一、四	(一)一、三	(一)一、五	五、八	一三、二	一七、七	二〇、八	二一、七	八、五	〇、六	(一)一、七	(一)一、七
三十六年	(一)一、〇	(一)一、三	(一)一、二	(一)一、五	六、二	一三、二	一七、七	二〇、八	二一、七	八、五	〇、六	(一)一、七	(一)一、七
三十七年	(一)一、五	(一)一、七	(一)一、三	(一)一、五	六、七	一三、二	一七、七	二〇、八	二一、七	八、五	〇、六	(一)一、七	(一)一、七
三十八年	(一)一、〇	(一)一、三	(一)一、二	(一)一、五	六、二	一三、二	一七、七	二〇、八	二一、七	八、五	〇、六	(一)一、七	(一)一、七

降水量

年	月												極
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
三十九年	(一)一、三	(一)一、六	(一)一、四	(一)一、四	七、九	一〇、一	一八、八	二一、六	二一、六	八、五	〇、〇	(一)一、三	(一)一、三
四十年	(一)一、三	(一)一、六	(一)一、四	(一)一、四	七、九	一〇、一	一八、八	二一、六	二一、六	八、五	〇、〇	(一)一、三	(一)一、三
四十一年	(一)一、三	(一)一、六	(一)一、四	(一)一、四	七、九	一〇、一	一八、八	二一、六	二一、六	八、五	〇、〇	(一)一、三	(一)一、三
四十二年	(一)一、三	(一)一、六	(一)一、四	(一)一、四	七、九	一〇、一	一八、八	二一、六	二一、六	八、五	〇、〇	(一)一、三	(一)一、三
四十三年	(一)一、三	(一)一、六	(一)一、四	(一)一、四	七、九	一〇、一	一八、八	二一、六	二一、六	八、五	〇、〇	(一)一、三	(一)一、三

年	月												合計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
三十四年	七〇、三	二九、四	七、七	一三、八	五〇、六	二七、五	一九、八	三三、四	一三、六	一九、六	四〇、一	五八、六	二二、四
三十五年	二五、五	九、三	一〇〇、三	一一、三	二五、五	二七、七	一八、三	二六、一	一一、一	一一、三	一〇〇、三	六六、〇	一五、三
三十六年	八四、五	六四、四	一四八、三	一八、七	一七、三	八二、四	六〇、〇	五〇、〇	一四、一	一七、八	七、五	五八、五	一八、七
三十七年	二四、五	四四、八	一五五、五	一四、一	二五、八	二五、九	二五、四	一五、四	一四、六	一三、一	二四、三	四三、四	一三、三
三十八年	五五、六	九、六	一一二、四	一七、三	一五、四	四六、六	三六、七	二九、三	五、三	九、〇	三〇、八	七二、五	一七、〇
三十九年	五五、九	九、〇	一一二、四	一七、三	一五、四	四六、六	三六、七	二九、三	五、三	九、〇	三〇、八	七二、五	一七、〇
四十年	五、七	三、七	九、七	一〇、三	一六、八	一六、四	一九、九	一一、一	一七、八	一七、六	七、三	三六、一	一三、〇
四十一年	八、六	二、三	八、五	二四、九	七、〇	二五、六	八、七	二〇、七	一四、五	一八、六	二五、九	六九、三	二、六
四十二年	八、五	四〇、〇	一六、九	一三、六	二六、六	三三、四	四、六	二〇、四	二九、九	六、四	四、四	一四、〇	一三、九

各郡に於ける降水總量

平均	四十三三年	八三、四	四七、〇	九三、五	一〇三、一	九〇、〇	一〇三、四	六三、二	一五、五	三六、九	一七、八	壹、五	九、七	一三三、〇
平均	平均	五七、九	三九、五	一〇八、一	一三七、五	一三三、四	一三三、九	一九九、〇	一一九、四	一七九、三	一三三、七	五、三	四三、八	一四三、四〇

郡名	年												平均	
	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	平均			
西成郡	一、二四、七	一、三三、五	一、八七、九	一、三三、七	一、七〇、五	一、三三、三	一、三三、三	一、五〇、一	一、二六、二	一、三三、〇	一、三三、〇	一、三三、〇	一、三三、〇	一、三三、〇
泉北郡	一、三六、六	一、七〇、〇	一、〇〇、三	一、〇〇、三	一、八三、三	一、一三、〇	一、一三、〇	一、一三、〇	一、一三、〇	一、一三、〇	一、一三、〇	一、一三、〇	一、一三、〇	一、一三、〇
泉南郡	一、四三、六	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三	一、三六、三
南河内郡	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四	一、四三、四
中河内郡	一、三五、〇	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五	一、三五、五
北河内郡	一、二六、七	一、六六、三	一、七六、七	一、五七、九	一、九七、八	一、四七、三	一、四七、三	一、四七、三	一、四七、三	一、四七、三	一、四七、三	一、四七、三	一、四七、三	一、四七、三
三島郡	一、五五、八	一、五七、一	一、七六、五	一、三九、九	一、九二、一	一、四二、三	一、四二、三	一、四二、三	一、四二、三	一、四二、三	一、四二、三	一、四二、三	一、四二、三	一、四二、三
豐能郡	八五〇、三	一、一六、〇	一、五九、七	一、三三、二	一、四九、八	一、六八、九	一、六八、九	一、六八、九	一、六八、九	一、六八、九	一、六八、九	一、六八、九	一、六八、九	一、六八、九
年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	
三十四年	五八	八八	一〇一	一三	一一	一七	一五	一七	一六	一八	一六	一七	一〇	一三
三十五年	五八	八八	一〇一	一三	一一	一七	一五	一七	一六	一八	一六	一七	一〇	一三

風向回数 (百分比例)

年	平均	四十三三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十二年	平均
平均	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
三十四年	一〇、三	九、一	一四、五	一四、一	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八
三十五年	一〇、三	九、一	一四、五	一四、一	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八
三十六年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
三十七年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
三十八年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
三十九年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
四十年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
四十一年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
四十二年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
四十三年	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一
平均	一〇、〇	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一	一〇、一

風向

方向	年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	平均
北	九	九	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九
北々	六	六	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
北東	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
東	七	七	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
東東	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
東南	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
平均	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三

年	西成郡	南東	南南	西南	西	北	北	静	合
三十七年	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日
三十八年	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日
三十九年	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日
四十年	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日
四十一年	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日
四十二年	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日
四十三年	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日
四十四年	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日
四十五年	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日
四十六年	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日
四十七年	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日
四十八年	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日
四十九年	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日
五十年	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日
五十一年	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日	11月10日
五十二年	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日	11月7日
五十三年	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日
五十四年	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日
五十五年	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日
五十六年	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日
五十七年	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日
五十八年	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日	11月6日
五十九年	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日	11月4日
六十年	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日
六十年	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日	11月13日

霜雪季節

年	初日	終日	翌年終日
三十七年	11月1日	4月1日	12月23日
三十八年	11月6日	4月15日	12月1日
三十九年	11月4日	4月29日	12月19日
四十年	11月25日	4月3日	12月21日
四十一年	11月10日	3月28日	12月21日
四十二年	11月7日	4月16日	12月16日
四十三年	11月20日	4月2日	12月2日
四十四年	11月24日	4月12日	12月4日
四十五年	11月25日	4月14日	12月1日
四十六年	11月13日	4月13日	12月19日
四十七年	11月1日	4月12日	12月4日
四十八年	11月6日	4月15日	12月1日
四十九年	11月4日	4月29日	12月19日
五十年	11月25日	4月3日	12月21日
五十一年	11月10日	3月28日	12月21日
五十二年	11月7日	4月16日	12月16日
五十三年	11月20日	4月2日	12月2日
五十四年	11月24日	4月12日	12月4日
五十五年	11月25日	4月14日	12月1日
五十六年	11月13日	4月13日	12月19日
五十七年	11月1日	4月12日	12月4日
五十八年	11月6日	4月15日	12月1日
五十九年	11月4日	4月29日	12月19日
六十年	11月25日	4月3日	12月21日
六十年	11月13日	4月13日	12月19日

各郡に於ける霜雪期間

郡名	霜	雪
西成郡	自十一月九日至四月九日百五十三日間	自十二月廿一日至三月十四日八十四日間
泉北郡	自十一月十一日至四月十日百五十二日間	自十二月十六日至三月四日七十九日間
泉南郡	自十一月十一日至四月五日百四十七日間	自十二月二十二日至三月二日七十二日間
南河内郡	自十一月七日至四月十日百五十六日間	自十二月十七日至三月六日八十日間
中河内郡	自十一月十日至四月六日百四十八日間	自十二月二十八日至三月六日六十九日間
北河内郡	自十一月十三日至四月二日百四十二日間	自十二月二十二日至三月十二日八十一日間
三島郡	自十一月七日至四月二日百四十八日間	自十二月二十二日至三月十一日八十八日間
豐能郡	自十一月八日至四月十六日百六十一日間	自十二月十五日至三月十一日八十七日間

第五章 土地人口

本郡の地質及土性に就ては、未だ曾て精密に調査の行はれしことあらざれば、隨て今茲に的確なる證明をなすこと素より難しと雖も、北部は率ね上層砂質壤土にして、下層は輕粘土に青黒色を呈し、兩層共に有機質に富めり。南部は又兩層共に砂質壤土にして、多少の砂礫を混濁するが如し。而して西端海濱一部の地に至ては、兩層共に輕鬆なる細砂土にして多少亦有機質に富めり。概して云へば夫れ斯くの如くなれど、更に之を再言すれば、彼の中島村大字小松の如きは兩層共に純細砂質なれど、之に反し、是より南にして左のみ遠からざる豊里村大字三番の一部の如き深田の地もあり、其箇所依りて其質に多少の變りこそあれ、其間亦良田決して尠しとせざるなり。三十二年の交、鷺洲村中津村の幾部分は、淀川改修工事に係る廢砂土を利用し、其多數の反別に對して地上げをなしたれば、此邊は著しく其地を高めり。徳川時代に於ける土地の状態は、今日我郡全体のものとして之を數字上に總括し得ること素より難けれど、併しながら我郡は大坂三郷市街地に接近する關係よりして、彼の邊鄙なる山村僻地とは大に其趣を異にし、土地の利用極めて緊張したるは争ふべからざるの事實なりとす。さればにや古來荒蕪地として放擲せられしもの

のは、未だ曾て猫額大だもなかりしが如し。而して彼の元祿年間以來、瀬海寄洲の地に大資本を投じ、新田開發の業盛に行はれしも、畢竟是農耕地として極めて有望なりしかば、遂に彼が如き發達を見るに至りしなり。且三郷市街地續き村々に於ける穫米率の石盛が、他村よりも著しく高かりし事は、檢地帳或は村明細帳等の明かに示す處にして、尙又年々賦課徵收を受けし米租の割合も亦高かりしは、其土地より穫る利潤の太だ多かりしに因らざらば、随て附近なる市接續村外の村々までも有望なる地位にありし事は、類推して以て知るに足るべし。

明治八年地租改正前に於ける舊耕地反別は四千參百四町八反七畝貳拾四步、數地參町壹反壹畝步、葭地五反貳拾貳步、竹林五畝拾貳步、屋敷參百參町壹反八畝九步、總反別四千六百拾壹町七反參畝七步にして、之に對する不耕地反別を百分率以下にに求むれば、則ち零六六強に當れり。こは是土地の上に戸口の稀少なる事狀等ありしに由るなるべし。而して徳川時代に於ける土地の状態も、亦以て略推知するを得ん。地租改正後即明治十五年新反別總高私有地を指す以下亦同五千八百九拾七町參反步に對する不耕地反別は、零九五強を現はしたり。然るに不耕地は爾來漸次累加して、十五年後即廿九年に至りては、總反別六千八百八拾壹町七反步に對する不耕地反別は

壹九參に激増せり。而も此期間中に於て此の如き著しき變化を現はし、は十九年廿年の交よりなりとす。是即道路の新設又は擴張鐵道の布設堤塘水路河川の改良牧場工場の設置家屋の建築等、土地の利用愈増加したるに由るものにして、而も是悉く時運の發展せる大阪市の繁榮に伴ふ時代の要求に基ける現象なりとす。三十年四月に至り、大阪市接近拾五箇町村の市編入ありしもの、反別約貳千參百五拾六町餘歩に達したりしに、尙且此年九月淀川改修のため、其河川又は堤防或は運河等の敷地に買収せられたる反別七百參町四歩に上り、双方を併せて實に參千五拾九町餘歩の多大なる反別を減少せり。之を廿九年現在の總反別に對照せば、四割五分弱の反別を失ひたるものなり。されば三十年現在の總反別は、約參千八百貳拾貳町餘歩となるに至れり。而して之に對する不耕地反別は、壹貳強に減退せり。是他なし、不耕地を最も多く有せる町村の市に編入せられし結果に外ならず。然れども一般の趨勢に至ては依然として前に劣らず、屢々として進み、其後十四箇年を開せし今四十三年末の總反別は、參千八百六拾六町餘歩にして、不耕地反別は壹九四に達し、前十五箇年間よりの累加状態には毫も變りなく、而も滋増加しつゝあるの現狀なり。而して此期間に於ける不耕地の増加したる内容は、主として直接大阪市勢

の反響より生じたる人家の激増に由るものなり。雖も別に亦軌道の布設道路の整理用悪水路の掘鑿、大阪市營の水源池築造等の施設ありて、日に耕地の削減せられつゝあるは、過去三十餘年來本郡に於ける特有の現象なりとす。

然り而して今四十三年末現在の土地は、私有地參千八百六拾六町參反九畝拾參歩ありて、其内有租地には田畑郡村宅地山林原野雜種地池沼荒地^中あり、免租地には用悪水路公立小學校敷地郷村社地道路鐵道用地軌道用地溜池堤塘墳墓地火葬場水道用地病院敷地保安林警察署敷地其他あり。而して國有地八百八拾貳町六反貳畝拾七歩の内には、郷村社地廢社地寺院地道路河岸地附寄洲荒蕪地河川溝渠溜池堤塘塚地工場用地鐵道敷地專賣局用地等ありて、即總反別四千七百四拾九町貳畝歩なり。此細別は載せて別表に詳かなれば就て觀るべし。

次に徳川時代に於ける郡の人口は、徳川氏自領、宮家或は田安家の食邑、又は譜代大名の祿地、旗本の知行所等に分割せられ、而して戸口の監督は、多くは徳川氏自領地支配代官の兼帶せし處なれども、事實右の如き次第なるに由り、素より其具体的に精査せるものあるを知らず。而して明治の現代に徙り、調査の最も早く行はれたるものにして、今且之を知り得るものは九年一月一日の現在調にして、大阪府地誌に

載せる處のものなりとす。該調査によれば、本籍人口拾萬參千四百五拾七人男五萬貳千五百七拾人、内出寄留者六百六拾五人、差引本籍現住者拾萬貳千七百九拾貳人、入寄留者貳千七拾八人、現住者總計拾萬四千八百七拾人、而して戸數は貳萬八千七百八拾戸を算したり。然るに是より廿二箇年後の三十年四月拾五箇町村の大阪市編入前、即廿九年十二月三十一日の現在人口は、本籍現住者拾五萬參千七百七拾五人男七萬五千六百參拾八人、他郡市より入寄留者壹萬四百參拾六人、他府縣より入寄留者參萬參千五百五拾九人、現住者總計拾九萬七千七百七拾人、戸數四萬四千六百五拾七戸、即人口に於ては殆ど倍加し、戸數に於ても五割五分の増加なりき。今又最近拾箇年間に於ける人口の累加狀況をば、府下各郡一市に就て比較對照せんに、獨り本郡の激増状態に對しては他に逆も比肩すべきものあるを見ず。請ふ試みに之を看よ、北河内郡三十四年末の人口は八萬壹千六拾六人に對し、四十三年末は八萬參千四人にして、即貳分參厘餘の増。三島郡の三十四年末七萬四千五百五拾參人に對し、四十三年末は七萬九千五百參拾壹人にして、即六分六厘餘増。中河内郡の三十四年末拾萬四千五百參拾參人に對し、四十三年末は拾壹萬壹千八百七拾參人にして、即七分餘増。南河内郡の三十四年末拾萬四千七百八拾七人に對し、四十三年末は拾壹萬貳千七

百九拾八人にして、即七分六厘餘増。豐能郡の三十四年末四萬七千六百貳拾人に對し、四十三年末は五萬貳千七百六拾六人にして、即壹割八厘餘増。泉北郡の三十四年末九萬七千九百六拾五人に對し、四十三年末は拾萬九千參百五拾九人にして、即壹割壹分六厘餘増。泉南郡の三十四年末拾壹萬四千五百五拾九人に對し、四十三年末は拾參萬貳千九百九拾九人にして、即壹割五分八厘餘増。堺市の三十四年末五萬貳千六百拾七人に對し、四十三年末は六萬貳千九百五拾五人にして、即貳割六厘餘増。東成郡の三十四年末六萬六千九百參拾壹人に對し、四十三年末は九萬九千八百七拾四人にして、即四割九分貳厘餘増なり。而して本郡三十四年末は六萬參千六百六拾參人にして、東成郡より少かりしこと而も參千貳百六拾八人なるに、四十三年末に至りては拾壹萬八千五拾五人となり、東成郡より多きこと而も壹萬八千八百八拾壹人にして、拾箇年間の増加は實に八割五分四厘參餘の割合を見るに至れり。三十四年末に於ける府下九郡一市の各人口數より觀て、本郡は漸く其第八位に居りたりしもの、四十三年末に至りては泉南郡に次ぐ第二位を占むるに至れり。之を要するに本郡の人口増加は、不耕地の増加と相俱に駢進して止まず。此趨勢を以て推移せば、九郡一市中其最多數を有するに至るは、蓋し近き將來にあらんとす。

西成郡土地

(明治四十三年末現在)

町村	區別	有租地	荒地	地	免租地	國有地	計
傳法洲村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
鷺津村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
中津村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
豐濱村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
勝間村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
津守村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
今宮村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
西中島村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
豐里村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
大道村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
新島村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
北庄村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
神津村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
歌島村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
計		三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇

町村	區別	有租地	荒地	地	免租地	國有地	計
千船村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
神島村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
福北村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
川北村	可	三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇
計		三、八三〇			三、八三〇	三、八三〇	一三、〇〇〇

備考 反別單位は歩にして而して其點を附したるは町位なりとす以下本章中のもの亦之に準ず

土地の壹

(有租地) (明治四十三年末現在)

町村	區別	田	畑	郡村宅地	山林	原野	雜種地	池	沼	計
傳法洲村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
鷺津村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
中津村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
豐濱村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
勝間村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
津守村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
今宮村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
西中島村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
豐里村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
大道村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
新島村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
北庄村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
神津村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
歌島村	可	一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇
計		一、六三三	八、四七五	六、八〇〇	二、六三三	四、六二四			七、七	三、八三〇

村	年	土地の壹の次 (荒地)																			
		合計	川北	福島	神島	歌津	北島	新庄	中島	大道	豐里										
神津	十四年明	1,010	1,010																		
	十五年明	1,010	1,010																		
千船	十四年明	1,010	1,010																		
	十五年明	1,010	1,010																		
計	十四年明	2,020	2,020																		
	十五年明	2,020	2,020																		

土地の壹の次 (荒地) (明治四十三年末現在)

町	地目	土地の貳 (免租地)																			
		合計	福島	中島	北島	歌津	神島	新庄	中島	大道	豐里										
粉濱	水路	1,010	1,010																		
	悪路	1,010	1,010																		
豐崎	社	1,010	1,010																		
	郷	1,010	1,010																		
中津	地	1,010	1,010																		
	道	1,010	1,010																		
鷺洲	道	1,010	1,010																		
	村	1,010	1,010																		
傳法	道	1,010	1,010																		
	計	1,010	1,010																		

土地の貳 (免租地) (明治四十三年末現在)

町	地目	土地の參 (其他)																			
		合計	福島	中島	北島	歌津	神島	新庄	中島	大道	豐里										
粉濱	水路	1,010	1,010																		
	悪路	1,010	1,010																		
豐崎	社	1,010	1,010																		
	郷	1,010	1,010																		
中津	地	1,010	1,010																		
	道	1,010	1,010																		
鷺洲	道	1,010	1,010																		
	村	1,010	1,010																		
傳法	道	1,010	1,010																		
	計	1,010	1,010																		

に初任す。一に又之を攝津大夫とも云へり。大寶二年布勢耳磨之に次ぎ、慶雲二年美努王和銅元年高向磨之に任じ、爾來此職を奉ずるもの廿六年、數百十七年を経たる後、即桓武天皇の延暦十三年三月九日一作に又十二年に攝津職和氣清磨のとき、此職を停めて國司となし、當時其官府を本郡に置れしと云ふも、今其所在詳かならず。同廿年藤原雄友の清磨に代りて、國司に任ぜられし以來、承久の頃まで凡四百廿年の間、國司又は守護の職に任ぜられしものを算すれば、總て八拾餘人ありと雖も、其果して當國に臨み親しく政刑を統べしや否や詳かならず。是より後、更に元弘の頃まで凡百十餘年の間は、所謂亂世時代にして、而も守護職司の實在なかりしが如し。建武中に至り、楠河内守正成當國の守護を兼ねたり。延元中、足利尊氏赤松信濃守範資をして州疆を侵略せしめ、文和元年佐々木秀詮を以て守護させり。應安七年に至り細川頼之是に代り、終に其管國となるや、其臣藥師寺をして守護代たらしむ。頼之より六轉して政元に至りしに、永正四年四月政元其家宰香西元近の弑する所となりしかば、澄元代りて管領となりしも、政元の義子高國と竊に闘ぐや、家臣隨て離散し、池田伊丹の諸族競ひ起り、或は澄元に屬し、或は高國に應じ、爲に關州大に亂る。永正五年高國終に本州を取り、川邊郡尼崎城に居りしが、享祿四年六月四日澄元の子晴

元と天王寺に戦ひ、退きて本郡野里川中津に大敗し、復起つべからざるに至り、同月廿四日竟に尼崎に於て自刃す、時に年四十八。是に由て地はみな晴元に歸せり。天文廿二年三好筑前守長慶、高國の義子氏綱を奉じて晴元を逐ひ、遂に本州を奪ふや、同族をして芥川に居り之を守らしむ。永祿中に至り、織田信長之を攻めて降し、地を分ちて伊丹興親池田勝政和田惟政等に與ふ。然るに元龜の末に至り、信長又惟政を誅し、勝政を逐ひ、荒木攝津守村重を以て之が守護に任ず。天正七年村重叛し、伊丹城を棄て、終に亡びしかば、信長此地を以て池田信輝興恒に賜ふ。後豊臣秀吉信輝を轉封し、自ら地を領するに至り、天正年間大坂城を築きてより、其臣片桐市正をして地の致政に當らしめ、又代官吉田清右衛門をして收租、其他の事務を行はしめき。元和元年五月、豊臣氏亡び、徳川氏之に代るや、同年六月十日勢州龜山の城主松平下總守忠明に大坂城を賜ふ。高拾萬石是に由て本郡の過半は都て其領地となりしや疑ふべからざれども、今其村々は悉く之を知るに由なし。然れど其代官には平野彦兵衛若林八左衛門、稻垣與三右衛門、山田清太郎等の數名ありて、専ら收斂の事務を掌れるが如し。斯くて同五年七月に至り、下總守忠明を和州郡山に移封して後、内藤紀伊守信政を以て大坂城代の職に任ぜしめ、定番在番を設けて之に附し、且大坂町奉行

を置き、攝津河内和泉播磨四箇國內の政刑を統べしめ、猶又之に加ふるに大坂三郷市中に係る直接の事務取扱に衝らしむ。同六年に至り大坂鈴木町、同七年に至り同谷町の二箇所に代官所を設け、以て大坂三郷以外に於ける徳川氏自領四箇國に散在せる村々の地方行政事務中、専ら司農の事務に當らしめたり。愆くて郡内幾多の村々が二百五十年後の維新前まで、實に此二代官所の支配下にありて事細大さなく其管治する處となりき。されど又此間時として或る村に限り、近邇の大名永井日向守同飛彈守、或は其他諸侯の一時預り所となりし事實もありき。斯くの如くにして攝河泉播の地は、徳川氏致政の園内にありしかば、譜代諸侯の其州封を受けしものも少しとせず。殊に本郡の如きは地大坂三郷に接したれば、大坂城代又は定番の役祿若くは奉行の役料を賜はる毎に、其地に充てられし村々も多く、或は又之を變更せられしことも亦屢ありたれども、遺憾ながら今之を悉く詳にすることは、又此外に大名旗本の知行所、宮家の采地等に充てられし村々も鮮からざりき。乃ち本國川邊郡尼崎の城主池田紀伊守一に播磨守に作るあり、恐くは誤歟。信輝は、元和元二年に於て橋寺村大道村江口村を、和泉國にて壹萬石の小出大隅守三尹は、矢張り元和の頃天王寺庄を、當時本郡柴島村に在城したる稻葉淡路守紀通後丹波國福知山の城主に移さるは、元和三年より同

九年まで橋寺村大道村江口村を領したり。大坂川口船手奉行旗本江戸八丁堀小濱民部孫三郎民部の三代とも、元和五年の頃大和田村を、元和寛永の頃野里村稗島村を、元和五年より寛文九年まで傳法村を、正保元年より寛文九年まで福村を領したり。大坂城京橋口定番役たる六萬石の板倉内膳正重矩は、萬治元年より幾年間本庄村を、寛文元年より延寶八年まで十八條村堀上村を、後越前鯖江にて五萬石間部越前守詮房は、寛文十一年より幾年間本庄村を、寶永四年より享保六年まで堀上村を、寶永五年より享保元年まで三津屋村新在家村を、寶永六年の一箇年間今宮村を、享保元年の頃川崎村を領す。下總佐久良の城主七萬五千石の戸田越前守忠昌は、延寶四年より天和元年まで柴島村増島村高畑村三番村新庄村北大道村天王寺庄橋寺村等を、延寶四年より同八年まで江口村を領有せり。小出玄蕃重興前出小出大は、延寶四年より元祿九年まで山口村西村を、丹波綾部にて貳萬石の九鬼和泉守隆仲は、延寶四年の頃北長柄村宮原新家村を、川邊郡尼崎の城主四萬八千石の青山大膳亮幸利の延寶五年より、四代目大膳亮幸侶の寶永七年まで申村を各領したり。後青山氏は寶永八年信州飯山に移封。又尼崎の城主四萬石の松平石見守忠喬の正徳元年より、同遠江守忠榮の文久二年まで申村を、當時大坂城代たりし奥州岩城の城主にて六萬石の井上河内守利

容は、寶曆六年より同八年まで川崎村北大道村を、又同城代たりし石州濱田の城主にて五萬石の松平周防守康福は、寶曆十年より翌年まで川崎村を、寶曆十一年より明年まで北大道村を各領有したり。

以上の外更に明治維新の當時まで引續きて領有せしは、旗本江戸猿樂町に兩宮氏の元和の頃より、北宮原村及南宮原村の一小部分を併せて七百石、同江戸木挽町に仙石氏の寛永廿年より、南大道村西大道村にて八百四拾六石四斗六升九合を、同江戸小石川に小笠原氏の寛文六年より、野中村の過半と木寺村とを併せて五百石を、京都下立賣御門内閑院宮家の延享の頃より、南宮原村の大部及堀上村を併せて五百八拾參石壹斗壹升六合を、江戸にて三卿拾萬石の一家なる田安家の延享の頃より、増島村高畑村南長柄村北長柄村柴島村薬師堂村南方新家村川口村、寶曆五年より蒲田村、安永五年より本庄村にて都合四千八石八斗貳升壹合を、下總古河の城主にて七萬石の土井大炊頭の寶曆十三年より北大道村上新庄村小松村宮原新家村堀村を併せて千九百貳拾六石六斗六升六合を各領有したり。

斯くて慶應三年幕末最終に於ける徳川氏の自ら領有せしは、大坂鈴木町代官内海多次郎の支配地にかゝるもの參萬七千貳百四拾壹石貳斗九升四合と、同谷町代官齋藤六藏の支配地にかゝるもの八千百拾貳石五斗八升六合とを併せて四萬五千參百五拾參石八斗八升なりき。又田安家の代官所は本郡南長柄村に、土井大炊頭の代官所は東成郡平野郷にありて、前者は當時の和泉國大鳥郡及攝津國島下郡本郡内所領の收租の事を管掌し、後者は攝津國住吉郡島上郡及本郡内所領にかゝる一般政治の事を司りしなり。されど其領有中歴任せし代官は、今悉く之を詳かにするを得ず。又既に掲げたる大坂川口船手奉行の傳法村を直轄せしは、他の諸侯旗本などの其知行所又は役祿として地を給はりたるものは全く其趣を異にし、只其職務として水主を管せしに過ぎず。されば寛文十年傳法村を同船手奉行より、代官五味藤九郎の支配地に移されし後と雖も、水主を支配せしことは變りなかりき。斯くて地方政務に専ら携はりし大坂兩町奉行の職に在りしものは、既に大坂府誌に委しく載する處あれば更に之を云はず、唯り代官のことに至りては詳細書載せたるものを見ず、故に此に元和六年より慶應三年の幕末に至る大坂鈴木町谷町兩代官に歴任せしものを左に舉示せん。

此列記代官の外に、尙元祿の頃今井九右衛門長谷川六兵衛寶永の頃田中伊右衛門正徳の頃細田伊右衛門平岡孫一、享保年間の頃上野七兵衛等の代官ありし由

傳ふれども、其在勤年數及鈴木町谷町何れの代官なりしや俱に詳かならず、又多
 くの代官中には、克く民意を察し、其職責を忠實に盡し、以て治績を挙げしものも
 亦甚だ多かるべけれども、就中其功績の顯赫著明にして、今尙人口に膾炙せる所
 のものは、天和元祿の在勤者森本惣兵衛と、寛政文化の在勤者篠山十兵衛との二
 人即是なり。森本惣兵衛は北中島水道組合今の中島大水道
普通水利組合關係村が、其水道敷地米
 代及樋橋入用銀を幕府の支辨に請願せし時、厚く之に同情を寄せ、而も心力を竭
 して、以て格別に其勞を執りし人なり。又篠山十兵衛は村役人の弊風を匡正し、尙
 又今宮村朝役神役の先規古例に則り、村年貢免租の件、及難波村と大坂天満青物
 市場との間に於て、數十年來紛糾せる難問題なりし市立事件を解決し、今の難波
 市場今大坂
市南區の初めて公然青物の市立てをなし得るに至りしは、實に同氏の偉大
 なる斡旋の賜物ならざるはなし。第三編第三章
商業の部参照

因に云ふ次の各代官の名前の下に括弧して、鈴とせるは鈴木町代官、谷とせるは谷町代官、鈴谷とせるは双
 方代官兼帯のものを指したる符號と知るべし。

代官

- 自元和六年間宮三郎右衛門(鈴) 元和七年小堀遠江守(谷) 自元和八年北見五郎左衛門
 至同七年(鈴木町代官にして元和八年は谷町代官を兼) 自寛永元年藤林市兵衛(谷) 至同九年向山
 (又堺奉行たり、寛永三年昇格して若狹守に任ず) 至同四年
- 三右衛門(谷) 自寛永五年鈴木三郎九郎(鈴) 自寛永五年豐島十左衛門(谷) 自寛永十年彦
 坂平九郎(谷) 自寛永十一年五味藤九郎(鈴木町代官、寛永四年より) 自承應二年鈴木長吉(鈴)
 自寛文元年豐島權之丞(谷) 自天和元年大柴六兵衛(鈴) 自天和元年平野藤次郎(不詳)
 自天和二年森本惣兵衛(谷) 自天和三年萬歳傳兵衛(鈴) 自元和四年西山六兵衛(官か、代)
 自元祿七年設樂喜兵衛(谷町代官にして元祿三年より) 自元祿五年辻彌五左衛門(鈴)
 自元祿八年萬年長十郎(谷) 元祿七年小堀藤三郎(鈴) 自元祿七年金丸又左衛門(鈴)
 自元祿八年小堀仁右衛門(鈴木町代官、後寛永七年より) 自元祿十二年兩宮庄九郎(不詳)
 自寶永三年平岡彦兵衛(鈴) 自正徳元年平岡次右衛門(鈴) 自正徳二年高谷太兵衛(谷)
 自正徳五年古部文右衛門(不詳) 享保三年鈴木運八郎(谷) 享保三年佐藤甚右衛門(谷)
 自享保三年上林又兵衛(鈴) 自享保四年玉虫佐兵衛(鈴木町代官たり、後享保
 至同六年(谷町代官たり、後享保十二年より) 享保四年室田金右衛門(谷) 享保五六年間宮三
 嘉六郎(同十四年まで鈴木町代官再勤) 享保六年石原新十郎(谷) 自享保六年七月久下藤十郎(鈴) 自享保七年石川
 郎左衛門(谷) 享保六年石原新十郎(谷) 自享保六年六月久下藤十郎(鈴) 自享保七年石川
 傳兵衛(鈴) 自享保十三年鈴木小左衛門(谷) 自享保十四年平岡彦兵衛(鈴) 自元文元年正田

庄九郎（鈴木町代官にして元文二年より寛保元年まで谷町代官を兼） 至同 五年 千種清右衛門（鈴木） 至同 四年 布施彌一
 郎（鈴木） 元文二年 小堀仁右衛門（谷） 至同 五年 小堀左源太（谷） 至同 三年 池田喜八郎
（鈴） 自寛保二年十二月 渡邊民部（鈴） 自寛保三年 奥谷半四郎（鈴） 自寛保二年 小川新右衛門
（鈴） 自寶曆四年五月 龜田三郎兵衛（谷） 至同 十一年 萩原藤七郎（鈴） 自寶曆七年十一月
 内藤十右衛門（鈴木町代官にして寶曆八年より天明三年まで谷町代官を兼） 至同 十一年 飯塚伊兵衛（鈴） 自寶曆十三年
 角倉與市（鈴） 自明和五年六月 辻六郎左衛門（鈴） 自明和七年十二月 多羅尾縫殿（鈴） 自明和
 五年 稻垣藤左衛門（谷） 至同 六年 八月 風祭甚三郎（鈴） 自安永六年 青木楠五郎（谷） 自安永
 六年 万年七良右衛門（鈴） 自安永七年 大屋四郎兵衛（鈴） 自天明八年 五月 角倉與一（鈴） 自寛
 五年 八月 至同 羽倉權九郎（鈴） 自寛政元年 三月 小堀縫殿（不詳） 自寛政二年 篠山十兵衛（鈴木町代官
 又重兵衛となり其名一に） 自文化六年 六月 大岡久之丞（鈴木町代官にして谷町代官を兼たり） 自文
 三年 八月 至 辻甚太郎（鈴） 自文化十三年 十一月 岸本武十郎（鈴木町代官にして谷町代官を兼ぬ文）
 自天保二年 七月 矢島藤藏（鈴） 自天保四年 五月 大原吉左衛門（鈴） 自天保六年 五月 根本善左
 衛門（鈴） 自天保九年 四月 池田岩之丞（鈴） 自天保九年 六月 築山茂左衛門（鈴） 自弘化元年 三月
 設樂八三郎（鈴） 自弘化元年 竹垣三右衛門（谷） 自安永二年 川上金吾助（谷） 自嘉永六年 八月
 増田作右衛門（鈴） 自安政二年 白石忠太夫（谷） 自安政四年 十一月 鈴木町代官に 森田岡田之助
 任ぜられしも直に他へ轉勤。

自安政四年 屋代増之助（鈴） 自安政六年 羽田十左衛門（谷） 自文久二年 三月 松永善之助（鈴）
 自文久三年 内海多次郎（鈴） 自元治元年 齋藤六藏（谷）

（中在家村駒井氏手記水津村各免狀十八條村免狀北大道村免狀大野村乘願寺文書白山氏所有津守新
 田明細帳南濱村羽間氏所藏文書傳法村井上氏所藏文書郡村誌編纂草稿徳川時代の各武鑑）

第七章 舊幕時代

舊幕時代に於ける我郡は徳川氏の直轄地にして而も概して其自領地なりしかば、
 直接之が施政の衝に當りしは大坂東西兩町奉行と大坂鈴木町同谷町兩代官とな
 りき。而して大坂町奉行は元和五年九月（大坂府誌國史大辭典に之を二月に作る） 十四日、西町奉行に島田越
 前守直時の補任ありしを以て之が始めとし、尋て翌年か東町奉行に久貝因幡守正
 俊の任ぜらるゝあり、是即大坂町奉行の初設なりとす。抑も町奉行は大坂三郷市中
 を管し、以て訴訟を裁斷し兼て又攝津河内和泉播磨四箇國內の民刑事を攝し、其他
 重き國政を理し、幕府老中の所管に屬せりと雖も、時々の事務は大坂城代に稟議し
 て之を處理し、而も其權力甚だ重く、配下には各與力三十騎、同心五十人之に隸従す
 斯くして町奉行は旗下の格式芙蓉間詰祿高凡千石より貳千五百石までのもの之

に任じ從五位下に叙せられぬ其赴任の際には黄金時服羽織の諸品を賜ひ更に役料六百石を加へらる。元祿九年正月一員を増して堺奉行を兼ねしめたれども同十年十一月又二員に減じ堺奉行の兼職を停めき。然り而して東西町奉行所は月番を設け尙且訴訟諸願を受理するの日を定めり俗に之を御役日と唱へたりき。尤も此定日に關しては村々に於ける御用留杯とせられたる舊書類の遺れるものにつき屢散見する處なり而して町奉行所内執務の實況如何は今之を詳かにせずと雖も舊市制記の示せる天保年度以降の事務分擔の概況を舉示せば諸御用調役此役は庶務を整理す同心支配此役は役所内同心の進退を取扱ふ目付此役は與力同心の職務取扱向及之が動作を監視す遠國役此役は西國三十三箇國の民事訴訟にして各領の間に跨り起れる事件は特に大坂町奉行の裁斷に任じたるを以て而も此役を置きたりしなり。神社役此役は寺院神社及僧侶神主に係る一切の事務を取扱ひ又其訴への裁斷に與れり川浚役此役には川奉行を置きて大坂川々の浚疏を司らしめ川浚役のものをして其事務を補せしむ。但川奉行は一に又川方奉行とも稱し本郡新田開發の出願ありし場合には其河川に支障の有無を究むるは即此川奉行の檢分する處に由れり而して川浚役は川浚冥

加金の事務をも取扱ひたり地方役此役は大坂三郷の人別戸籍に係る事務及諸興行物或は營業諸仲間株其他民事上に係り裁判をなさぐる事柄を取扱ひたり。此外御小買物役御藏目付大坂西丸雜波藏米穀出入の際立會ふ火事場改役欠所勘定役極印役舟車を檢し斗量權度の事を扱ふ鐵砲役流人役唐物取締牢扶持其他諸役あり而して之みな與力の司る處なりき。尙以上の外に目安證文役此役は民事上の訴訟一切を取扱ふ物書役牢屋敷取締現今の看守長同詰合役現今の看守而して吟味役此役は強窃盜を除く他の騙局取込口論等一切の犯罪に係る吟味論罪を行ふ盜賊役強窃盜に係る裁斷に與る盜賊捕方其他尙諸役あれど何れもみな同心の與る處なりき。

斯くて町奉行に隸屬する與力は知行八拾石同心は現米拾石三人扶持を給ひ其屋敷は俱に本郡川崎村にて與力は一人に四百八十坪同心は一人に二百坪の地を給せられき。今の所謂大坂市北區南同心町與力町北同心町等の地は即夫れなりとす。因に云ふ大坂三郷接續の村方の内兩役場或は兩屬地抔稱したる一部の地ありき。并は即人別調又は戸籍其他の事務は大坂町奉行の主管に屬し而して三郷年寄の干與する處なれども貢租の收納は代官の司る處にして隨て村庄屋年寄の取扱ひに屬したり。次編町村沿革中單に兩屬地なご記したるは此事ご知るべし。

扱又代官は幕府直轄地の地方行政官にして、恰も是今の郡長の官職に似たり。元和六年間宮三郎右衛門の鈴木町代官に翌七年小堀遠江守名不詳の谷町代官に任ぜられしを以て之が始り。而して幕府勘定奉行の配下に専屬し、兼るに堤奉行を以てせり。又其下には手付手代の屬吏を役し、其公務を執る所を役所、其役宅を本陣、手付手代の寄寓する所を長屋、之を總稱して陣屋と云ひき。凡代官は知行二百俵より六百石高の小旗本多く之に任ぜられ、若干の役料を給ふ。徳川幕末に於ける代官は内海多次郎齋藤六藏の兩人にして、共に知行百五拾俵、役料金八拾兩拾五人扶持を受け、鈴木町東區内久寶寺町代官内海多次郎は攝津河内和泉三箇國の内、谷町東區谷町壹丁目代官齋藤六藏は攝津河内、播磨三箇國の内を各相管したり。

斯くて代官は其任に期なく、又其人員にも定限なし。太平武鑑享保武鑑寶曆武鑑其他各時代の武鑑によれば、元祿四年頃には鈴木町谷町兩代官所を通じて、凡拾員許りも在職したり。時に或は四五員の折りもありしが、寛政の頃數年間は篠山十兵衛壹員にして、而も兩代官所の事務を扱ひし事實もありて、正に其一定せざりしを證せり。又代官に更迭ありて新任者着任のときは、其支配を受くる關係村々は最寄最寄にて、總代を設くるか又は各自に於て、其西即ち備中但馬石見其他西國方面の代

官にして、轉勤し來るものなれば之を武庫郡西宮宿に、又其東即ち陸奥出羽關八州伊豆甲斐信濃飛彈美濃近江及越後方面の代官にして、轉勤し來るものなれば之を河内國茨田郡守口宿に各出迎ひするの例なりしが如し。又代官着任後は取敢へず支配下各村を巡廻し、以て土地の實況を視察したりと雖も、之に先立ちて第一に法度を嚴守し、農業に出精し、都て申渡を守る事、年貢米銀を日限内に納め、又は諸役急度可勤事、其他平素心得となるべき主要の事共を申觸れ、以て戒飭を加ふると同時に、暗に其新任を披露する云ふの例なりしが如し。されど徳川氏の季世天保年度後には、斯る例しも餘り行はれしことを聞かず。

代官の職務は主として勸業收斂土木其他一般の行政に與ると共に、兼て又警察權をも有したりと雖も、然れども又土地と場所とによりては多少の異なるものあるべく、而して本郡支配代官の如きは、其警察權を擧げて大坂町奉行の權限に歸せしめられしかば、隨て警察裁判に蒐る事項は一切之を行ふことなかりき。今當時代官が取扱ひし事務の大要を叙すれば次の如し。

戸籍に係る事務、宗門人別帳を毎年三月各村より提出せしめ、以て其宗旨を検し、又支配内家數人口を調査し、尙之を前年のものと比較して増減を算し、幕府勘定奉行

に報告する事。或は又久離勘當の帳外籍を願出づる場合は、其事情を懇ろに調査し以て許否を與ふる事。其他失人家出の届出文は之が復歸届出を取扱ふ事。但諸侯領を除く私領方の宗門人別調も、亦鈴木町谷町兩代官の立會取扱ひに屬したり。租税に係る事務、定免取願出に對しては、累年の賦課高を參酌し、許否を審査し、又は定免年季明切替の検査を行ひ、孰れも勘定奉行へ伺を経て之を許否する事。或は免上本免入免直田を畑に畑を田に切替へ、潰地起返反高等而も租の増減に關する實地の調査檢分、又は小物成即海川漁運上綱運上酒株酒冥加葭年貢、數年貢其他諸年貢取扱ひの事。或は稻の秋熟に際して檢見取願出に對しては、坪刈檢見の事。或は免狀一村毎の納税賦課命令書を調製して支配村へ達する事。或は江戸淺草京都二條への廻米高及之に關する手續の事。或は收租及皆濟目錄を調製して之を交付する事。土木に係る事務、河川堤防及用惡水の樋橋梁等にして、國役に係るもの、修繕の事。或は土木に關する國役銀徴收の事。檢地に係る事務、新田開發竣成の際には之を檢地し、田畑の等位稜米率の石盛を付け、勘定奉行へ上申し、決定の後檢地帳を調製し、一本を其村に下附する事。備荒貯蓄に係る事務、各村に設けたる郷藏に蓄積せる貯穀を檢分し、又は天變地妖

凶年饑歲には之を開きて分配し、或は拜借米と唱へて之を貸出す事。村入用の監督、支配村々入用帳を提出せしめ、検査の上奥書證印して下付する事。風紀取締の事務、博奕鬪鷄其他諸勝負を禁察し、喧嘩口論又は遊怠を戒め、能芝居操輕業等の諸興行を停め、諸遊藝の稽古遊女買ひ等に係る風紀を取締る事。救恤行賞の事務、鰥寡孤獨の便る處なきものを救恤し、又は孝子貞婦義僕等を褒賞する事。

以上の外尙衛生交通官木の保護村役人の監督小作未進賣掛代金の不拂等に蒐る小訴訟を受理して之を裁決し、又天災地變には其警備に任じたり。尤も農事を獎勵し、其他諸職業諸營業者に對し保護を加ふるは勿論、伍人組帳を差出さしめ、庄屋に於て伍人組錠讀聽せの有無を檢し、而も法度を遵守せしむる等の事も掌りき。慶應の幕末現在によれば、代官所役人は鈴木町拾參人谷町拾六人にして、年貢銀其他高掛り銀納め大川入用を除く取扱ひの掛屋は、大坂屋定次郎なりき。然り而して郡の村々は叙上の如く兩代官の支配に屬せるもの多かりしと雖も、時に或は近江代官又大津代官とも云ふ、其大津に役宅を有する。又は京都郡代京都に置かる此職存廢常ならずにして確ならねども、高拾萬石以上の地を管し、職掌の支配に屬したる事實もありき。而して近

江代官として支配せしは元祿十年より同十一年に至る二年間は小野半之助元祿十三年より同十六年に至る四年間は久下作左衛門正徳四年より享保五年に至る七年間は鈴木九太夫なり。又京都郡代として支配せしは寛保元年より寶曆三年に至る十三年間は小堀十左衛門寶曆四年より寛政元年に至る三十六年間は小堀數馬なりき。尙此外に時として又近在諸侯の預り所となりしこともあり。譬へば寛政二年十二月より攝津にて東成西成島上の内河内にて茨田澁川若江讀良の内都合高四萬壹千百拾壹石貳斗八升壹合の地は高槻藩主永井日向守の預り所となりしが如き即是なり。此内本郡の預り所は纔に野里村の五百四拾貳石壹斗六升參合なりき。

次に幕府の地方胥吏就中代官及手代輩に對せし監督は注意如何に周到にして而も其民治に重きを置きしかを窺ひ知らるゝものあり。即代官に對しては寛永二十年三月其職權を定め、又其執務の適否を知らんがため、幕府は目附をして時々巡察せしめ、以て之が監督をなせり。降て天明八年には手代の掟書を定め、以て其分限を示したり。又一般人民に對しては伍人組掟中に密訴を許し、以て其專横非行なからしめんことを期し、而も専ら地方牧民に留意したるの迹あり。

町奉行代官に續きて尙記すべきものは、大坂船奉行是にして、本郡傳法村水主は之に直屬し、専ら其支配を受けたり。船奉行は一に之を御船手と云ひ、又傳法村にては之を川口殿様と稱したり。大坂所在の官船を管し、軍事警備を掌り、兼て又商船を監す。而して幕府老中の所管に屬し、與力六騎大坂府誌之を十騎に作る水主五十人之に隸屬したり。又之に任ぜらるゝものは約五千石高の旗本にして、格式は躑躅間詰なり。赴任のときは黄金時服羽織を賜ひ、尙役料百人扶持を給せられ、其役所を番所又は船奉行所と云ひ、而して其始め船番所は本郡四貫島村にありき。

抑も此職に初任せしは元和五年小濱民部光隆にして、寛永十九年よりは同孫三郎嘉隆、寛文四年よりは同民部利隆の二代相承けたり。翌寛文五年に至るや、寺島即今の西區松島松ヶ鼻に、新に船手奉行所を増設し、之を木津川口奉行所と云へり。此時より船奉行二員となり、四貫島奉行には自寛文五年至同七年大橋與三右衛門、自寛文七年至寛文五年森川六左衛門、自延寶六年至貞享二年津田與左衛門等之に任じ、木津川口奉行には自寛文五年至延寶五年高林又兵衛、自延寶六年至天和三年水野甚五右衛門之に任じたりしが、貞享二年兩船奉行所を廢して、之を新に九條村の本田東端に設け、奉行を元の如く一員に復せり。斯く改めしより後天明年間に至るまで約百年間、此職に歴任せしものは即次の如し。

自貞享二年 小濱民部自寶永元年 松平孫太夫自寶永三年 八木勘十郎自正徳元年 石川四郎
至寶永元年 左衛門自正徳四年 松平孫太夫自享保九年 小濱孫三郎自享保十四年 横山左門自元文元年
 奥田八郎右衛門自延享五年 菅谷兵庫寛延二年十一月 林藤四郎自寶曆十二年
自安永四年 井監物自天明二年 菅沼左京天明二年六月朔日拜命 朽木修理

さて寶曆年間前後の事實とも覺しき傳法村の舊記録に據れば、船奉行の管せし官
 船なるものは四艘あり。即ち中土佐丸乗組人員參拾五人附屬船三艘、島船、所船、壹の船
 乗組人員參拾貳人、貳の船乗組人員貳拾四人、參の船乗組人員拾六人是なり。而して
 傳法村の水主役は七百人壹人一日の扶持米壹升にして、三代將軍家光の上洛を始めとし、老中の
 巡見大坂城代の更任往來伏見大坂等の間、淀川筋等のとき、其他寛永元年同十三年、明暦元年天和二
 年、正徳元年、享保四年、延享五年、寶曆十四年等、朝鮮人來朝のときの如き、船奉行の指
 揮の下に其送迎とも本役を勤むるの例にして、就中延享五年四月廿日大坂着船の
 際は、鹽飽島より雇水主貳千四百參拾人、寶曆十四年正月廿日大坂着船の際は、鹽飽
 島より雇水主參千五百四拾五人、而して是皆傳法村庄屋年寄の宰領する處なりき。
 上來述べし處のものは、單に幕府の官吏にして、而も其關係の密接なるものゝみに
 過ぎず。是より更に村役人なりし庄屋年寄以下伍人組制度等の本郡に行はれし事

實の概要を擧げて説明せんと欲す。

一村の長を稱して名主と唱ふる處もあれど、我郡に於ては之を庄屋と稱したり、而
 して村内の家格ある舊家の多くは、子孫相承け之を世襲するの例なれども、或は又
 村内數軒の舊家二三年毎に輪番に交代して之に衝りし向もありき。又其特例とし
 ては事理に通じ、且筆算に長じたるものを推薦して之に任じたる村方もなきにあ
 らず。蓋し是等は多く大坂三郷町内接近村に行はれし事實にして、而も其事務の在
 郷に比し極めて繁忙なる所より、職分あるものは其家業を妨ぐるの恐れあり、とす
 るものゝ代官又は手付手代輩の訪問出入に對する應答頻繁にして、且之に伴ふ失
 費も少からぬ嫌ひあり、とする所より、自然之を嫌厭して避けたる結果に外ならざ
 るべし。此事實は徳川氏の季世に行はれたるものゝ知るべし。

庄屋は一村一員を以て本位とすれど、今宮村、木津村、難波村、曾根崎村、天王寺庄、下新
 庄村、三津屋村等の如きは、二員若くは三員を置きたることあり。此場合は其村の地
 勢に従ひ、其高を二分又は三分し、東組西組等の名を付し、各其受持村内を支配した
 り。凡庄屋の支配高には定まりたるものなしと云へど、其廣狹事務の繁閑を參酌し、
 石高五百石内外を以て一員を置きしこと類推せらるゝものあり。去れど、這是村の

状況によるものにして、彼の勝間村の如きは千四百餘石の村なれども、矢張り一員なりき。其他二員を置きし村にして、其一員たる舊家の絶家したるため、其儘一員に減じ、爾後之を置かざるもあり。或は其絶家のため、庄屋を置かず、庄屋のなすべき一切の事務は村年寄代て之を取扱ひし村もあり。彼の中在家村の如き、代々庄屋の家筋なりし駒井氏が、文化の頃絶家したるため、年寄役なる本田氏代て其事務を執りしもの、即其一例なりとす。又例外として、一箇村に庄屋三員ありて、等しく一村を支配せしこともあり。江口村の如き、其石高五百五拾餘石にして、庄屋田中善左衛門、全孫右衛門全見習得次郎弘化五年の三名ありし即是なり。

次に又庄屋に配するに村年寄百姓代あり。年寄は一村に數員あり、地方によりては之を肝煎或は組頭とも唱へり。十八條村豊臣氏時代の觸書面には、庄屋肝煎と列記したる古文書の遺れるものあり十八條藤井氏所藏之に由て見れば、本郡にても古へは肝煎と云ひしが如し。而して村の舊家矢張り之に任じ、多くは之を世襲とす。若し其庄屋役を輪番交代にて勤むる村にありては、庄屋役を勤むる以外のものは、年寄役をなすの恒例なりき。又百姓代に至ては、一村に大抵一員、稀には大高の村に於て二員を置きし所もありて、村内屈指の大高持の豪農之に任ずるの例にして、俗に所謂百姓惣

代是なり。

以上庄屋年寄百姓代を稱して、又俗に之を三役と云へり。而して其職務に對し、庄屋年寄は報酬又は實費辨償を受けしと雖も、唯り百姓代に至ては普通此事なかりしが如し。徳川時代の古くは、庄屋給に官給と村方支辨との二途あり。而して官給に其法三あり、即給米居屋敷除地扶持の下附是なり。去れど此例は既に疾く廢せられて村方支辨に移されしは事實なりと雖も、既に本郡にては元和三年十月六日、松平下總守忠明の代官平野彦兵衛若林八左衛門稻垣與三右衛門三名の名を以て、當時の西郡戸村西高津村今は大阪市南區内は庄屋九兵衛に對し、其扶持として荒地所壹ヶ所を與へたる古牒、今尙南區高津壹番町高津五郎の所藏に存し、以て明かに之を證せり。又居屋敷除地の恩典に與りしものもあるべけれど、开は延寶年中新檢地の改正ありしかば、今之を知るに由なしとす。

さて村小入用の支辨を受くる庄屋の給米高は、其村高の大小又は慣例に依り區々一定せず。又特例としては全く給米を受けざる所もあり。寶曆年間頃の傳法村にては、其明細書に庄屋年寄無給と見えたるもあれば、一般に標準を立て難しとすれど、庄屋は率ね年貳石乃至參石を銀代にて受くるの例多かりし、去れど又元祿十年北

大道村小入用報告書控村小入用のに附録すによれば、庄屋給として銀參百五拾九匁貳分五厘を給し、之を當時の米價に見積り五石五斗貳升七合に相當すれば、同村の高六百八拾六石壹斗貳升壹合の内、永荒其他百參拾參石參斗九升八合を除き、殘高壹石に對し米壹升の割合を以て給したるが如し。此の如きは其他の村々にもありき。又年寄は大概壹貳石高の給米にして、之も亦無給の村方もあり。但給米なき年寄にして、役儀により他行等の際には、其實費の辨償を受けたり。弘化四年江口村の小入用帳村小入用の部に附録すによれば、一日銀貳匁宛宛を支給せし迹あり。されど是又其村方によりて多少の相異なきにあらず。

庄屋年寄給の事は右に概述したるが如し。而して其官給制度は早く既に廢りたりとは云へ、常に勤務に精勵し、村治の實を擧げ、特別の功を立つるか、若くは又幕府に對し献金して、特に苗名帶刀を許されしもあり。其稍、輕きものは、上下着用御免の優遇を受けしもあり。近く幕末に於て、江口村中島村大字の田中善左衛門の如きは、献金に依て苗字帶刀を許されし一人なりき。

前掲の事實は云ふまでもなく古田と稱する、古へよりの村々に於ける役人にして、其新田と稱して一村を立てたる所に在ては、彼が如き庄屋年寄百姓代なる役人の

制置はなかりき。由來新田は元一個人の投資經營に由て開發する所となり、以て新に田畑を作り、之が耕耘に従事する農家の移住を近國近在に要め、之に應じて來り住するもの相集まりて、而して遂に一村落を成したるものなれば、古田の村々とは隨て自ら其都ての状態を異にするものあり。是故に新田方に在ては、古田方の庄屋のなしたる事務は、其地主の設けたる新田支配人の取扱ふ處なりき。されば新田支配人は其一面に於ては新田役人にして、其小作人の之を崇むること普通村々小百姓の恰も庄屋年寄に於けるものと異ならざりき。若し其支配人を改むるか、又は死亡隱居により其相續人をして代て支配人たらしめんとするごき、古田村々の如く年寄百姓代、大小百姓等の連印にて申出る杯のごきなくして、單に地主一個人の願出に依て許されたり。明和中西島新田地主鎌屋九右衛門の推薦書を代官に致せし實例を示さば左の如し。

乍恐書付を以て御斷り申上候

一西島新田支配人三郎兵衛儀年罷寄役儀相勤不申依之跡役悴善助相勤させ申度候間奉願上候
右御願之通り被爲開召候は、雖有奉存候以上

明和八年十二月

攝州西成郡西島新田地主

御支配所

鎌屋九右衛門(西島新田舊記録)

次に又徳川時代の季世に郡中惣代の別職ありき。此職の起因と沿革は今共に詳かならず。雖も郡内各方面に於ける舊記の示す所に據り、彼此參酌して考ふるに、蓋し其初は享保の後寶曆の前にありしならん。と推測して誤りなきに似たり。而して郡に在ては代官支配地の内、各方面の便宜に従ひ、庄屋の内一人觸頭を置れしに胚胎せしが如し。始め之を觸元と俗稱し、各庄屋が一年交代にて勤めたる畑場八箇村及新田方支配人組々に年番に之を勤むにては之を年番方と唱へたりき。即大坂町奉行并に代官の發する諸觸口達等を、其關係村々の庄屋及各新田の支配人に傳達配與の事務を行ひ、又は檢見破免破免は租の減額願出等の際は、關係村を代表して之を代官に申出る等、而も一小地方の惣代なりしが、後其事務を擴張せられて、村々新田方より提出する諸願届一切の事務は、一旦此手を経由すべきこととなりて、其名稱も郡中惣代と云ひ改め、庄屋の上位にある一種の階級を作られ、而して常に代官所に定勤して執務することとなれり。其報酬は、郡中割即高掛りにて之を支辨するの例にして、維新前の幕末に於ては、江口村の田中善左衛門、海老江村の羽間市右衛門、野里村の勝重之助即

其職にあり。又田安家領にては北長柄村の木下作左衛門、其惣代の職にありき。凡庄屋の事務は到る處概ね之を等ふし、敢て著しく異なるものあるなく、而も一村に係る一切の事務を處辨するものにして、今事新しく辯ずるの要なきに似たれども、上來叙述せる順序もあれば、爰に其行はれし大要を概舉せん。即諸觸口達の讀聞せ、及之が連印を徴し傳達をなす事、免狀により租の高割をなす事、雜稅其他諸高掛り郡中割水道組合費用等の割付をなす事、年貢米銀上納手續の事、檢地其他田畑に起返川成池成等の檢分に際し案内の事、檢見願出に内檢帳を差出す事、河川堤防國役普請の夫役及樋橋道路野道自普請監督の事、戸籍を監し送籍入籍出生死亡の登記手續の事、宗門禁止の取締及宗門帳報告其他入別調の事、不動産質入書入の登記の事、諸訴訟願諸證文連印の事、風俗の矯正取締の事、行旅病人の救助及棄兒保育の事、交通國役堤樋橋官木等の保護の事、天災に際し警備の事、村費の取扱勘定の上檢分を受くる事、諸帳簿の整理及之が保存の事、村明細帳報告の事、其他農事の保護獎勵等、而も百般の事務を辨じ、且其村を代表し公事爭論出入、又は協定の議に與かるものにして、其職務恰も今の町村長と異ならざりき。而して庄屋は多く其自宅に於て執務し、家の構造の如きも率ね廣大にして、中には立派なる表門を構へ玄關

式臺を設け突棒刺股^{ツクボウサシマ}其他防火具を備へて萬一を警戒し、以て儼然たる一種の役所風を顯したるもありき。然れども南部に屬したる畑場八箇村及海濱新田方面に在ては、別に會所と稱する役場^{新田會所は一面に於て地主の事務所なりとす}を設け、庄屋年寄支配人此に出動して執務するの例なりき。

年寄は庄屋に準じ、諸訴訟諸願の類に連印し、村内に曲事を犯せるものあらば、事情に依り庄屋と俱に其責に任せしめらるゝ重大なる職責あり。或は庄屋病氣引籠り又は缺員等の節は、即其事務を代理せり。尤も其年寄に數員あれば、家格古く或は年長者たるもの之に當りぬ。又百姓代は庄屋の相談役にして、年寄と同じく村政に與り、諸訴訟諸願の類に連印し、等しく其責を負ふものなりしと雖も、更に其半面より之を見れば、庄屋年寄の專横を防ぎ、傍ら其行動を監視せしめんがため、故らに此別職を置かれたるやの觀あり。されど年寄と俱に恰も今の町村助役に似たりき。

次に新田支配人は、其名の如く新田の支配者にして、地主に代り新田一切の事務を辨ぜり。而して其地主に負ふ處の事務は、小作請負證書^{支配人宛にて之作製せしむ}の整理、小作米の取立、小作人督勵、用水路堤塘樋門橋梁道路其他新田營造物の管理及之が改修築等にして、要するに新田の保護農事の監督を任ずるにあり。又之と同時に新田の

長として取扱ふの事務は、古田方に於ける庄屋と毫も異ならず、更に海岸地に在ては別に浦役場の事務をも取扱ひき。

又村には最下級なる伍人組の一團ありき。近世に至るまで地方によりて保長伍長などありしは、全く此制度の沿革せる所に基くものなり。蓋し同制度の起原は遠く王朝時代にありて、而も五保の制に胚胎し、爾來治亂常ならず、歳時幾變遷を経たれども、唯此制度のみは各地概ね斷續して以て存じたりと云ふ。徳川時代に移りては、切支丹宗門の信仰防遏禁止上、或は一般社會の安寧維持上、著しく發達整備し、民治の根本義として最も之を重きに置きしが如し。

郡に於ける伍人組、掟連判帳の二三に據り其状態を觀るに、家數必ずしも五戸に限られず、多きは七八戸、少きは五六戸あり。是其家並の都合に出でたるべし。云ふまでもなく、組に組頭一人を置き、凡そ組内の關係は各自相保護し、相檢察し、相誠め、若し組戸内に不心得なるものあらば、之を説諭し、其反省を促し、以て改心せしむるの義務あり。又罪科を犯せしものありたらんには、其事情に因り組戸のものも一部の責任あるものとなし、其他年貢不納者あらば事に依り代納すべき義務を負はされたり。之を要するに、隣友相顧みて其誼を篤うし、各自其業を勵み、以て其天分を全ふせ

しむるにありき。又凡伍人組の遵守すべき事項は、都て伍人組掟にて定まれり。而して毎年壹回伍人組連判帳此題目には色々あり、伍人組御仕置連判帳又は伍人組條目連判帳とす貳通を調製し、其壹本は之を代官に差出し、壹本は庄屋又は支配人の手許に置き、都て村役人立會の上にて、大小の百姓一統へ讀聽せたる後、其書面の奥に必ず之を嚴守すべき旨の誓詞を附記し、庄屋年寄を始め、小前百姓一同残らず記名調印するの例なりき。然るに安永天明の頃より伍人組連判帳に、其條目を記載することを省き、唯單に誓詞のみを書し、之に記名調印せしむる丈けの手續きをなすに止めたり。又其條目は其地に相應したるものにして一定せず、内容多少の異なる點あり、或は時代によりても幾分其形式に相違ありしは勿論なりとす。都て伍人組掟には一村の長たる庄屋より下は一婢僕に至るまで、皆其心得となるべき事項の細大を漏さず載せられたれば、苟くも其時代に於ける一地方の制度を知らんと欲せば、宜しく之に就て見るの外なかるべし。去れば今明和中本郡中在家村庄屋より、當時の代官たりし多羅尾縫殿に差出したる残り壹本の全文を掲げて、汎く参考に資せんことす。其條目は五拾條より成り、即ち貢租上納の事、檢見心得の事、田畑質入書入讓渡の事、古木伐採の事、道路掃除の事、用惡水路浚渫の事、村入用心得の事、勤儉貯蓄の事、家作衣服等質素の事、祭禮諸儀式分限相

應の事、寺院神社新規草創勸請禁止の事、孝子義僕上申の事、浪人其外胡亂者宿泊心得の事、能芝居等の興行もの禁止の事、鐵砲持間敷事、火事消防の事、盜賊取締の事、切支丹宗門禁止の事、其他尙心得べき事どもを列舉せり、左に記載するもの是なりとす。

因に云ふ、大坂町奉行は私領なりし田安家の食邑、又は宮家旗本等の采地に於ける寺院神社僧尼神主に係る事、其他國政を理じ、尙民事上の裁斷は悉く其權限に屬したり、此事は既に徳川禁令考後聚其他古文書に現はれて之を證據立てたり。又私領村々より提出せる村明細帳の如き等しく、代官の管せし處にして、宗門人別調の例に依り、鈴木町谷町兩代官の立會取扱に屬したり、既に此例證は、弘化四年旗本雨宮權左衛門知行所北宮原村及南宮原村一部に係る村明細帳を、同年閏九月當時の兼帶庄屋より、兩代官なりし築山茂左衛門竹垣三右衛門に宛てたるものによりても、其確なるを示して餘りあり、已上は聊か疑義を抱かるゝの恐れあれば、茲に之を附言す。

被仰渡候ヶ條五人組申合連判之覺

一累年被仰渡通大小之百姓五人組ヲ極置當村百姓壹人モ右組合ニ洩ル者無御座若此以後五人組ニ離ル者御座ハハ早速申上御下知請可申隱置後日ニ顯ハハ庄屋年寄御仕置可被仰付五人組之内ニ而萬事御法度相背惡事仕ル者有之者可申上ハ品ニより申上ル者へ御褒美可被下、自然同類之親類共後日ニ仇ヲナスベキト氣遣敷存ハハ、密々ニ書付ヲ以可申上ル。

一前々ヨリ被仰出御法度之趣相背問敷御高札場御々條之趣常々相守放埒成者之ハハ五人組ニ而異見申聞セ其上庄屋年寄申聞ハ承引不仕者ハ早速御役所ニ可申上見のがしニ仕御吟味之上相知レハハ五人組共御過意可被仰付由奉承知レ

但先ニ御代官様被仰觸ハ趣是又相守可申

一御年貢御割附相渡リハハ早速寫庄屋宅又ハ會所ニ張置惣百姓立會御本紙ト讀合寫致者ハ寫取可申割合非道之儀有之庄屋へ相斷ハ而モ分明ニ知ラセ埒明兼ハハ早々御役所へ御訴可申

一御年貢割合村入用百姓人別割出金銀少分之儀ニ而モ手形なしニ取遣仕問敷ハ假初之割合モ其子細分明ニ小百姓迄申聞テ心得任ラセ上取立可申上納物取立次第庄屋方ヨリ年々皆濟手形銘々百姓共ハ早速可遣何事ニ不寄百姓印形仕儀心得之上印形可仕ハ庄屋年寄申付ハ不心得儀ニ印形仕置道而爭論申出ハ族者急度可被仰付ハ庄屋共ハ押而印形取ハ儀相知レハハ御過意可被仰付由奉承知レ

一御年貢ヲ始高懸村入用多少共ニ取立ハ簡小前百姓へ庄屋年寄請取印遣ハハ押切帳仕立置其帳面へ納入之印形取置可申

一御檢見前指上ハ内見帳合毛付申之儀毎度田畑主銘々ニ立會無依估最眞正路ニ付申可申

一右内見帳之内縦壹反歩之内壹畝二畝毛付有之相殘ハ分付荒早水損ニ而ハ得共壹反歩不殘皆無ト書上ケハ様成儀者有之間敷儀ニ思召ハ猶又自今壹畝拾歩ニ而モ毛付在之ハハ畝歩分ケ付申并稗作之場モ有林ニ記シ差上可申若相背合毛相見ハハ場所入交ハ皆無ニ書出シハハ御檢見御坪刈合毛ヲ以其田畑不殘へ御取置可被仰付由奉承知レ

一木綿作之場御檢見前綿取跡之からも取ハ村々モ在之由被仰及御聞ハ右之類ハ縱粉敷儀仕ハ而モ御見分ニ而相知レハ事ニハハ自今右之通之不埒有之村々ハ御檢見御坪刈之外格別ニ増合御加へ御取置被仰付ハ問此段地主共銘々毎年申渡急度承知仕可罷在旨奉承知レ

一田畑荒し農業相おろそかに仕ハハ五人組限ニ改庄屋江可申届ハ申附ハ而モおこたりハハ御役所へ御注進可仕ハ作付油斷仕ハや手前共野邊見廻リ纏之所モ田畑明ケ置不申様ニ仕付サセ可申

一用水掛引申合爭論仕問敷ハ用水懸引普請等之儀ニ付口論仕出シ刀脇差及物持致荷担ハ前々ヨリ重キ御科被仰付ハ問若此以後狼籍之仕方有之ハハ木人者不申及出合ハ者迄急度御科可被仰付由奉承知レ

一田畑山林屋敷永代賣御停止ニハ而々持分境目爭論無之様ニ常々吟味可仕ハ若買入ハハ年季拾年ヲ限可申ハ其永年季仕及出入ハハ御取上被成問敷由奉承知ハ證文ニ庄屋年寄加列ハ而取遣可仕ハ庄屋田畑買物ニ入ハハ時ハ相庄屋加印仕答ニ御座ハ得共相庄屋無之村ハ年寄百姓代加印可仕ハ相對ニテ無加印證文遣シ田畑買入仕ハハ双方共御科可被仰付

但買入置ハ田畑屋敷金主方ニ而作御年貢諸役地主ヨリ出儀仕問敷

一百姓田畑讓分ケハ儀前々被仰出通庄屋ハ持高二拾石百姓ハ拾石ヨリ内之者ハ子孫へ田畑屋敷配當仕問敷ハ跡式之儀に付存知寄有之者へ死後之儀兼而庄屋年寄へ咄致置末期ニ及親類共寄セ書置致後日ニ出入ニ不及様面々心掛可申

一御年貢引可致跡之百姓有之ハ五人組證議仕ハ而庄屋へ申立收納米穀押置可申ハ油斷仕問落逐電仕ラセハハ五人組中ヨリ辨納可被仰付

- 一 壹人身之百姓相煩耕作不能成時ハ親類五人組之内ヨリ助合田畑あらし申間敷ハ迨轉百姓有之時ハ家棟相立可申ハ跡之田畑外々之者持添致儀御停止ニハ然共子細有之ハハ奉願御下知請可申ハ
- 一 御林御立山御除地之竹木苗木迄少伐取申間敷ハ若長成儀任ハハ當人ハ不及申庄屋年寄迄御詮議之上御仕置可被仰付ハ
- 一 一村内ニ御座ハ古木者勿論自分之持林四壁之内ニ而モ往古ヨリ立來ハ古木大木自由ニ伐取申間敷ハ不叶儀有之ハハ其品申上御差圖次第可仕ハ
- 一 道橋掃除常々無油斷儀可仕往來旅人人馬履ハ節儀ニ賃錢取申間敷ハ水出等ニ而橋落又ハ洪水ニ而在那往還川越入ハ節ハ庄屋差圖仕旅人往來滞ラセ間敷武家方之分川越賃取申間敷ハ
- 一 井路溜井之儀水下之村々申合農業之透次第無懈怠可申御入用御普請御國役御普請所川除坑樋被損無之様心付可申坑樋之内居ハ魚なごころへハヒゴて破損出來ハ様仕間敷ハ
- 一 井路溜溜井道ヲ狭メ御林其外除地へ田畑仕出ハハ當人ハ不及申庄屋年寄迄曲事可被仰付ハ
- 一 一村入用之儀御取箇モ同意ニ向後御吟味可被遊ハ奉長ハ年々百姓立會小前割合帳小百姓迄連判仕來ハ右連判揃ハ帳面毎年三月中御役所へ差上御改請御押切可被下旨木紙ニ御扣添村切ニ指上可申ハ
- 一 但宗門帳并五人組御仕置帳毎年三月中ニ可差上旨被仰渡奉長ハ
- 一 御役所江差上ハ村入用帳其外内證割帳杯捲置儀堅不仕御普請願ニ付近郷立會出金村入用又ハ寺社寄進造營百姓出金等御年貢之外割一切仕間敷旨奉長ハ
- 一 此村入用之儀庄屋年寄御番所又ハ御役所江罷出御年貢納方入用御普請願近在立會之入用年中諸御用

御普請御檢見ニ付入用御巡視様方御廻村之節入用其外氏神菩提所寄進惣百姓心得之上合力銀等大概書面之通御座ハ右之内隣郷立會出銀ハ別帳ニ仕御吟味ヲ請村入用帳登冊之内書入仕上可申ハ但御國役并高掛リ割合ハ御年貢割帳之奥書へ書入可申ハ

- 一 一村入用帳之外内證割等庄屋共觸出ハ共小百姓迄出銀仕間敷ハ就中五畿内御取箇之儀上國ニ引合ハ而ハ納方少ハニ付無益之村入用減少仕御取箇相増上納仕ハ様百姓共心掛ケ可申旨奉長ハ
- 一 用水惡水坑樋之儀百姓第一大切ニ仕ハニ付從御公儀様被下置ハ人足數ニ而ハ不足仕其外戸前道具等百姓入用ニ而仕立ハハ入用之品々庄屋年寄長百姓心得之上後日ニ違亂無之様割合可仕ハ右村入用ニ付村役人共喰呑酒代不分明之人足遣方等書出ハ分ハ高掛リニ不被仰付庄屋共辨損ニ可被仰付ハ間急度吟味仕旨今入用格別減シハ様可仕旨將又從御公儀様被下置ハ人足賃米銀請取次第正路ニ割合銘々へ早速相渡し人別ニ請取印形取置可申由奉長ハ納物之代リニ次合勘定仕間敷ハ惣而人足ニ出ハ百姓共手前ニ勤日書記置賃銀人足扶持庄屋ヨリ相渡ハ節勘定難心得儀有之ハハ相尋可申ハ不分明難譯立儀ハ御役所江可申上ハ

- 一 庄屋年寄ヲ始長百姓納方村入用等ニ付不埒依估最貢之筋有之ハハ幾度モ其子細其者へ申談譯立ハ様ニ可仕ハ若三四度ニ及ハ而モ割元之者承引不仕ハハ直ニ訴ハ趣相手江相斷御役所江可申上ハ御吟味之上不埒筋有之ハハ庄屋年寄共役儀被召放品ニヨリ御仕置筋御窺ニモ可相成旨庄屋共謹而奉長ハ
- 一 但此儀百姓共之儀ハ文盲愚痴成者多ハニ付譯立ハ儀モ承引不仕庄屋年寄之非道之様ニ申者可仕之ハ
- 一 左様之者ハ納跡致ハ様ニ庄屋年寄可申聞ハ申聞ハ而モ不理層申直ニ訴御詮議之上不埒ニ決ハハ其

● 訴は者急度可被仰付由此以後村入用格別ニ減は様ニ勘辨仕庄屋共ハ江戸表江被爲仰上は積之由奉承知は

一 惣而公儀之儀ニ付庄屋宅台所等江村中寄合之節給物入用村割ニ仕間敷ハ人別相應之給物持寄支度可仕
ハ公役ニ事寄酒肴等買調酒狂及口論露顯仕ハハ御法度破りハ上は庄屋年寄御科可被仰付ハ將又庄屋
年寄御役所江罷出ハ節駕籠ニ乗り中間敷ハ御用濟ハハ其日罷歸り成たけ大坂逗留仕間敷ハ

一家作衣類食物縁組養子等寄ケ間敷儀仕間敷ハ別而妻子厄介共江結構成衣類等着用不爲仕百姓相應ニ可
仕ハ不相應成儀有之段被及御聞ハハ急度御答可被仰付由奉畏ハ百姓ニ不似合遊藝仕間敷ハ

一 諸祝儀取嫁取新宅振舞葬禮法事等執行百姓分限不相應ニ寄ケ間敷儀不仕隨分質素ニ可仕若嫁取取
之節若キ者共石打水あぶせ其外狼藉之儀ニ而振舞ヲ申懸ケハ族有之は狼藉本人徒黨之者迄急度御過意
被仰付由奉畏ハ

但捨子仕ハ者承之ハハ他領之者ニ而可申上ハ尤捨子有之ハハ養育仕直御注進可仕ハ

一 石塔經塚之類田畑山林道路障りに可成所江御斷不申上建中間敷ハ新地之寺社建立新規之神事祭禮取立
ハ儀前々ヨリ御停止ハ有來ハ寺社道場新規破損共向後隨分輕ク可仕ハ入用之儀過分ニ割懸ケ中間敷ハ
家並人別ハ割懸ケハ節百姓心得之證文取添其子細御役所江御斷申上置ハ様ニ可仕ハ

一 大小之百姓五人組宗旨帳ニ押ハ外印判持中間敷ハ印判替リハハ其段庄屋ハ斷可申ハ小人數之村方百
姓印判庄屋時々可相改ハ多人數之分ハ組限五人組頭等ハ無懈怠斷ハ様ニ可申付ハ當人病氣差合ニ而罷
出ハたたく名代出ハ節親子兄弟近親類其外むざご印判預ケ間敷ハ

一 御廻狀無滞相廻シ可申ハ廻留村ヨリ御役所江返上可仕ハ

一 百姓者不及申召仕之男女ニ而モ勝レテ正路孝心忠信實跡成者有之ハハ其行跡成儀共書上御訴可申
上ハ勿論惡心文盲成者ハ庄屋長百姓五人組ヨリ度々異見指加ハ善心ニ成ハ様ニ此儀別而庄屋年寄心懸
信仰之出家等ハモ問合教化異見可仕ハ如何様ニ仕ハ而モ非道直リ不申刺村中之風俗迄惡敷成ハ様成モ
のハ惣百姓ヨリ申合連判調御訴可申上奉畏ハ

一 奉公人之請ニ立ハ儀親類縁者のがれがたきものハ格別むざご請ニ立中間敷ハ子細有之他人の請ニ立ハ
節ハ庄屋ハ相斷庄屋方ニ而帳面ニ記シ置可申ハ左も無之都而及出入ハハ當人庄屋迄越度可被仰付ハ
一 諸浪人指置之儀差掛ハ親類縁者ハ格別無掛子細ニ而差置ハハ庄屋ハ斷可申ハ百姓ハ勿論御代官所
ニ罷在ハ出家山伏行人虛無僧徒多き穢多乞食非人等ニ至迄盜人巾着切之類宿仕間敷ハ相背ハ曲事
可被仰付由右之類怪敷者は堅く借店ニ指置中間敷ハ町並店借之分出訴承札付届致請人取差置可申ハ

一 公事訴訟田畑質入其外庄屋手前ニ而埒明不申儀庄屋年寄私曲ヲ構證文願書等加判不仕滞らせ迷惑致ハ
ハハ其段御訴可申上ハ

一 公事訴訟ニ付目安御裏書御差紙之儀御呼出之節御役所江持參差上ハ定ニ御座ハ若其病氣ニ而難罷出
節ハ名代ヲ以其段御斷申上當人罷出ハ節御裏書御差紙急度返上可仕ハ

一 村方能芝居勸進相撲見せもの其外何事ニ不寄人寄仕間敷由被仰渡奉畏ハ遊女野郎之類抱置ハ儀前々ヨ
リ御停止ニハ此段別而被仰渡ハ御支配下大坂町場入組ニ付右之類隠置ハ風説杯兼而被及御聞ハ急度
相改可申ハ其村ハ不申及隣村ヨリモ心付可申ハ若相背外事ニ而御詮議被成ハ而露顯仕ハハ庄屋年寄

迄御科被仰付當人ハ急度可被仰付由奉畏也。

一 鐵炮之儀先年御吟味之上申上ハ獵師鐵炮威鐵炮之外百姓所持任間敷ハ前々ヨリ所持任先年御改之節注進致おくれに今所持分モ有之ハハ可申上隱置ハハ本人急度可被仰付由奉畏也。

一 火事之儀節見及次第消道具持其村之人數不殘罷出近邊ヨリモ人夫差出シ大火ニ不成様ニ防留可申上子細有之不出合者ハ吟味仕御注進可申上旨奉畏也。

一 惣而火之用心入念風烈敷日ハ晝夜人ヲ廻シ可申上野邊ニ而多葉粉之火不沙法仕間敷ハ松明等捨置野火出來又ハ鳶鳥百姓之家等へくわへ參落置出火モ有之様ニ被及御聞由小百姓水吞百姓迄モ火之類不沙汰ニ不仕様可申上。

一 在々ニ而盜賊惡黨押入等有之時は家續鳴ヲ立隣家は不及申先々之村々ヨリ出會摺捕可申上出合ざるものハ御詮議之上御科可被仰付不審成者見出シハハ庄屋年寄江相斷御役所へ召速可罷出摺捕儀又ハ御注進ヲ事六ヶ敷存見のむし者ハ前々ヨリ曲事ニ被仰付問若左様之儀有之ハハ其譯嚴敷御穿鑿可被遊由奉畏也。

一 庄屋百姓家江盜人入被盜ハハ其品々以書付申上御帳面ニ附可申上被盜品先々ニ而見出ハハ相斷預ケ上内ニ而難事清ハハ御詮議可奉願也他所ヨリ盜人之屑盜物見出付届ケ有之ハハ疎略不仕庄屋年寄立會致詮議取斗可申上致油斷盜人欠落致ハハ立會之もの共何急度可被仰付由奉畏也。

一 人ヲあやめ立退者見掛ハハ近郷立會捕置御注進可申上御理不盡ニ打殺申間敷ハ手負之者之ハハ委細承届看病仕早速御訴可申上ハ男女不限欠落者郷中へ參ハハ庄屋年寄へ相斷早速御訴可申上。

一 公事訴訟ニ付他江罷出之節御届ケ可申上ハ并伊勢參宮ヲ始百姓他國へ參リハ儀奉公人者勿論用事ニ付罷越共庄屋年寄へ急度可申届ハ庄屋年寄百姓代ハ出立歸宿之儀御役所へ可申上ハ百姓他國致儀儀其村之庄屋不存事發相知レハハ庄屋越度可被仰付。

一 御手代衆中依估品負筋有之百姓雜儀仕ハハ其子細能々承札不實之儀無之様ニ書付ハ而密々御直ニ可申上ハ御家中其外御手代衆中江御家内之男女ヨリ非道之儀御座ハハ右同前ニ可申上ハ且又郷宿御用達町人納宿善惡之儀承知次第實不實之無差別書付ヲ以テ密ニ可申上ハ御用達町人郷宿納宿之面々不如意之申立ニ而郡中無盡等之類被申懸ハハ早速可申上。

一 御手代衆中并御手廻之御家來中迄金銀米錢衣類諸道具何之品ニ而モ音信借貸仕間敷由年々御檢見前殿重ニ御觸被成下此段は常々共急度相守可申上ハ右鉢高掛物庄屋共觸出共一切差出間敷ハ公事訴訟ニ付音信仕ハハ急度御科可被仰付由奉畏也。

一 御手代衆中御名ヲ申又ハ御手廻御家來之由名乗村方へ入來少非道申者有之ハハ其人ハ押置即時ニ御役所江可申上ハ縱常々御陣屋ニ而見知ハ仁ニ而モ左様之節振舞馳走ケ間敷儀不仕早速可申上ハ由惣百姓とも奉畏也。

一 一切支丹宗門累年御禁制之儀御高札之表度々御觸書等ニ迄承知仕罷在ハ宗門改御定之通毎年人別ニ改寺證印取指上可申上ハ古來切支丹有之村方ハ類族之もの存命出生死失年々御届申上來ハ向後壹ヶ年六月晦日十一月晦日兩度宛否之儀書付ヲ以テ可申上。

一 夫食種貸之儀拜借被仰付間敷由凶年之節俄ニ行賞不及餓死様ニ大小之百姓心懸可申段先々從御代官。

被仰觸承知仕前々凶年之節夫食年々御貸被下儀モ有之ハ共、大凶年之節は格別大鉢凶年水旱損之分ハ御貸被下間敷由拜借之儀當分ハ宜敷得共返納物いやましニ出來時ハ、作徳之餘力ヲ以返上納仕ハ百姓之儀ニ付一年之拜借物年季之内痛ニ成從御上様御忍借之米金ヲ以困窮之元ヲ拵ハモ同意勿鉢なき事ニ奉存然ハ面々少モ有之作徳無益之儀ニ不遺捨凶年之節御公儀様之御救ハ不及申他人之救モ不請様ニ責而家別壹軒之貯ハ如何様ニモ心掛ケ可申事ニハ田畑餘斗在之長百姓は一類縁者之貧者下作小百姓水吞等左様之年救方取續之手當兼々心懸凶年之爲之圖ハ年々少々宛モ臨時ニ除置様ニ可仕ハ又ハ無盡等ニ事寄貯置存知よりモ有之滞時之爲御威光ヲ以願不滞任方有之ハ、庄屋共寄合勤辨仕追而申上村限ニ不限間近村隣郷等申合ニ而モ不作之ハ夫食種貸拜借願上間敷由重々御叮嚀被仰渡奉畏此段度々末々迄申聞置置様ニ可仕

一 惡事仕ハ者御注進申上ハ類密々御直ニ申上度事又は中途ニ而願ハ趣相滞難儀仕申上度事ハ願書ヲ封御役所江指上可申ハ又ハ御廻村之先ニ而モ願書ヲ封可指上由被仰渡奉畏

一 御料所國々百姓共御取箇并夫食種貸等其外願筋之儀ニ付強訴徒黨逃散之儀ハ堅停止ハ處近來御料所之内ニ或右鉢之願筋ニ付御代官陣屋江大勢相詰訴訟致儀モ有之不届キ至極自今以後嚴敷吟味之上重キ可被行罪科ハ條御代官支配限百姓共江急度申付置様ニ御代官可被申渡

別紙御書付之趣百姓末々迄嚴密ニ急度申渡自今五人組ニ書載置年々讀開請書被取置様ニ可被致

さても村々に於ける安寧秩序は、都て如上の五人組掟に由て維持せられしかど、尙

事件の重き國禁に至ては、之を高札一に又御制札と稱して衆人の能く目に觸る、所を撰擇し、禁令を板面に墨書して之を掲ぐるものとなせり。高札は多く町奉行の建る處なりしが、唯り火附札切支丹札の二面は代官の建る處なりき。尤も火附札切支丹札親子札毒藥札の四種に至ては多く普通村々に其内一二種又は三種を建てられしが、其他の各制札は其關係地譬へば宿場街道筋の出入口には宿掟、又は駄賃札の類、港川口の地なりせば浦高札又は抜荷制札の類、川筋なれば川筋掟札を建て、以て何々の事はなすべし、何々の事はなすべからずと示し、又切支丹札の如きは其疑はしきものを訴出てたるものには、銀百枚乃至五百枚を褒美すべしとなし、以て之を誠め法度を遵守せしむるものなりき。

天明年間の覺書によれば、西成郡高札場の事としたる一節あり。即大坂川口其他に於ける各制札の種類を載せて曰く、木津川口には三軒屋町難波島の貳箇所に浦高札同添札川筋船の掟札川筋掟札切支丹札伴天連札抜荷制札^二札杭船除杭へ船繫間敷掟札^三傳法川口には傳法村に浦高札同添札川筋掟札上荷船札抜荷制札^二伴天連札、安治川口には九條村に川筋掟札杭船除杭へ船繫間敷掟札^三其他春日出新田市岡新田泉尾新田津守新田等に親子札毒藥札切支丹札火附札木津村今宮村

に切支丹札柴島村に川筋掟札等のことを載せたり。今参考のため親子札の全文を左に掲ぐ。

定

- 一 親子兄弟夫婦を始め親類にしたしく下人等に至るまでこれを哀むべし主人有輩は各其奉公に精を出すべき事
- 一 家業を専にし渝る事なく、万事其分限にすぐべからざる事
- 一 偽りをなし亦は無理をなし惣じて人害になるべき事をすべからざる事
- 一 博奕の類一切に禁制の事
- 一 喧嘩口論をつししみ若其事有休猥に出合べからず手負たる者隠匿べからざる事
- 一 銃砲獵に打べからず若逃亂の者あらば申出べし隠匿他所よりあらはるゝにおゐては、其罪重かるべき事
- 一 盜賊惡黨の類あらば申出べし急度御褒美可被下事
- 一 死罪に行はるゝもの有所馳集るべからざる事
- 一 人賣買かたく停止す男女の下人或は永年季或は譜代に召抱置事は可任事
- 一 附り譜代の下人亦是其處に住來る輩他所へ罷越妻子を持有付ひ者呼返すべからず但罪科あるもの制外之事
- 一 右條々可相守之若於相背者可被行罪科もの也

正徳元年五月日

奉行

更に其高札場の形状及其扱ひ方については、傳法村の舊文書に頗る其要を得たるものあり。左に其原文の儘を掲げて説明に代へん。

一 御高札拾壹枚 但札場貳ヶ所

(傳法村)

内 譯

壹ヶ所長貳間半横五尺、但北寶泉寺隣臺石三ツ重立山石敷地面より高三尺、但柱四本高壹丈外に控柱四本、高貳尺、屋根板葺四方埒結廻し、御高札拾枚懸之、是は前々より村入用を以て修置仕候。

又壹ヶ所長壹間貳尺横四尺、但南淨泉寺濱臺石三ツ重地面より高三尺、但柱三本高壹丈外に控柱貳本、高三尺、屋根板葺四方埒結廻し、船賃御定之御高札壹枚懸之、是は前々より上荷船茶船仲間より修理仕候。

尤修置之節は村方より右船方筆頭中へ相届筆頭中より御奉行所へ願上候に付、右日限申合村役人差添罷出候、勿論修置之間御高札は村方へ御預ヶ被成置候出来立之節は、御高札奉掛度段村方より御斷申上候、尙又御奉行様御代り之節御名前書替并墨入等御座候節は、村方より持参仕追而請取に罷出候事。

檢地

田畑の町段畝歩を丈量し、尙其肥瘠養水排水肥料水旱損の關係耕作の便否周圍の状況其他を考査して其品位を正し、之に石盛と稱して其壹段歩に對する穫米率を付し、以て其高を定むるを檢地と云ふ。石盛は特に勘定所に伺出で、其指令を承けて決し、以て檢地帳を作り、壹本を其村に付與す。檢地帳の末尾には、檢地惣石高及町段畝歩石盛分米高等を、其地目即上々田畑上田畑中田畑下田畑下々田畑

見付田畑荒所屋敷葎場等毎に列記し、其他池成川欠堤敷水掻池墓地藪寺社の除地等の町段畝歩を詳記する外、尙檢地に與りし役人及案内者の名を署し、其私曲なきことを誓言す。又最末尾の段には、墨付何枚と記し、且簿冊のこぢめ綴糸のに各自捺印し、以て他日の變造を防ぎたり。凡そ檢地帳は甲乙の持分を明に證示すると同時に、又租の公收を標準するの根本原簿にして、最も大切なるものなれば、多くの村々は只之のみに箱を調ひて以て容れ、而も丁寧に之を保管せり。尙日常に使用するものは、別に檢地帳寫を備へ置けり。

檢地の制は遠く大化の新制に始まりしこと既に日本紀に見え、又田籍田圖を徵驗し、或は時として巡察使を七道に遣はし、以て校田せしめられしことあり。蓋し王朝時代其制度既に具さに備はりしが如し。後鎌倉室町の時代より、降て豊臣氏の天正十七年八月、參河國に檢地を行ひしことを傳ふるまで、之に關する制度屢次更革せられたり。殊に尺度段別に沿革あり、猶檢地の方法に就ては頗る煩雜に互るの嫌あれば、今茲には之を言はず、只専ら本郡にて行はれし事實に就てのみ聊か述ぶる所あらむ。

我郡に於て檢地の最も早く行はれしは、豊臣氏の文祿三年三月にして、其檢地官は

船越五郎左衛門桑原治右衛門片桐市正山岡如軒宮本藤左衛門にして、而も此五名が上中島下中島南中島の各方面に分れて之を行ひしに始まれり。尋て慶長十四年に畑場八箇村、明十五年に下中島南中島の各一部に、片桐市正の檢地あり。十四年に行はれしときの檢地役人は、富田太郎助澤屋五左衛門牧次右衛門小島十左衛門安養寺喜兵衛宮澤次郎兵衛の六名にして、十五年に行はれしときの檢地役人は、吉岡作左衛門久保兵介の兩名なりき。爾後徳川氏に徙りては、寛永四年三月、衛壤村中釜村四貫は高西哲雲、同十三年八月新家村二重は代官豊島十左衛門、次て正保元年福村外は大野村も此時は小濱民部、明曆二年十一月木津村開は代官鈴木三郎九郎、萬治三年九月大道新家小松開は松浦藤兵衛岡村伊右衛門吉田七左衛門等の各、檢地ありき。郡に於ては已上の時代に行はれし檢地を指して、之を古檢と呼べり。而して古檢に用ゐられし丈量の尺度は壹間六尺五寸竿を以てせられ、且檢地帳の形式の如きも、之を後の延寶以後のものに比せば、其石盛の稜米率を示さず、簡略粗雑たるを免れざるなり。明治十三年五月本郡役所に於て、郡内舊記録文書の調査したるものに據れば、淡路村西村山口村三番村橋寺村新庄村蒲田村堀上村の各村には、文祿三年の檢地帳、十八條村には慶長十五年の檢地帳の保管あることを明記したれども、

今は纔に二三を除くの外、其在る處知るを得ざるは頗る遺憾とする處なり。降て延寶五年徳川四代將軍家綱のとき、貢租の増收を計り、壹間の尺度を六尺に改め、更に檢地する處あり。本郡に在ては同國川邊郡の尼崎の城主青山大膳亮、并に丹波綾部の城主九鬼和泉守此任に當れり。而して青山大膳亮は郡の大部分に涉り、延寶五年四月を以て之を始め、明年正月に至て止む。又其檢地役人は惣奉行山口治郎右衛門元縮久代、佐右衛門同松下吉右衛門、檢地奉行岡田三之助なりき。次に九鬼和泉守は南中島下中島の一部にして、延寶七年三月に檢地あり。其役人は惣奉行天岡半右衛門、元縮川面善兵衛、同油破兵左衛門、同河曾忠左右衛門、同野村五右衛門、同澤佐太夫、同浦口金兵衛、同野津甚右衛門、同丹羽藤右衛門なりき。此年亦青山大膳亮下中島の川口新家村を檢地せり。而して此改正檢地を稱して、新檢又は青山檢と方言せり。又此延寶檢地後に於て、新に開發せられたる地を都て新田と稱す。斯くの如くにして、檢地せられしも、或る一部の村に至ては遂に新檢の實行を見るに至らずして、古檢の儘となれるものもありしなり。而して此新檢の實施は、延寶五年より算して十二箇年後の元祿二年始めて施行せられき。

次に元祿の初めより本郡海濱の地に、大新田の一時に開發起り、其成るに至るや、檢地あり。奉行には万年長十郎小野朝之丞、檢地役人片岡段右衛門、都賀野平次兵衛、佐藤彌次右衛門、山路政右衛門、林江右衛門、下村瀬左衛門等にして、津守泉尾市岡、春日出恩貴島、西島百島、蒲島、出來島、中島、西島、西野の拾貳箇新田は、即其地なりき。爾來維新の幕末前に至るまで、海岸河傍新に一新田の成るあり、或は増開きの成るあり。墾田の業此の如く盛なりしが、其成れる毎に支配代官の檢地を行ひしこと枚擧に遑あらず。多くは第六編の年表に載せられたれば略す。

凡檢地を行ふには、先づ豫め一村内の割地引按内帳を差出さしめ、一筆毎に番號を附し、之に基きて行ふを常とせり。代官手代又は手付四五人、竿取二人、其他按内者一兩人にて、竿繩を縦横に施し、其間敷を呼びつゝ、逐次記帳するを法とせり。已上に述べたる元祿十五年の檢地に關しては、今其一部の消息を知るに足るものあれば、左に之を掲げむ。

○今度大坂川口海表新田御檢地に付、案内罷出候者之儀、村中大小之百姓之内吟味之上、地面能在正路成者撰五六人も書付可出事。

一田畑地面善惡之位付、庄屋年寄百姓立會吟味之上、一二付に致し、壹人より拾人までも段々見立次第に堅帳致書付、尤田畑屋敷共地並地主字等書記可差出事。

附開發今に出来不申候に付池沼草野是又帳面認可差出其場所へも案内可致事

一 檢地就御用入候人馬指圖之通可出之尤無益之人足出間敷事

一 有來候哇溝之外新規ニ哇溝致間敷事

一 田畑之儀ニ付滞儀有之候ハ、檢地前可埒明儀ハ相濟障ニ不成様ニ可仕事

一 宿之儀檢地役人竿取壹組ニ而上下七人宛三組ニ而三軒入候間其心得可仕勿論見苦敷分ハ不苦候間用意出來仕間敷尤馳走ケ間敷儀堅く可爲無用宿敷右之通無之處ハ寺社方ニ而も又ハ相宿ニ而も可仕事

一 總而所ニ無之物他所より調置候事無用ニ候野菜其外當分可入品々有増別紙ニ書付出候間所々相場有

林之直段付仕可上置事

一 其日檢地請候地主之外無用之者出し百姓障費不申様ニ村中堅く可申合事

午二月

小野朝之丞

万年長十郎

右之趣被仰渡、儘承知仕、奉得其意急度相守可申候

新田中地主不殘連判仕差上申候

御檢地案内之願

乍恐口上書

一 御新田地並帳奥書之儀御案紙庄屋年寄又ハ村中之者不殘連判仕差上申様ニ而御文言御座候私共新田

庄屋年寄之申者無御座候得ハ、請負人並案内之者之仕度猶以村中ご申儀下作客來之儀御座候へば此度地並帳ニハ下作之印形ハ不仕候條、村中ご申文言御除可被下候、則別紙ニ書付御願差上げ申候、被爲聞召分被下候ハ、難有可奉存候以上

元祿十五壬午年二月廿五日

新田請負人中連判

万年長十郎様

小野朝之丞様

(別紙願)

一 右は何新田御檢地に付請負人地主並下代之者田地引案内候者、堅く誓紙被仰付地主下代案内之者立台田畑位付相究帳面に記差上申候、随分念入互に吟味仕付甲乙無御座候様に念入相收申候、御見分之上若相違之儀御座候は、如何様共可被仰付候、其連判差上候仍而如件

午二月廿五日

新田請負人中連判

万年長十郎様

(小作慣行調査書)

小野朝之丞様

編者云ふ郡内村々に遺存する檢地帳中、延寶五年の檢地帳末尾に、右者攝州西成郡何村檢地使被仰付候六尺竿を以て壹反參百歩也町反畝歩員數斗代高下分量委細書記帳面相極置者也とありて、而も明に六尺の尺度を示せり、然るに元祿以後に行はれし檢地帳には六尺壹分の間竿を用ゐしことを亦等しく明記せり、算法地方大成には檢地の節用ゆる間竿は六尺壹歩を壹間とす、或間竿は壹丈貳尺貳歩なりと見えたり、其

他に書かれたるものにも同説多きを占む。即ち間は壹丈貳尺貳分なるに、砂摺と稱し、壹間毎に壹分を増せる竹製の度を用ゐ、又繩は字を以て製し、澁を引き以て其伸縮の狂ひを防ぎ、壹間毎に間數を記したるを用ゆ。何れも繩奉行の檢印を経たるものなれども、實際の檢地帳には彼が如く二様に書分けたれば、此點に就ては疑なき能はず。之を要するに、果して壹間は六尺壹分半を以て使用したるものごせば、繩にも亦半の砂摺なる壹分の込みありしや否や、之が明瞭を缺くに由りて直ちに首肯し難きものありとすれど、結局檢地は區々の間尺にて行はれしとするもの蓋し事實に近きが如し。

貢租

徳川時代の貢租は天然果實の米を以て之が本位となし、之を物成と稱せり。物成中には村により本高の外に新田あり、之を付高と云ふ。本高に對する租を本免又は本途と稱し、免狀賦課命令書中に記する處なり。又其地譬へば畑場八箇村の如き、畑のみにして米の成らざる地は米の石代を以て銀納せしめらるゝの例なりしが、古くは玄米を以て納付せし事實もありき。尙物成の外に藪地、葎場、其他の土地、又は獵具、網鏡、砲類の運上、酒醬油の冥加銀等の如く、而も定納のものは之を小物成と云ひき。

抑も田畑に上々、上中下々、見付荒所等の階級等位を付し、之に各稔米率を定む、之を稱して石盛と云ふ。石盛は田壹反歩より作り出す處の見積高にして、貢租賦課の上にて平等均衡を保つために之を設けられしものなるべく、而して其土地によりて

は石盛を異にするものあり。今我郡百數拾箇村の内拾數箇村に於ける、地目に從ふ盛の稔米率を擧ぐれば、傳法村下田壹石壹斗上畑壹石參斗中畑壹石壹斗屋敷壹石參斗、中在家村中田壹石貳斗上畑壹石參斗上畑壹石貳斗中畑七斗下畑四斗屋敷壹石貳斗、勝間村上畑壹石四斗上畑壹石參斗中畑壹石壹斗下畑九斗屋敷壹石參斗、津守新田上田壹石五斗下田六斗五升下畑四斗上畑壹石中畑八斗下畑六斗下畑四斗見付畑貳斗屋敷壹石、今宮村上田壹石五斗中田壹石參斗上畑壹石五斗中畑壹石參斗五升下畑壹石貳斗下畑九斗見付畑七斗屋敷壹石五斗、休津村下田壹石壹斗下畑壹石上畑壹石五斗中畑壹石參斗五升下畑壹石壹斗下畑九斗見付畑六斗屋敷壹石五斗、新家村上田壹石五斗中田壹石參斗下田壹石壹斗上畑壹石參斗中畑壹石壹斗、北大道村上田壹石五斗中田壹石參斗下田壹石壹斗上畑壹石貳斗中畑壹石下畑八斗、江口村上畑壹石四斗上田壹石貳斗上畑壹石壹斗中畑七斗下畑五斗、下新庄村上田壹石五斗中田壹石參斗下田壹石壹斗上畑壹石貳斗中畑壹石下畑八斗、斗屋敷壹石貳斗、小松村下田壹石壹斗下畑八斗見付田五斗下畑八斗下畑六斗見付畑四斗荒所六斗屋敷壹石、北宮原村上田壹石五斗中田壹石參斗下田壹石壹斗上畑壹石貳斗、宮原新村中田壹石參斗上畑壹石貳

斗中畑壹石壹斗屋敷壹石貳斗、新在家村上田壹石五斗中田壹石參斗下田壹石壹斗
 下々田八斗上畑壹石參斗中畑壹石下畑八斗下々畑六斗屋敷壹石參斗、福村中田壹
 石參斗下田壹石壹斗下々田九斗上畑壹石參斗中畑壹石壹斗下畑六斗屋敷壹石參
 斗、九條村上田壹石五斗中田壹石參斗下田壹石壹斗上畑壹石參斗中畑壹石下畑九
 斗屋敷壹石參斗等にして、而も石盛の村々によりて之を異にするもの夫れ斯くの
 如し、尙之を再言すれば、上田に壹石五斗壹石貳斗あり、中田に壹石參斗壹石貳斗あ
 り、下田に壹石貳斗壹石壹斗六斗五升あり、下々田に壹石九斗八斗六斗四斗あり、上
 々畑に壹石四斗壹石參斗壹石壹斗あり、上畑に壹石五斗壹石參斗壹石貳斗あり、中
 畑に壹石參斗五升壹石壹斗壹斗八斗七斗あり、下畑に壹石貳斗壹石壹斗九斗八斗
 七斗六斗五斗あり、下々畑に九斗六斗四斗あり、見付畑に七斗六斗四斗貳斗あり、屋
 敷に壹石五斗壹石參斗壹石貳斗壹石等の差別あり、去れど這は唯其例證を引て之
 を異にするもののみを示したるまでにして、若し此他の村に於ける分をも掲ぐる
 に至らば、尙之と等しく異にするものあるは云ふまでもなし、而して其年々賦課徵
 收せらるゝ貢租免割高に於ても、多くは村々によりて之を異にするの例なりき、幕
 府は始め年の豊凶に隨ひて、其取箇なる公收高を定むるの例なりしかど、斯くては

國帑の收入多寡一定せず、極めて不確實なるものあり、として、八代將軍吉宗の時、即
 享保年間に於て、從來よりの制度を一變し、漸を以て定免取の制に改めらるゝに至
 れり、抑も定免取の制は、年の豊饒と又多少の水旱風虫等の凶年とを論ぜずして、三
 五七十年等の一定の年季間同一の免高を以て、租の賦課徵收をなすにあり、然りと
 雖も、又大凶作に遭遇せし場合の如きは、願出をなし、特に代官の檢見を受け、被害減
 收の程度に應じ、其免高の取箇割合を低くして、之を公收せられしなり、所謂破免即
 是なり。

我郡に於て最も早く定免取の扱ひを受けしものは、確とも分り難けれど、享保九年
 に於ける中在家村の免三ツ九分四厘の三箇年定免を以て、之が嚆矢とすべし、され
 ど同村は何故か寛保年間より一旦又舊の檢見取に立戻りしが、明和三年より復び
 定免取の取扱を受くるに至れり、又木津村も等しく此年より始めて免五ツ壹分九
 厘七毛の五箇年定免、次で十八條村は翌々明和五年より免六ツ參分七厘壹毛の五
 箇年定免取行はれたりき。

已上の實例一二を以て一般を推すは尙未可なりと雖も、其他免狀村明細帳等の遺
 れるものに徴據せば、本郡に定免取の制全く行はるゝに至りしは、蓋し叙上の明和

年間にありとて著しき誤見なかるべし。

免狀を以て租を公收せらるゝは、本高付高の外に、葭場には葭年貢、敷地には敷年貢、乃至漁運上綱運上其他酒醬油油問屋質屋等の冥加、川船大工桶屋石屋紺屋などの諸役もあるべけれども、猶其外に口米御轉馬宿入用米六尺給米御藏前入用等の高掛諸役もありたりき。而して口米は地方掛りの諸入用即筆紙墨類及其他の雜用に充つるものにして、其貢租米の取箇に應じ之を賦課徴收するものなりき。本税は古くは地方役人自身に之を直收したれども、後^{年代}更に官收に改められしと云ふ。又此賦課額は地方によりて異なるものあり、或は納俵參斗五升につき壹升なるあり、或は納米壹石につき六升なるもありと云へど、本郡に於ては壹石につき參升の割合を以て徴收せられたり、而して本税の免狀中に古く見えたるは、萬治寛文の頃十八條村に對し、板倉内膳正より發したる免狀中に現はれたるものを以て然りとす。次に御傳馬宿入用米六尺給米御藏前入用等は、之を三役と稱し、御傳馬宿入用米は、江戸を中心として以て五箇所の要地に至る五街道筋、所謂東海道中山道奥州街道日光街道甲州街道の各沿道宿驛の問屋本陣の給米、其他宿方の入用に充てらるゝものにして、石代銀納を以てするを例とせり。本郡内に於ては享保六年より徴收せ

られしものを以て最も古しとす。又六尺給米は、もと村々より官用夫人を百姓役に充て、其夫人の數を見積り、其給を米にて徴收するの例に改められしものなり。本郡に在ては元祿九年北大道村にて徴收せられしものを其初見とすも、一般に涉るものは享保六年より徴收せられしが如し。是又石代銀納を以てするを例とせり。御藏前入用は、徳川氏地方年貢米の收藏所、即俗に御藏と稱したるもの、諸入用に充つるものにして、高百石に付銀拾五匁を收むるに在りき。本郡にては元祿十年より之を徴收せられし村もありたれど、此時未だ一般には行はれず、其後に至り普く之を賦課せられしなり。

之を要するに已上三役の高掛役は、村々に由り多少の賦課年代を異にするものあり、れど、なべて享保の頃より之が賦課行はれしものと見て、敢て誤りなかるべきか。されど實際に於ては三役を課しながら、而も口米を課せざることもあり、然し何故に之を課せざりしか、其理由は今之を詳かにするを得ず。

然り而して凡そ租を徴收せんとするときは、上來記述せる免狀、即賦課の命令書を代官より發したるにあり、而して多くの場合に於ては、縦ひ木津村の如く二員以上の庄屋あればとて、免狀は一村一葉に限れり。尤も付高の新開地分に對しては、別途

に發せられし實例も鮮からざりき。又免狀中には定免取檢見取の別、本高及之に對する取米高免の割合、若し付高ある村ならば其付高及之に對する取米高免の割合、小物成の雜稅、及諸高掛の納高を列記し、尙其末尾に、取米高に對しては村内大小の百姓入作のものも残らず立會、高下なく割合せ、何月何日限り皆濟すべきものと命じ、代官之に署名捺印して以て之を達するの例なりき。

然れども既に元和の頃に於ける免狀は、極めて簡約のものにして、狀中單に物成とし、取箇の石高及代官等の名前年月を記載し、而も用紙は美濃形半截の一片に過ぎざりしが、寛文延寶の頃に至ては其體裁一變し、先づ用紙の如きも西の内と稱する大形紙を以てし、文字も多く墨色濃く、書體も正しく丁寧に記することゝなれり。由來租は米を以てするを本位とすること既記せるが如くなれど、元祿の頃より本免中拾分壹を大豆代銀納、三分壹を石代銀納、残り六分方を玄米納とするの例漸次行はるゝに至れり。就中三分壹銀納の制は既に之より以前にありて、本郡に初見せる所のものは、十八條村の正保元年に次ぐに、北大道村の慶安元年にありし是なり。而して元祿の頃と雖も、尙普く行はれしとはあらず、後享保の頃よりして始めて一般の村々に行はれしが如し。當時に於ける此方法は、蓋し幕府の財政上之を必要

とするものありしに由るべけれども、又以て地方經濟の融通上、寬嚴調和の其宜しきを得たる巧妙の手段を施せるものと云ふべし。恁くて米大豆石代を定むるは、大坂、尼崎、高槻の三箇所に於ける、十月十五日より同晦日に至るまでの公定相場を以て、之が標準となすの例にして、之を御藏米直段と稱し、而して代官の報告に依り勘定奉行之を定め、以て各村に對し指定するの順序なりき。さて本郡中南部なる畑場の如き、主として綿藍蔬菜類の作柄地に在ては、都て石代銀納にして、而も是等の收穫物は一時に之を賣拂ふこと到底不可能なれば、之を四期に分納せしめらるゝの定例なりき。尤も此分納の方法に就ては、免狀の内容に之を示さざれば、其委しき扱振りは詳かならざれども、初納は九月二納は十月三納は十一月四納は極月に行はれたりき。但庄屋は代官より其都度小手形を領し、翌年三月に至りて皆濟目錄と稱する納稅濟證書をば前の手形引換に渡されしが如し。始め皆濟目錄は免狀裏面に記され、代官之に署名捺印せしが、寶曆の頃より別に之を認め交付せらるゝの例とはなりぬ。

今舊免狀の一も缺けず、尙揃ひて現存する所あり、即木津村の元和元年より明治維新後地租改正前にして、石代上納當時の同七年まで二百六十年間分。次は免狀及同

手控にして、北大道村の寛永元年より明治七年まで二百五十一年間分、次は免狀にして、十八條村の寛文元年より同七年まで二百十四年間分、次は免狀及手控にして、中在家村の寛文十一年より嘉永元年まで百七十八年間分、此内寛文延寶年間にて四箇年分を、簡年分天保年間にて四箇年分を此他或る年代分の存するは、新家村の寛永正保頃のもの、塚本村の元祿寶永正徳頃のもの、西島新田の享保より寶曆までの頃のもの等是なり、而して今是等の古書類に據り、貢租徴收の迹を通觀するに、未だ定免取の行はれざる以前に在ては、其免割の法に三あり、即甲は單に高に對して免幾ツとし、乙は高に對して免幾ツ毛付高に對して免幾ツとして、兩様に其免高を定めたり、丙は唯毛付高のみに對して免定めをなし、更に高に付けざるものなりき、さて甲は所謂通常の免割にして、村高の内引高譬へば川欠池成堤敷道敷等の免租地高を引き去り、殘高に對し通じて免五ツ貳分三毛等の率を以て課するものにして、而も作柄には別段被害なき平年に行はるゝものなれど、之に反して乙丙の方法行はれし場合は、水旱損又は風虫害を被りて秋熟頗る不良なるか、將又收穫皆無に歸したる異例の時に際し、檢見を受けたる上に於て扱はれし事實にして、其乙なる法は、多くの場合被害程度の輕きものに、其丙なる法は、其狀重きものに限りにて之を行はれしが如く認めらるゝもの鮮少

ならず、去りながら定免取の制一般に施さるゝに至りては、乙丙の方法餘り行はれず、彼の破免等の場合に於ても唯其定免の課率を破りて、之を低くし徴收したることありき、又定免とても、木津村の如き定免取中、天保七年以來は新に田畑の免率を區別して定めたる事實もあり、されば若し田作に被害あれば、田方の免率を下げ、畑作に被害あれば畑方の免率を下ぐるの例なりしなり、斯くて租を減額せらるゝは、主として如上の厄災に因て行はるゝものなりしかど、私領方にて土井大炊頭領の如きは、尙平年に於て用捨引等の恒例もありき。

租の上納 租税中三分壹銀拾分壹大豆銀其他雜税、又附加税にしては三役の如き而も銀納のものに在ては、之を掛屋と稱する個人の公金取扱所に拂込みて納付するの例なりしが、元祿の頃より寶曆年間にかけては、之を掛賃と稱し、手数料納銀高壹貫目に對し、銀七匁許を要せしなり、次に米納に在ては、大坂は川崎玉造西丸、難波西高津等の米倉に、京都は二條米倉に、江戸は淺草米倉に納付することなりき、而して大坂納京都納江戸納に就ては、當時様々なる土地固有の慣例も存したる筈なれど、是等の消息に就ては據て以て窺ひ知るべきものを見出さざれば、今之を詳かに盡し難けれど、唯り江戸廻米の大要丈は、聊か叙する處あらんぞす。

すべて米を上納地に運送するを廻米と稱し、而して廻米に要する費用は途中船賃を除くの外、船場まで持出し又は陸揚する等の一切賃銀を始め、俵代込米諸雜費まで前の掛賃と俱に皆村費の負擔にして、而も其額決して僅少ならざりき。

由來納米の受渡即上納に當りては、情弊纏綿たるもの頗る多かりしが如し。納米は一々檢量せらるゝことにはあらねども、總俵の内四五俵に就き、糶納に對しては目方廻し、玄米納に對しては枳目廻しを取り、以て之を檢められしが、或は目方枳目の量に不足ありとか、或は米質粗惡なりとか、或は俵の製作不完全なりとか云ふの故を以て、芻米を出さるゝことあり。量の不足は石代銀納を以て之を補填し得らるれど、質の粗惡なるに至ては、米の取換などを命ぜられしこともありて、其納付に際し、而も思はぬ面倒を惹起すは、何れの庄屋も皆等しく苦慮せし處なりき。殊に江戸廻米に至ては、途中船頭の抜荷など行はれ、一層迷惑の弊習潜在したりしかば、別項に載するが如く、寛政四年には欠減の申渡、安政五年には納米取締方仕法の發布あるに至れり。斯くて其取締愈嚴重となり、安政度の掟にて其欠減に應じ、船頭辨米の責任と、惣代納庄屋の辨米責任とを定め、以て之が弊害を芟除するに努められしかど、曾て廻米の事に携はりて其經驗を有したる、西中島村大字淡路の曾て衆議院議員たりし中野

治兵衛親しく語れる所に徴するも、維新前幕末の時まで其弊風尙盛に行はれしが如し。

江戸廻米高及其湊積込み期日は、代官所よりの通告にて定まらたり。本郡にては安治川口其積出しの湊にして、船は廻船問屋之を仕立てたり。代官手付手代の廻し檢量を経て、後之を船積し、尙船頭の面前に於て、たみ俵の封じあり。即欠減の量を試験するため、設けたるものにして、船中は帆柱の下に之を置くの定めなりき。俵俵は壹俵五斗の米を量り、之を布の袋に入れ、更に木造の箱に容れて嚴封し、庄屋船頭之に封印して其正實なるを保證せり。而して上乘と稱する船中の監督者を壹人乗込ませしめ、之に椶箱の嚴封に用ゐたる各庄屋船頭の印鑑を嚴緘して渡し、持參せしむるの例なりき。而して船は紀州沖を経て江戸へ達するものなるが、若し廻航中難破流亡の厄難に遭遇し、納米流失する事あるときは、紀州沖の間は納村々の損失に歸し、遠州灘以東に至れば幕府の損亡となりしなり。納庄屋は譬へば新田にては、五箇島組、木津川組、安治川北組にて壹人、古田方にて壹人、都合二人惣代として陸路東海道を経て先着し、江戸淺草幕府指定文化二年の旅宿に滞在し、着船を待て納米の手續をなしたり。江戸納米は此の如くにして行はれしが、京都二條廻米は淀川舟運により、伏見

問屋宛に廻送し、夫より更に二條米倉に廻付せるものにして、矢張り惣代納庄屋に依て其手續を了したり。大坂御藏納は村々人足を以て之を運送し、各村の庄屋が直納するか、或は又納庄屋を設けて納付するかの二途なりき。而して江戸納京都納等に要したる費用は、之を明細に記帳し、支配代官手付手代の奥書證明を受けて、村小入用の支出證據に供したり。

申渡

一五畿内中國筋模倣耕廻し欠減容較之儀是迄は五斗入壹俵ニ付壹升參合五勺之積りを以致取引ひ處參斗七升入壹俵ニ付七合宛之容較に取極ひ間其國々俵入ニ應じ右割合を以容較勘定取立差引可致し尤模倣之儀淡耕廻し過ひ分は切捨淡廻し相用ひ様可致事

但中國筋之内丹後石見國春廻し之國柄ニ付本文同様には雜相成ひ筋ニ付參斗七升入壹俵ニ付米入合宛之容較に取組ひ間割合に應じ容較勘定相立ひ様可致事

右之通相心得北國筋之儀は是迄通り參斗七升入壹俵に付壹升宛に用捨相心得尤模倣淡廻し過ひは是亦切捨淡廻し相用ひ様可致し

正月

右之通被仰渡奉長以上

寛政四年子正月

御勘定所

廻船御用達代印

(豊里村野本米三郎藏諸國御廻米御仕法書)

差上申一札之事

諸國御廻米御取締筋之儀寛政二戊年同四子年中淡廻し模倣拵方并船中置場欠減容較米其外之儀ごも追々御達有之ひ處近來取締方相弛み尤船毎ご申儀には有之間敷得共積入御米多分之欠減ニ而殊に模倣之分も同様相減じ、江戸表水揚廻之上年々郡中之辨米不少、何れ之御料所村々も難儀之由申唱船方取斗ひを及難惑得共見留ひ儀も無之ひ處先般永井飛彈守御預り所去已年江戸御廻米積請ひ大坂安治川町登丁目木屋重藏船々頭吉左衛門水主仁三郎外八人儀御廻米并賣荷盜賣いゑしひ趣を以戸田伊豆守當地町奉行之節召捕吟味中同人病死に付當時久須美佐渡守方において尙吟味中に有之右休船方もの共不届之所業發覺いゑしひ上は取締方之儀得ご取調仕法改革可致處當年は最早御廻米積立時節に差向ひ儀に付取締方左之通一御廻米積船着船いゑし支配役人罷出船中見分改方等相濟ひ上御米船積に取掛りし節は淡に相詰居ひ庄屋共之内兩人船中江罷越水主共御米積入方に付如何敷筋は無之儀得ご見張罷在積入相濟ひ而も上乗之もの右船中江不乗組内は不引取答に事

但解下に而還送之遠近其場所之都合に寄ひ得共解下船江も演詰庄屋之内可成丈上乘爲致し積り之事一模倣置所并繩結等之儀寛政御達之通可取斗處右に而は船方之もの不辨利之趣申聞勝手に置所を替ひ儀も有之哉に相聞甚如何之事に問御達之通急度取斗且又模倣入し箱江支配役人演詰庄屋上乘船頭封印いゑしひ儀は勿論に得共當年者細引封印之方も上乘船頭封印之外支配役人并演詰庄屋封印いゑしひ苦尤何れも海老封印之積り事

但模倣箱俵之傍江鹽俵圖もの其外雜具類籠等決而差置間敷事

第一編 郡 第七章 舊幕時代

一 糶箱其外江封印いふし江濱詰庄屋井に上乘之者印鑑積立以前支配役人江爲差出支配役人之印鑑ごも一同封立納庄屋江可相渡旨申渡上乘之者江渡遣し江戸大坂表江持參爲致し積之事

二 右印鑑を以江戸大坂着船之節糶箱并俵封印其外ごも納庄屋罷越相改し積し條封印摺痛等無之様急度可爲心附事

一 御米水揚之上輕俵出の節枿分ヶ貫目類寄入を以廻俵取出し枿目平均等之儀は寛政度御達之通譬は水揚廻し積込俵五斗貳升貳合四勺五才に而淡枿廻し五斗貳升參合之處御藏庭に而枿俵四俵之平均も五斗貳升貳合四勺五才有之の得は容敷米又は辨米等之沙汰に不及納庄屋船方取引勘定無之事

一 積込俵水揚廻し五斗壹升貳合四勺五才に而淡枿廻し五斗參升參合之處御藏庭に而枿俵四俵之平均五斗貳升九合四勺五才有之の得は右之内容敷米九合四勺五才を引去り御藏納俵入に不拘七合五勺五才之分船頭と辨米可致事

一 淡廻し五斗貳升五合に而水揚廻し四斗九升在之様俵四俵之平均四斗九升五合にの得は水揚廻し方五合相減の儀に而容敷米九合四勺五才を可引遣様無之御藏納俵入五斗壹升參合ご差引壹俵に付貳升參合不足之分郡中と辨米いふし積之事

一 淡廻し五斗貳升五合有之の處積込俵水揚廻し五斗壹升五合五勺五才に相成の得は九合四勺五才容敷米丈之減に付枿俵斗り立に不及御藏納五斗壹升參合之俵入に不足無之の間若其砌枿俵斗り立平均五斗貳升有之の而も納庄屋船頭ごも不及辨米の事

右之通被仰渡の上にも船中不取締之儀相聞おいては得ご御糺可有之の條船方之もの共寛政度御達之趣は

勿論今般被仰渡の廉をも急度相守心得違不致様可申渡の尤右之趣は外御料所向江も兼而御掛合被及村役人共等閑之廉も夫々御取締方被仰付の積に付其旨をも可相心得旨被仰渡一同承知奉畏の仍而御請書差上申の處如件

安政五年九月十五日

廻船御用途

菅屋久兵衛

廣島屋平次郎

加納屋次郎作

代兼 佃屋勘左衛門 印

廻船方御役所

前書之通廻船方御用途江被仰渡の處畢竟是迄御米廻船江積入の節濱詰庄屋等も不立越上乘立越は迄は大切之御米を船方之もの江爲相任置の故自然不取締之儀も出来の間以來は御米積入之節に濱詰庄屋共廻船江急度立越積入方并封印等見届其儘右船に罷在上乗之ものご引替り可申其餘御米廻船迄解下等之節も可成丈濱詰庄屋上乘可致し且又納庄屋之儀は江戸大坂着船之節船中江立越御支配役人其外之印鑑上乘のものご請取糶箱并俵細引封印ごも右印鑑江突合如何之儀も有之のハ其段早速御支配江可申立其砌如何敷筋も無之のハ水揚相濟の上印鑑封印ごも御藏御出役人中江差出可申其餘淡納所ごも都而不取締無之様厚心附可申の尤郡中村々江は右之趣私共と不洩様通達可致旨をも被仰渡承知奉畏の仍而御請書文差上申の處如件

安政五年九月十六日

當御支配所 攝河泉州村々

郡 中 惣 代

鈴木町御役所

第一編 郡 第七章 舊幕時代

(豊里村野本米三郎藏江戸御廻米納取締方書)

參考古文書

攝州十八條村廿年免相定事

高三百七石三斗八升五合
 内
 高五拾石六斗七升五合
 高六斗九升六合
 殘高貳百五拾六石壹升四合
 内
 高貳拾石六斗四合
 此取米八石貳斗四升壹合六勺
 高貳百三拾五石四斗壹升
 此取米百四拾壹石貳斗四升六合
 一口ノ米百四拾九石四斗八升七合六勺
 此口米四石四斗八升四合六勺
 外
 米三石八斗四升
 此口米壹斗壹升五合貳勺但石二付三升宛
 合米百五拾七石九斗貳升七合四勺
 右惣百姓立合割付仕極月十日限急度可致皆濟者也
 寛文元_年極月六日
 板内膳印
 庄屋
 惣百姓中
 (北中島村藩井氏所藏)

村小入用

村小入用は一に又村入用とも稱し、現今の所謂町村費にして、村方入用の諸費即是なり。小入用の取扱は云ふまでもなく庄屋にして、特例としては庄屋に代りて年寄其事務を取扱ひしもありき。又小入用には今の町村費の如く豫算額もなければ、支出銀高の制限もなく、且其費目に定まりもなしと云へど、其村柄に依て舊來より蹈襲したる支出の習例ありて、濫りに新規のものに支拂ふことは、敢てなさざりしが如し。去りながら其費目に至ては、或る一村の上より之を數ふれば、其費途左まで多かりしとも見えざれど、若し假りに多數村のものを舉示すれば、實に多種多様なものありて一々之を數へ難しとす。加之ならず時代によりては、其費途に多少の變れるものもあるべければ、縦しや一村のものたりとも一概に斯うと斷ずること能はざるものありき。又小入用賦課の方法は率ね高掛の制なれど、稀には不均一の賦課もありて一定のものとも云ひ難し。且之が徵收期の如きも區々に行はれし慣習の相異ありしかば、是等も更に項を分ちて其大要を叙すべし。小入用の費途は既記の如く一々之を示すこと難ければ、爰には假に其費目のみを舉げて説明せむ。事務費、是は庄屋年寄の事務取扱諸費にして、日常の筆紙墨類を始めとし、蠟燭薪炭提灯張替其他諸雜費なり。給米費、是今の町村長及助役の報酬と同

じにして、庄屋年寄の給米料、小使村夜番人非人の諸給并に庄屋年寄の出張宿泊料、其他諸費なり。納税費、納米には俵調製費、差札代、米鼠食辨米料、船賃、駄賃、人足賃の運搬費より、江戸淺草京都出張割、仲仕心付の諸費まで、尙石代銀納には掛賃等をも要したり。高掛費、是租税外に其高に課せらるゝものにして、定例に屬するもの即城内竹繩入用割、城内修覆入用割、陣屋修覆入用割なり。雜稅費、是高掛御傳馬宿入用六尺給米御藏前入用御口米等なり。郷藏費、是村倉にして一に夫食藏とも云へり、即之が修繕費及番人給なり。國役費、是幕府自ら保護經營の河川堤防、樋橋の修繕又は改築に係る夫役人足賃、并に大川筋入用割なり。郡中割、是郡中總代立會相談又は總代手當其他諸費なり。組合割、是今の水利組合費にして、一に協議費など稱し支出せられしが、所謂樋橋の修繕、藻刈、浚渫の諸費、其他敷地米代等の高割なり。土木費、是村内に係る道路費用、悪水路の藻刈、浚渫の諸費、及樋橋修繕費、敷地米代、樋守給等の入用なり。勸業費、是下尿入用割、野番給其他諸費なり。救恤費、是棄兒の養育料、行旅病人、死亡人の取扱に係る諸費なり。神社費、是産土神年中世話料又は御初穂料なり。寄附費、是寺院開帳、再建修繕、神社修覆祭禮等に對する寄進銀なり。尙此外に時として大坂城代の巡見勘定奉行の廻村送迎、代官巡村又は檢見に係る諸入用、村出入訴訟入

用、夫食拜借、其他種々の事件に關し、臨時の費用を要することも亦鮮からざりき。以上は小入用として支出せられし四五の事實に憑り、其例を示したるものにして、素より之を以て盡せるものはなすべからざれど、徳川氏中世以降に行はれし事實として、是甚だしき懸隔の相違なきものと信ず。然り而して如上の經費負擔は、多くは皆高割によるものなりとす。即一村内に於ける大小百姓持高の内、川欠池成井路堤防敷道成等にして免租地の石高を除き、其他の持分に應じて小入用の支出總高に對し、均等に之を賦課するを以て通例としたれども、又他所割と稱して高割を平分したるものに、八分方乃至壹割方を増加して賦課する而も不均一の課税をなせし向もありき。尙他所割は他村人の持高のみに對して之を賦課し、以て其村内居住者に係る負擔額を軽減したると同時に、幾分か他村人の自村に持高あるを嫌忌したるの意味も寓したるやに似たり。又高割の特例としては、譬へば北大道村の元祿十五年分小入用高割の如き、庄屋及年寄役の持高に對しては小入用の賦課をなさずして、其他の高持のみに課したる事實もありしが、蓋し此の如き慣例は他村に多く見ざる處なりとす。而して高割は即本租なる米納の高割なる時にのみ是に従へど、若し水旱損風虫等の害を被り、特に檢見取を受け、毛付高に課せられたる場合

は、村小入用賦課方法も亦毛付高に應じ、本租の例に倣うて之を賦課するの例なりき。然るに本郡には人別割家別割等の古き制例はなかりしも、維新前の幕末の頃に始めて家別割の新税賦課せられし村々もありき。家別割は一に之を支配割とも稱し、多くは大坂市街地接近村なる在郷にして人家多き村々に行はれし事實なるが、村小入用總高の内二割乃至三割を家別割に賦課し、他の七割乃至八割の額は矢張り高割にて賦課し支辨せられしなり。

恠くて村小入用の徴收は區々に行はれたり。即大坂市街地接近村に在ては六拾日目俗に云ふ間節季と及盆師走の二大節季に重に徴收せられたれど、更に他の在方村々に至ては、率ね十二月本租取立と同時に賦課徴收せらるゝの例なりき。若し此間に現銀支拂ひの必要を生じたるときは、庄屋自身に私金を以て立替拂ひをなし置き、後十二月の精算勘定期に於て、相當の利子を付して戻入を受くるの習例なりき。

凡小入用帳の記載には、支出の銀高及其費途拂渡先の人名等に限られたり。精算は其帳末を締切りて支出の總銀高を掲げ、尙村高の内引け高を除きたる殘高に割當て、壹石に對する負擔銀額を示し、是に由て各自の持高に應ずる出銀額を列記し、大

小の百姓之に調印して其勘定に不都合又は相違なきを證し、而して副本を添へ毎年三月代官の檢閲を受け、本帳の奥に「前書之趣見置者也」と代官自署し、再び其村に下げ渡さるゝの定例なりき。

又村小入用監督の方法としては、毎年三月代官の帳簿改めの外、尙五人組連判帳中に於ても、内證割内入用割等の名目を以て賦課徴收するを嚴禁し、以て小入用の濫費を防止したるものなれども、濫費の弊竇尙生じて止まざりしにや、寛政二年八月代官篠山十兵衛は、最も嚴重なる觸書を發して之を訓戒し、若し違背して内入用割を掛けたるものあらば、吟味の上咎め申付くるものとしたれども、尙未だ全く之を改むるに至らず。是より後更に四年目の同六年四月に至りて、從來の費途に弊習あるを指摘し、之を改めて冗費を省き、以て村々小入用の輕減を計るべき旨、最も峻嚴なる取締の觸書を再發したり。今其一書きの本文を示さば次の如し。

一村入用之儀正月より四月まで五月より八月まで九月より十二月まで壹箇年三度に改め候積りにて正月より四月までの分は、來る五月中懸りのもの、廻村の上入用筋得と相糺割合方其外諸事村々勝手筋に隨ひ仕法可申談候間存寄殘さず可申聞事

一庄屋年寄百姓代定使給分等の儀は、都而是迄の通居置候積可得貴意事

一大坂并最寄村々江御用に付罷越候難用之儀は、追而役所より押切帳可相渡候間御用にて罷出候度々、役所

より押切印取之飯村可致候手代廻村先へ呼出候節も其ものより右帳面江記可渡候事
 一 郷宿飯代之儀壹飯銀入分づゝにて酒肴等は別段に好候ごも不差出積り先支配にて取極も有之由之處又々不取締に相成趣相聞候以來飯代壹飯銀入分并其用向に付用べき紙其外は格別酒代等は村入用相除候事

一 三郷續村役人之内には御役所へ罷出候節下役町代等召連候に付村入用を以て手當等遣す向も有之哉に相聞如何に候

以來右跡之もの召連中間敷候并會所守は廻狀先觸等可持送處無其儀別段日雇等を以繼送候趣相聞候是又以來會所守に爲持送り候積可被取斗事

一 二條大坂江戸納諸入用并添入用其外之儀に付去る寅年以來度々仰渡も有之處是以納庄屋共國許に於て壹石に付欠米何程銀何程と納諸人用引請候由右跡納庄屋へ爲請負候は御趣意にも違候儀に付以來納入用請帳之外道中并江戸逗留中諸雜用給金添入用等役所改を請追て入用高取極り候上御廻米壹石當り觸通を以村々勘定可致候

一 去る丑年江戸御廻米納庄屋之儀最寄々々より罷出人數多失却も相掛候に付當寅御廻米よりは攝河播州壹圓より兩人宛身元儘成もの相撰み差出都て三箇國納方之儀は右之者共申合候はと取計差支の儀も有之間敷候問是等の儀は追て郡中割寄會之節取極可申聞事

附納庄屋添庄屋上乘給金雜用等之儀も其節取極可申聞事

一 檢見御用其外御普請用悪水懸引凌方下屎割合等之外寄合入用と申名目口々有之入用多分に相見え候問

以來何々御用にて何月何日より幾日迄何れへ寄合候入用委敷相記置可請改事

一 村内にて年中寄合之節賄方野菜代其外入用何程と極庄屋へ請取候村方も有之又は野菜其外買上に往來り候村々も有之由區々に候間以來一飯銀入分づゝに而可相賄候勿論御年貢村入用其外惣勘定之節は格別檢見其外都而手代廻村止宿之節百姓共勝手に寄集り食事等致候儀決て致間敷右之外にも相改可然分も可有之候得共其村々に寄無據譯合も可有之に付右跡之儀は猶追々懸りのもの廻村之上可申談候問右跡可申立事

一 御用に付廻村の節木錢米代之儀是迄は其時々爲相拂候得共當四月より相改幾泊も畫ご申書付渡置村入用改廻村之節一集可相渡候間右書付を以請取可申事

小入用の支出に就ては此の如く綿密周到なる注意を以て之が改善を行はんとし
 て其監督を一層嚴にし帳簿の檢閲さへ年三月一回なりしを改めて三回となし、
 が如きは恐らくは當代に限られたるべし而して以上の事實は云ふまでもなく當
 時の代官が斯くまでに取締を嚴重にしたるに鑑み其弊風の如何に甚太しかりし
 かを窺ひ知るために旁引したるものにして本郡内にも之に依て取締を受けたる
 村々の果して之ありしや否やは素より知る處にあらざるなり

元祿十年北大道村入用

一 銀四拾參多九分貳厘御詰米質代是は子之御納米之内百參石參斗七升參合同七斗壹升參合御六尺給米丑

春御藏詰都合百四石八升六合大坂玉造御藏詰仕候入用納石に付四分貳厘貳毛餘

一銀六拾九匁六分八厘駄賃是は右之御米大坂京橋鳩場より玉造借り御藏迄付入申駄賃米壹石四斗之代石に付壹升宛但石に付六拾七匁替

一銀百九拾五匁壹分是は右之御米大坂玉造御藏詰に付斗儀當村に而之儀調仕候節鼠喰共貳石九斗壹升貳合之代但五斗入壹俵に付平均壹升四合石に付六拾七匁替

一銀拾匁五分九厘是は右之御米當村に而之儀調人足貳拾壹人之飯米壹斗五升八合之代壹人に付七合五匁宛但石に付六拾七匁替

一銀貳拾七匁八分七厘是は右之御米當村より大坂京橋鳩場迄積下し申舟賃四斗壹升六合之代石に付四合宛但石に付六拾七匁替

一銀參拾參匁是は子之御納米之内拾石御普請扶持に御殘し米丑十月大坂玉造御藏詰仕候入用石に付參匁參分宛

一銀參拾七匁貳分六厘是は丑之御納米之内六拾八石五斗同冬大坂西御丸御藏詰仕候入用納石に付五分四厘四毛餘

一銀百六匁八分六厘是は右之御米斗儀込米壹石六斗四升四合之代但五斗入壹俵に付壹升貳合石に付六拾五匁替

一銀六匁八分參厘是は右之御米在所に而儀調人足拾四人之飯米壹斗五合之代壹人に付七合五匁但石に付六拾五匁替

一銀拾七匁八分壹厘是は右之御米當村より大坂京橋鳩場迄積下し申舟賃貳斗七升四合之代但石に付六拾五匁替

一銀八匁七分八厘是は右之御米京橋鳩場より馬場迄持運申人足拾八人之飯米壹斗參升五合但壹人に付七合五匁宛石に付六拾五匁替

一銀貳匁九分參厘是は御納米之内外指札代百石に付壹匁八分宛

一銀百參匁參分是は丑年御藏前入用百石に付拾五匁掛り

一銀七分貳厘是は右之銀掛屋に而包申掛賃百匁に付七分宛

一銀五百八匁六分九厘是は丑年夫役國役又は郷中堤川除柵打人足樋伏人足其他外郷中丑年中入用拾石に付七匁四分壹厘四毛宛

一銀五拾壹匁七分四厘是は丑年御六尺給米七斗九升六合之代石に付六拾五匁替

一銀壹匁參百參拾五匁七分壹厘是は水道地代米拾八石五斗五升壹合五匁丑年三分壹銀御國領石に付七拾貳匁替仕野里村北方村西村へ相渡す

一銀九匁參分五厘是は右之銀掛屋に而包申掛賃壹貫目に付七匁宛

一銀五拾八匁六分參厘是は丑年三分壹銀五貫八百六拾參匁貳分五厘掛屋に而包申掛賃并掛欠共百匁に付壹匁積り

一銀四拾匁七分七厘是は水道井路筋新太郎松に悪水出し樋貳ッ新家村に同貳ッ海表に貳ッ右六箇所種守給銀高百石に付五匁九分五厘五毛宛